

三、市長召集の臨時市及府會議及其他必要事務の通知をなす。

第三章 局 長

第三條 局長は左列各職權を有す。

- 一、上海特別市暫行條例の規定に照し各該局内一切專管事務を掌理す。
- 二、市長の命を受け市政會議議決各項を執行す。
- 三、局内職員辦事成績に關し市長に對する負責。
- 四、各該本局の章程に照し職員の任免は市長に呈請して認可を得べきもの、外其他は市長より之を任免す。
- 五、局内職員請暇の認可。
- 六、市政興革に關する事項は市政會議に提出すべし、但し緊急關係に因つては市長に呈請して裁決或は之を執行するを得。
- 七、局内の章程及一切の辦事細則を草訂し市長に送呈認可を得、市政會議に提出して之を議決す。
- 八、支出は市長或は市政會議を経て各該局需用の款項を發す。
- 九、各該本局毎年の報告書を編成し、市長に送呈して檢閲を経べし。
- 十、各該本局毎年の豫算決算書を編成し、市長に送呈して審査を経市政會議に提出して之を議決す。

第四章 市政會議

第四條 上海特別市政府暫行條例第七條及第十七條の規定に照し將に行ふべき事項を議決す。

第五條 左記事項は市政會議により議決之は或を處理す。

- 一、各局内部組織の變更に關する事項。
- 二、各職務範圍に於ける疑點に關する事項。
- 三、各局建議に關する事項。
- 四、其他未だ規定を経ざる者にして市長が會議に應付すべしと認めたる事項。
- 第六條 市政部は毎週水、土の二回に定め午前十時より十二時に至る。
- 第七條 特別の事故あり市長之を認めて必要となす時は臨時市政會議を召集するを得。
- 第八條 會議地點は市公署に定め或は市長より臨時に之を指定す。
- 第九條 會議は必ず會員の過半数以上の出席を要す。
- 第十條 會員は特別の事故並に市長の許可あるに非ざれば任意缺席するを得ず。
- 第十一條 市政會議記録員は市長より隨時之を指定す。
- 第十二條 市政會議々案は出席會議員の多数により之を決す。
- 第十三條 凡そ議案賛否の表決は兩方同數なる時主席により之を裁決す。

第十四條 凡そ議案にして主席が先づ審査の必要ありと認め、或は後廻しにすべきものは即ち、審査科に交して之を後廻はしにす審査科の組織章程は之を別に定む。

第十五條 市政會議の議決録は出席會員により署名す。

第十六條 各種議案の發表は市長により之を決定す。

第十七條 會議が局長本身問題に關する時主席は該局長に暫時退席を命ずる得。

第十八條 議案の表決は舉手或は投票法を以つて之を行ふ。

第十九條 主席事故に因つて出席する能はざる時は臨時主席に委任すること得。

第二十條 市政會議は市長秘書長及各局長に由り之を組織し、參事專任參事、或は副局長は市長の許可を経て或は理由を陳述するの必要ある時は會議に列席するを得。

第二十一條 市政會議細則は之を別に定む。

### 第五章 各局通則

第二十二條 各局内部の組織及變更は局務會議により修正し、局長より市長の認可を経、更に市政會議に提出して之を議決す。

第二十三條 局長が事故に因り到局事務を見る能はざる時は市長に對し派員代理を請ふ。

第二十四條 各局科員以上各職員の給料及名額(人數額)は均しく局長より市長に呈請して核定す。

第二十五條 各局局長以下の職員は同局内に於いて兼職するを得、但し二重給料を許さず。

第二十六條 各局辦事員、雇員の名額及給料は局長により之を定む。

第二十七條 各局科員及其他職員の名額は事務の繁簡によつて隨時増減し、局長より市長に呈請し之を定む。

第二十八條 各局内部の將に辦すべき事務にして未だ該局章程の規定を経ざるものは局長より指定して之を分配するを得。

第二十九條 各局辦理事務の經過に就き局長は半月毎に之を市長に報告す、但し緊急事務は隨時之を報告す。

### 第三章 附 則

第三十條 本辦事通則を修正する時は市政會議の通過を要す。

第三十一條 本辦事通則は市政會議の通過後市長より之を公布施行す。

### 財政局章定

第一條 財政局上海特別市暫行條例第十一條及第十九條の規定に照し之を組織す、上海特別市政府に直屬し市財政事宜を掌理す。

第二條 本局は四科を設立し各項事務を分掌す。

第三條 第一科は右記事務を掌理す。

一、文牘の撰擬、統計の編纂及管券收發に關する事項。

二、印信の典守及職員の任免、記録並に考勤(勤怠の監察)に關する事項。

三、會計及庶務に及する事項。

四、其他各料に屬せざる事項。

第四條 第二科は左記事務を掌理す。

一、國民政府の命令を市政府に劃歸し、或は市政府條例の規定する各項捐税の徵收に關する事項。

二、市政公産の管理及市政公債事務の辦理に關する事項。

三、市内有税房産の價值評價に關する事項。

四、其他登記及一切の徵收に關する事項。

第五條 第三科は左記事務を掌理す。

一、市政府總豫算、決算を編成し各局及本市所屬各機關の豫算決算を稽核し、並に各局簿記の様式に關する事項。

二、總勘定の登記、各種稅收の查察各項資産證券の審査に關する事項。

三、各項表冊、報告を作成し並に徵支文件の保管に關する事項。

四、各項投票の監視に關する事項。

五、其他一切の會計に關する事項。

第六條 第四科は右記事務を掌理す。

一、財庫款項の出納を管理し並に庫簿登記に關する事項。

二、本市一切の券據及其他物品の保管に關する事項。

三、其他一條の出納に關する事項。

第七條 本局は左記各職員を設く。

一、局長一人、秘書一人、科長一人、科員若干人、以上の各職員は局長、市長より中央政府に呈請して任命する外概して局長より市長に呈請して之を委任す。

第八條 局長は市長の命令を受け全局の事務を掌理し、並に所屬職員を指揮監督し、秘書は局長の命により樞要事務を掌理し、科長及科員等は長官の命する事務を掌理し、及各該科事務を佐理す。

第九條 本局各科は事務の繁簡を視て辦事員及雇員を酌用するを得。

第十條 本局は徵收の便宜上徵收處を分設するを得、辦事處章定は別に之を定む。

第十一條 本局事務の進行或は改良を討論するため局長は局務會議を召集し、局長秘書科長により之

を組織す、其の會議細則は之を別に定む。

第十二條 本章程に若し未だ事宜を盡さざる點あれば局務會議により隨時之を修正し、局長より市長に呈請し認可後政治會議に提出して之を議決す。

第十三條 本章程は市長公布の日より公布す。

### 公安局章程

第一條 公安局は上海特別市暫行條例第十一條及第廿一條の規定に照し之を組織し、上海特別市政府に直屬し全市の公安事宜を掌理す。

第二條 本局は左記二處三科を設立し各項の事務を分掌す。

- 一、機要處。
- 二、勤務督察處。
- 三、第一科。
- 四、第二科。
- 五、第三科。

第三條 機要處は左記事務を掌理す。

- 一、機要の管理及機密文件の保管に關する事項。
- 二、緊要文件の撰擬及電文の譯發に關する事項。
- 三、外賓との交渉及翻譯に關する事項。

第四條 勤務督察處の掌理事務左の如し。

- 一、全市長警の勤怠に關する事項。
- 二、全市の長警巡視の疏密勤惰を調査報告する事項。
- 三、公安風俗に害ある秘密を稽查報告する事項。
- 四、臨時指揮及彈壓勤務に關する事項。
- 五、非常災變の臨時到場視察及彈壓に關する事項。
- 六、各區所隊の臨時檢閱及訓請に關する事項。

第五條 第一科は左記事項を掌理す。

- 一、巡長、巡警の調遣支配及編練に關する事項。
- 二、警區に分割變更及推廣に關する事項。
- 三、公文記録を撰擬、職員の任免及考勤に關する事項。
- 四、收發保存及編纂に關する事項。

- 五、印信の曲守に關する事項。
- 六、巡長、巡警の編制、任免、驗補、昇降及賞罰に關する事項。
- 七、會計及庶務に關する事項。
- 八、職員長警の恤典に關する事項。
- 九、一切會議文件の編輯及記錄に關する事項。
- 十、市民の請願、巡官長警の准狀(訴願の採納)派遣及服裝、經費、給料の審核に關する事項。
- 十一、其他各科に屬せざる事項。

第六條 第二科は左記事務を掌理す。

- 一、交通の維持及安寧秩序に害ある者の取締りに關する事項。
- 二、戸口調査、家號編制及身分登記に關する事項。
- 三、不規則なる營業の取締及風紀の維持に關する事項。
- 四、集會結社の指揮及取締りに關する事項。
- 五、人民の呈請する狩獵、旅行及運柩護照、自衛上の銃器許可證の下附等に關する事項。
- 六、外人遊歴の保護及取締りに關する事項。
- 七、漏稅検査に關する事項。

八、消防隊の編練派遣及監督指揮に關する事項。

九、各種臨時警衛の布置に關する事項。

第十條 第三科は左記事務を掌理す

- 一、刑事現行犯、嫌疑犯及證人の傳訊、逮捕、看管、押送並に保釋に關する事項。
- 二、違警の審判及處分に關する事項。
- 三、人民爭執の調停に關する事項。
- 四、犯人引渡の交渉に關する事項。
- 五、刑事犯の刑格、登録、印記、指紋、撮影の保存事項。
- 六、犯人の證據偵査に關する事項。
- 七、贓物及飄流遺失物等の保管及處置に關する事項。
- 八、軍置偵探の指揮及監督に關する事項。

第八條 本局は左記各員を設く、(一)局長一人、(二)副局長一人、(三)機要處秘書六人、(四)勤務督察長一人、(五)勤務督察長一人、(六)所長三人、(七)科員若干人、以上職員は局長を市長より中央政府に呈請任命し副局長を市長より委任するを徐く外其他の職員は概して局長より市長に呈請して之を任命す。

第九條 局長は市長の命を受け全局の事務を掌理し並に所屬職員を指揮監督す、副局長は局長を輔佐して局務を辦理す、秘書は長官の命を受け機要處の事宜を辦理す、勤務督察長、副督察長及科員は均しく各長官の命を受け各處科の事務を辦理す。

第十條 本局各處科は事務の繁簡を見て勤務督察員稽查、辦事員、雇員等を酌用するを得。

第十一條 本局は市政府管轄境内に於いて若干區を分設し每區に若干所を設く、區には區長一人所長若干人、巡官若干人、書記若干人を設け各該區内の勤務並に一切の辦事々項を分管すその辦事細則は別に之を定む。

第十二條 本局は市政府管轄の南市、浦江、閘北、蘇州河區域内に於いて水巡隊を設け隊長一人、巡官若干人を置き内外勤務及一切の辦事すべき事項を分管することを得、その辦理細則は別に之を定む

第十三條 本局は全市の公安を維持し又非常時に臨時派遣をなし之を彈壓する必要上、保安隊若干隊を設け毎隊に隊長一人、巡官若干人を設け該隊内外勤務及一切の辦理すべき事項を分管することを得、その辦理細則は別に定む。

第十四條 本局の管轄範圍は頗る廣濶なれば盜賊の逮捕奸究の盤詰(糾問)重要事件及犯人の偵探上偵緝隊を設け隊長一人、探員若干人、偵探若干人を置き一切の辦事すべき事務を辦理することを得その細則は別に之を定む。

第十五條 本局は警務教練所を附設す、規則は別に定む。

第十六條 本局は事務の進行或は改良を討論するため局長より局務會議を召集するを得、即ち局長、副局長、秘書、處長、科長各區區長及各隊長等により之を組織す、その會議細則は別に之を定む。

第十七條 本章程は若し未だ事宜を盡さざるものあれば局務會議に於いて隨時之を修正し局長より市長を経、市政會議に提出して之を議決す。

第十八條 本章程は市長公布の日より之を施行す。

### 工務局章程

第一條 工務局は上海特別市暫行條例第二十條の規定に照して之を組織す、上海特別市政府に隸屬し全市の工務事宜を掌理す。

第二條 本局は四科を設け各項の事務を掌理す。

第三條 第一科は左記事務を掌理す。

- 一、文書撰擬し統計を編纂し、並に管券收發に關する事項。
- 二、印信の典守及職員の任免記録並に職勤に關する事項。
- 三、投票及工程の檢收に關する事項。

- 四、會計及庶務に關する事項。
- 五、造營及修理等の執照(鑑札)發給に關する事項。

第四條 第二科の掌理事務左の如し。

- 一、道路、橋梁、溝渠、公園、市場、菜場の計畫及其他土木工程に關する事項。
- 二、測量、製圖、印刷、及儀器、圖樣、標本の保管に關する事項。
- 三、工程の評價に關する事項。
- 四、設計上の調査に關する事項。

第五條 第三科は左記事務を掌理す。

- 一、道路、橋梁、溝渠、公園、市場建築及其他に關する事項。
- 二、既成建築各種市有工程を修繕及保存に關する事項。
- 三、市有建築工程を監督、並に工具機械數の保管に關する事項。
- 四、危險建築物の取壊しに關する事項。

第六條 第四科は左記事務を掌理し。

- 一、各項建築圖様の審査に關する事項。
- 二、造營物の查勘及修理等の工程に關する事項。

三、建築師、工程師、造營廠水木兩作の登記に關する事項。

四、材料の保管に關する事項。

第七條 本局は左記各員を設く局長一人、秘書一人、科長四人、科員若干人、枝正若干人、枝士若干人以上各職員は局長を市長より中央政府に呈請して任命する外概して局長より市長に呈請して之を任命す。

第八條 局長は市長の命を受け全局の事務を總理し所屬職員を指揮監督す、秘書は局長の命を受け機要事務を常理す、科長は局長の命を受け本科の事務を掌理す、枝正は局長の命を受け科長と協同して技術事務を掌理す、技士科員等は長官の命を受け各該科の事務を辦理す。

第九條 本局各科は事務の繁簡を見て技佐、測圖員、辦事員、監工員、印圖員及雇員を酌用し分科辦事するを得。

第十條 本局は討論事項の進行或は改良をなす時、局長は局務會議を召集するを得、局長、科長及秘書により之を組織す、その會議細則は別に之を定む。

第十一條 本局工程計畫の研究及技術事項の審査のため、局長より技術會議を召集するを得、局長及枝正により之を組織し必要な場合は關係技士の通知して列席せしむるを得其の會議細則は之を別に定む。

第十二條 本章程に若し未だ事宜を得ざる所あれば局務會議により隨時之を修正し局長より市長の認可を得市政會議に提出して之を議決す。

第十三條 本章程は市長公布の日より施行す。

### 教育局章程

第一條 教育局は上海特別市暫行條例第十一條及二十四條の規定に照し之を組織す、上海特別市政府に隸屬し全市の教育事宜を管理す。

第二條 教育局は三科を設けて各項の事務を分掌す。

第三條 第一科は左記事務を處理す。

一、文牘の撰擬、統計の編纂及管券の收發に關する事項。

二、印信の典守及職員任命の記録並に考勤に關する事項。

三、會計及庶務に關する事項。

四、其他各科に屬せざる事項。

第四條 第二科は左記事務を處理す。

一、市立學校の籌備及管理並に市内學區の劃分に屬する事項。

二、市内私立學校の登録に關する事項。

三、全市私立學校の指導及取締に關する事項。

四、義務教育に關する事項。

五、職工業餘の補習學校籌辦及提倡に關する事項。

六、其他市内學校教育の正に辦す可き事項。

第五條 第三科は左記事務を處理す。

一、市民の體育獎勵及び公共體育場整理に關する事項。

二、戲院及其他公共娛樂場の指導取締に關する事項。

三、劇本、フィルム、小説、書籍及各種定期出版物の審査に關する事項。

四、公共圖書館、美術院、博物院及動植物園等の籌設に關する事項。

五、私立圖書館、博物院、動植物園等の獎勵監督に關する事項。

六、平民教育、巡回圖書館の擴張及各種講演等に關する事項。

七、其他社會教育にして當然行ふ可き事項。

第六條 本局は左記各職員を設く局長一人、秘書一人、科員若干人、督學四人を設く、以上の職員は局長を市長より中央政府に呈請して任命する外概して局長より市長に呈請して之を委任す。



第七條 局長は市長の命令を受け全局の事務を總理し並に所屬職員を監督す。

秘書は局長の命を受け機要事務を處理す。

科長及科員等は均しく長官の命を受け各試科の事務を處理す。

督學は局長の命を受け各學校を調査指導す。

第八條 本局の各科は事務の繁閑を見て辦事員及雇員を酌用するを得。

第九條 本局は討論事務の進行或は改良をなす時局長により局務會議を召集するを得、局長、科長、秘書、督學により之れしを組織す、その會議細則は別に之を定む。

第十條 本章程に未だ事宜を盡さざる點あれば局務會議により隨時修正し之れを局長より市長の認可を経て市政會議に提出し之れを決定す。

第十一條 本章程は市長公布の日より實施す。

### 農工商局章程

第一條 農商局は上海特別市暫行條例第十一條及第廿七條の規定に依り之を組織す上海特別市政府に隸屬しし全市農工商の事宜を掌理す。

第二條 本局は五科を設立して各項の事務を掌理す。

第三條 第一科は左記事務を掌理す。

- 一、文牘の撰擬統計の編纂管券の收發に關する事項。
- 二、印信の典守及職員の任免、記録並考勤に關する事項。
- 三、會計及庶務に關する事項。
- 四、其他各科に屬せざる事項。

第四條 第二科は左記を處理す。

- 一、公司の商號及商業團體等の登録に關する事項。
- 二、商業の保障監督獎勵及改良に關する事項。
- 三、國內外の貿易及商業狀況の調査統計に關する事項。
- 四、市内重要商品市價の調査統計に關する事項。
- 五、國際商業政策及關稅政策の研究並に解釋に關する事項。
- 六、市内商品陳列所展覽會の提倡及辦事に關する事項。
- 七、合作者(組合)の提倡保護及監督に關する事項。
- 八、現行法例に違反する一切商行爲の取締に關する事項。
- 九、其他一切の商業に關する事項。

第五條 第三科は左記事務を掌理す。

- 一、勞工團體の登録及保護監督に關する事項。
- 二、勞工狀況の調査統計及籌劃改良に關する事項。
- 三、市民の生計、職業の調査統計に關する事項。
- 四、工廠の設備及工人待遇の調査に關する事項。
- 五、工商の紛糾及勞資兩方の調停に關する事項。
- 六、國內外勞工法規及勞資仲裁事例の調査及編譯に關する事項。
- 七、其他勞工に關する事項。

第六條 第四科は左記事務を掌理す。

- 一、工業の調査統計、保護監督獎勵及改良に關する事項。
- 二、工業製造品機械及其他商品の審査化學検査獎勵取締に關する事項。
- 三、輸出入工業材料及美術品の検査證明に關する事項。
- 四、度量衡の製造及推行に關する事項。
- 五、特種工業の提倡に關する事項。
- 六、其他工業に關する事項。

第七條 第五科は左記事務を掌理す。

- 一、農業の保護、監督、獎勵及改良に關する事項。
- 二、農業團及農民團體の登録並に保護監督に關する事項。
- 三、農業の調査統計及諮詢に關する事項。
- 四、農民一切の生活狀況調査に關する事項。
- 五、農村耕地の劃分整理及監督に關する事項。
- 六、農民の生産、消費、信用等合作社(組合)の提倡、保護及督監に關する事項。
- 七、農産品の検査及獎勵に關する事項。
- 八、農業の補助機關たる測候所、試験場等の創辦及管理に關する事項。
- 九、地主及小作人間爭議調停に關する事項。
- 十、其他農業に關する事項。

第八條 本局は左記各職員を設く局長一人、書記一人、科長五人、科員若干人、技正若干人、技士若干人、以上職員は局長を市長より中央政府に呈請して任命する外概して局長より市長に呈請して之を委任す。

第九條 局長は市長の命を受け全局の事務を掌理し並に所屬職員を指揮監督す。

秘書は局長の命を受け機要事務を處理す。  
科長及科員は長官の命を受け各該科の事務を處理す。

技正、技士は長官の命を受け技術事務を辦理す。

第十條 本局各科は事務の繁簡を見て視察員辦理員及雇員を酌用し辦事を分股するを得。

第十一條 本局は討論事務の進行或は改良をなす時局長より局務會議を召集するを得、局長秘書科長技正により之を組織す其の會議細則は別に之を定む。

第十二條 本局章程に若し事宜を得ざる點あらば局務會議により隨時修正し局長より局長の認可を経て更に市政會議に提出決定するを得。

第十三條 本章程は市長公布の日より施行す。

### 土地局章程

第一條 土地局は上海特別市暫行條例十、十一條及第廿五條の規定に照して之を組織す上海特別市政府に隸屬し全市の土地事宜を掌理す。

第二條 本局は四科を設け各項の事務を分掌す。

第三條 第一科は左列事務を掌理す。

一、文牘の撰擬、統計の編纂及管券の收發に關する事項。

二、印信の典守及職員の任免、記録並に考勤に關する事項。

三、會計庶務に關する事項。

四、其他各科に屬せざる事項。

第四條 第二科は左列事務を掌理す。

一、難地及溢地の升科及市有土地の清查に關する事項。

二、民産價格の評價及徵收土地にして公共の開発によつて増加する地價の評定に關する事項。

三、土地の分配及使用の取締に關する事項。

四、舊單、舊帳簿と實地畝分の異同の査核に關する事項。

第五條 第三科は左記事務を掌理す。

一、全市民有、市有土地及灘地の測量に關する事項。

二、測量圖冊の覆核及既文戸土地の調査に關する事項。

三、全市區域の裸圖及地形地籍等の圖面に關する事項。

四、各種地籍圖冊の保管に關する事項。

第六條 第四科は左記事務を掌理す。

- 一、土地の登記及民産の轉移に關する事項。
  - 二、土地の登記及灘地升料の憑證に關する事項。
  - 三、地籍表冊の編製及一切單契の保管に關する事項。
- 第七條 本局は左記各職員を設く局長一人、科長四人、秘書一人、科員若干人、技正技士若干人、以上の職員は局長を市長より中央に呈請して任命する外概して局長より市長に呈請して之を委任す。
- 第八條 局長は市長の命を受け全局の事務を總理し並に所屬局員を指揮監督す。
- 秘書は局長の命を受け機要事務を掌理す。
- 科長、科員、技正、技士等は均しく局長の命を受け各該科の事務を理利す。
- 第九條 本局各科は事務の繁閑を見て辦事員、測繪員、測繪生、印圖員及雇員を酌用し並に分科辦事するを得。
- 第十條 本局は事務の進行討論し或は改良をなす時局務會議を召集するを得、局長秘書及科長により之を組織す、若し必要の際に於いては會議に列席せしめることを得、細則は別に之を定む。
- 第十一條 本章程に若し事宜を得ざるものあれば局務會議によ隨時之を修正し局長よ市長の認可を経て更に市政會議に提出して之を議決す。
- 第十二條 本章程は市長公布の日より之を施行す。

### 公用局章程

- 第一條 公用局は上海特別市暫行條例第十一條及第廿三條の規定に照して之を組織す、上海特別市政府に隸屬し全市の公用事宜を掌る。
- 第二條 本局は四科を分設して各項の事務を掌理す。
- 第三條 第一科は左記事務を掌理す。
- 一、文牘の撰擬統計の編纂及管券の收發に關する事項。
  - 二、印信の典守及職員の任免記録並に考勤に關する事項。
  - 三、會計及庶務に關する事項。
  - 四、其他各科に屬する事項。
- 第四條 第二科は左記事務を掌理す。
- 一、現有公用事業を改造すべく之が調査設計に關する事項。
  - 二、公用業を創辦擴張すべく之が規畫施設に關する事項。
  - 三、商辦公用事業の回收に關する計算及接洽に關する事項。
  - 四、一切の公用事業を發展せしむべく之が規畫及實施に關する事項。

五、其他公用事業一切の規畫に關する事項。

第五條 第三科は左記事務を掌理す。

一、一切の公用市辦事業の經營及管理に關する事項。

二、市内一切の商辦公用市業の監督檢驗及取締に關する事項。

三、度量衡の検査及取締に關する事項。

四、公共廣告場所の管理指導並に一切の廣告掲載の取締に關する事項。

五、其他公用事業の監督管理及取締に關する事項。

第六條 第四科は左記事務を掌理す。

一、市辦或は商辦電車事務の管理及取締に關する事項。

二、市辦或は商辦の公共自動車及び市内長途自動車事業の管理及取締に關する事項。

三、自動車、荷車、人力車、自轉車等及一切交通器具の管理及取締に關する事項。

四、車輛の検査同鑑札の發給に關する事項。

五、車輛操縦者の檢定及鑑札發給に關する事項。

六、電話事業の經營及取締に關する事項。

以上各項交通事業の管理及取締等の規則は分別して之を別に定む。

第七條 本局は左記各職員を置く局長一人、秘書一人、科長四人、科員若干人、技正、技士各若干人、

以上職員は局長を市長より政府に呈請して任命する外概して局長より市長に呈請して之を委任す。

第八條 局長は市長の命を受け全局の事務を掌理し並に所屬各員を指揮監督す。

秘書は局長の命を受け機要事務を掌理す。

科長は局長の命を受け各科の事務を主持す、技正は局長の命を受け科長と協同して技術事務を辦理す

其他技士科員は均しく長官の命を受け各該科の事務を佐辦す。

第九條 本局の各科は事務の繁簡を見て技佐、辦事員及雇員を酌用し分辦科理するを得。

第十條 本局は事務の進行或は改良を討論する時局長より局務會議を召集し、局長、科長秘書長によ

り之を組織す、その會則は別に定む。

第十一條 本局は公用事業の工程計畫を研究し並に技術の審査を行ふ時局長は技術會議を召集するを

得、局長及技正により之を組織し若し必要なる時は關係技士に通知して列席せしむるを得其會議細

則は別に定む。

第十二條 本章程に若し事宜を盡さざるものあれば局務會議にて隨時之を修正し局長より市長に呈請

し更に市政會議に提出して之を議決す。

第十三條 本章呈は市長公布の日より施行す。

### 公益局章程

第一條 公益局は上海特別市暫行條例第一條及第廿八條の規定に照して之を組織す、上海特別市政府に隸屬し全市の公益事宜を掌理す。

第二條 本局は三科を設立し各項事務を掌理す。

第三條 第一科は左記事務を掌理す。

一、文牘の撰擬、統計の編輯及管卷の收發に關する事項。

二、印信の典守及職員の任命、記録並に考勤に關する事項。

三、會計及庶務に關する事項。

四、其他各科に屬せざる事項。

第四條 第二科は左記事務を掌理す。

一、市内公益慈善事業の調査及統計に關する事項。

二、市内公益慈善團體の登録に關する事項。

三、公益慈善機關の監督及改良に關する事項。

四、私立公益慈善機關の監督及改良に關する事項。

五、市民の貧困災害を豫防すべき調査及統計に關する事項。

第五條 第三科は左記事務を掌理す。

一、市民生計の改良に關する事項。

二、民食の管理及調査に關する事項。

三、民食救済の籌劃に關する事項。

四、其他公益に關する事項。

第六條 本局は左記各職員を設く局長一人、秘書一人、科長一人、科員若干人。

以上各職員は局長を市長より中央政府に呈請して之を任命する外概して局長より市長に呈請して之を委任す。

第七條 局長は市長の命を受け全局の事務を總理し並に所屬員を指揮監督す。

秘書は局長の命を受け機要事務を掌理す。

科長及科員は均しく長官の命を受け各該科の事務を辦理及佐理す。

第八條 本局各科は事務を繁閑を見辦事員及雇員を酌用するを得。

第九條 本局は事務の進行或は改良を討論する時局長より局務會議を召集するを得、局長秘書科長により之を組織す、其の會議細則は之を別に定む。

第十條 本章程に若し不備の點あらば局務會議により隨時之を修正し局長より市長に呈請し更に市政會議に提出して之を議決す。

第十一條 本章程は市長公布の日より施行す。

### 衛生局章程

第一條 衛生局は上海特別市暫行條例第十一條及第廿二條の規定に照して之を組織す、上海特別市政府に隸屬し全市の衛生事宜を掌理す。

第二條 本局は三科一所を設立し各項の事務を分掌す。

一、文牘の撰擬、統計の編輯及管卷の收發に關する事項。

二、印信の典守及職員の任免、記録並に考勤に關する事項。

三、會計、庶務に關する事項。

四、街道、溝渠、公私廁所の稽查研究に關する事項。

五、其各科に屬せざる公共衛生に關する事項。

第四條 第二科は左記事務を掌理す。

一、疾病、生死及婚嫁の統計に關する事項。

二、公私醫院の登録監督に關する事項。

三、醫師、藥劑師、藥、産科等の調査核准(證議して認可)或は鑑札の發給に關する事項。

四、肉類の檢驗或は許可證發給に關する事項。

第五條 中西醫團體の登録及監督に關する事項。

一、公市場、屠場、浴場の管理及茶樓、菜館、戲院浴所、理髮所、牛乳場等の取締りに關する事項。

二、屠宰、製革廠及一切臭氣を發生或發泄する工廠建築の核准に關する事項。

第六條 第三科は左記事務を掌理す。

一、衛生の宣傳に關する事項。

二、傳染病の豫防及取締に關する事項。

三、食料、飲料の検査取締りに關する事項。

四、毒藥の取締及市立檢疫所及各種傳染病醫院、癲狂院等の管理に關する事項。

五、種痘及時疫救治に關する事項。

第七條 本局は衛生試驗所を設け各種藥物、飲料、食料を化驗し及傳染病の診斷等を專管す。

第八條 本局は左記各職員を設く局長一人、秘書一人、科長三人、所長一人、技師二人、科員若干人  
以上各職員は局長を市長より中央政府に呈請して之を任命する外概して局長より市長に呈請して之

を委任す。

第九條 局長は市長の命を受け全局の事務を總理し並に所屬各職員を指揮監督す。

秘書は局長の命を受け機要事務を掌理す。

科長、所長、技師、科員等は均しく長官の命を受け各該科の事務を辦理及佐理す。

第十條 本局各科は事務の繁閑を見て辦事員、雇員を酌用し並分科辦事することを得。

第十一條 本局は事務の進行或は改良を討論する時、局長より局務會議を召集するを得、局長、秘書科所長、技師により之を組織すとの會議細則は之を別に定む。

第十二條 本章程に未だ事宜を盡さざる所あれば局務會議により隨時之を修正し局長より市長に呈請し認可後更に市政會議に提出して之を議決す。

第十三條 本章程は市長公布の日より施行す。

## 南京政府と國民黨の諸條例

### 國民政府外交部組織條例

外交部組織法は今回國民政府の修正を経て公布されたが次の如し。

第一條 國民政府外交部は國民政府に直隸し國際交渉及居留外人並に在外僑民に關する事を管理し在外商業を保護す。

第二條 外交部に左記處司を設く。

(一)秘書處、(二)政務司、(三)總務司。

第三條 秘書處は左記事務を掌理す。

(一)文書の收發、(二)用印、(三)譯電及密電の保管、(四)長官の委辦事項。

第四條 總務司は左記事務を掌理す。

一、政治交渉

二、領土交渉

三、華洋詞訴の交渉

南京政府と國民黨の諸條例



- 四、禁令交渉
  - 五、外人の傳教及保護
  - 六、中外人民出入籍の交渉
  - 七、開埠設領及河道工程に關する交渉
  - 八、通商行船及外人雇用
  - 九、關稅外員
  - 十、路鑛郵電交渉
  - 十一、在外僑民、工商游歴の保護
  - 十二、各國公會、賽會及游學に關する交渉
  - 十三、各種條約、各國法律其他外交に關係ある書籍の收藏、翻譯
  - 十四、外交事件の調査
  - 十五、外交公報及宣傳に關する事項。
- 第五條 總務司は左記事項を掌理す。
- 一、職員の進退に關する記録
  - 二、外交官、領事官考試の甄錄
  - 三、本部の會記庶務
  - 四、印信の典守

五、對外交際事務

六、本部所屬機關の豫算決算に關する事項

- 第六條 外交部は部長一人を設く國民政府の命令を受け本部の事務を管理し並に所屬職員を監督す。
- 第七條 外交部は各地最高級行政長官の本部主管事務を執行する者に對し監督指示の責を有す。
- 第八條 外交部長は主管事務に於いて各地方最高級行政長官の命令或は處分に對する法令に違反し或は權限を踰越するものと認むる時は國民政府に呈請して之を取消すことを得。
- 第九條 外交部は次長二人を設く部長を輔佐して部務を整理す。
- 第十條 外交部は司長二人を設く部長の令を受け各司事務を分掌す。
- 第十一條 外交部は秘書四人乃至六人を設く、長官の命を受け秘書處の事務を分掌す。
- 第十二條 外交部は科長若干人を設く、長官の命を受け各司分科の事務を掌理す。
- 第十三條 外交部は科員若干人を設く、長官の命を受け處司及各科の事務を助理す。
- 第十四條 外交部は文件の繕寫及其他特別事務のため雇員を酌用することを得。
- 第十五條 外交部は事務上必要の時に於いて委員會及其他の機關を設くるを得、委員は外交部より聘任或は之を委任す。
- 第十六條 外交部の辦理細則は之を別に定む。
- 第十七條 本組織法にして若し事宜を盡さざるものあれば隨時呈請して之を修正するを得。

第十八條 本組織法は公布の日より施行す。

### 司法部組織法

國民政府は司法部組織法を修正公布した條文左の如し、

第一條 司法部は國民政府に直屬して全國の司法行政事務を管理す。

第二條 司法部には次の各司を置く總務司、民政司、刑事司、監獄司。

第三條 總務司の掌理事務左の如し、一、法院の設置廢止及び其の管轄區域の分配變更に關する事項、二、司法官及び其他職員の試験任免及び懲戒に關する事項、三、司法人員の訓練及び教育事項、四、辯護士に關する事項、五、罰金科料贓物に關する事項、六、本部の經費及び各種收入の豫算決算及び會計に關する事項、七、司法經費及び稽核直轄各官署の會計事項、八、本部所管官の產官務、九、文書の收發事項、十、統計及び報告の編製、十一、印章信書の保管、十二、本部庶務の管理及び其他各司に屬せざる事項。

第四條 民事司の掌理事務左の如し、一、民事に關する事項、二、非訴訟に關する事項、三、民事訴訟に關する審判の行政事項、四、公證に關する事項、五、人口に關する戶籍登記事項。

第五條 刑事司の掌理事務左の如し、一、刑事に關する事項、二、刑事訴訟審判及び行政檢察に關する事項、三、特赦減刑復權及び刑罰執行に關する事項、四、國際に關する引渡犯事項。

第六條 監獄司の掌理事務左の如し、一、監獄の設置廢止及び管理に關する事項、二、監督監獄官吏に關する事項、三、保釋緩刑及び出獄人保護に關する事項、四、犯罪人の異同差別に關する事項。

第七條 司法部には部長一名を置き本部の事務を總理し所屬職員を監督し各官署を所轄す。

第八條 司法部長は各省及び各地方最高級行政長官の本部主管事務に對し監察指示の責任を有す。

第九條 司法部長は主管事務に關し各省及び各地方最高級行政長官の命令或は處分に對し法令に違背し又は權限を越へたる場合ありと認めたる時は國民政府に其の停止又は撤廢を呈請することを得。

第十條 司法部には次長一名を置き部長を補助して部務を處理す。

第十一條 司法部には參事二名乃至四名を置き長官の命により部主管の法律命令制定に關する事務を掌理す。

第十二條 司法部各司には司長一名を置き長官の命により各司事務を分掌す總務司長は次長これ兼任することを得。

第十三條 司法部には秘書二名乃至四名を置き長官の命により機要事務を掌理す。

第十四條 司法部各司には科を分ちて事務を分担す、各科には科長一名、科員若干名を置き長官の命により各科の事務を分掌す。

- 第十五條 司法部には文書謄寫及び其の他の事務上雇員を雇用することを得。
- 第十六條 司法部は事務上の必要により委員會を設けることを得委員は司法部よりこれを委任す。
- 第十七條 本組織法は公布の日より之れを實施す。

### 法制局組織法案

中央法制委員會では中央政治會議の決議により同會議から回送された法制局及び印刷局は國民政府に直屬し、其組織法案を審議中であつたが最近法制局組織法案の審査を終へたと條文左の如し。

#### 法制局組織法案

- 第一條 法制局は國民政府に直屬し下記事項を掌理す。
- (一) 法律條例等の草案又は修正案を作製。
- (二) 法律條例の正本を保有す。
- (三) 現行法規の整理及び刊行。
- 第二條 法制局には局長一名を置き國民政府よりこれを簡任し本局の事務を管理せしむ。
- 第三條 法制局には六名乃至九名の編審を置き局長よりこれを任命し下記事項を分掌す。
- (第一科)、經濟事項に關する法律條例案の改修又は草案。

- (第二科)、官制官規其他一切の行政に關する法律條例案の改修又は草案。
- (第三科)、民法法等の法規其他司法上に關する治律條例案の改修
- 第四條 法制局には秘書一名、辦事員若干名を置き本局の文書編譯、其他圖書文件の保管等の事項を管理せしめ書記若干名を置き收發其他の庶務を分理せしむ。
- 第五條 法制局に於て必要ある時特殊立法の事項に對し専門家を招聘して専門委員會を組織し調査研究後は起草に従事せしむ。
- 第六條 法制局の草案又は改修せる法律條例案は國民政府より中央法制委員會に交付して之れを審査せしむ。
- 第七條 本組織法は公布の日より施行す。

### 交通部組織條例

國民政府がら公布された交通部組織條例左の如し。

- 第一條 交通部には部長一名を置き全國、路政、電政、郵政、航政を管理し所轄各官署及び其他水陸の交通事業を監督す。
- 第二條 交通部は各地方政府に對し本部主管事務を執行し指導監督の權を有し各地方政府の命令又は

處分にして法令違反乃至越權の事實ありと認めたるときは國民政府に其の處分を申請することを得

第三條 交通部には總務廳を設置し路政司、電政司、郵政司を置く。

第四條 總務廳執務左の如し。

(イ)部令宣布、(ロ)文書保存又は收發、(ハ)信書又は機要事項管理、(ニ)職員の進退記録に關する事項、(ホ)本部の經費を管理し豫算決算を作製、(ヘ)統計及報告(ト)交通職員の養成、(チ)庶務及び各司に屬せざる事項。

第五條 路政司の管掌事務を次の如く定む。

(イ)國有鐵道の管理、(ロ)民業鐵道の監督、(ハ)陸上運輸業の監督、(ニ)航路及び航路標識の管理  
(ホ)航業の監督

第六條 電政司の管掌事務を左の如く定む。

(イ)電報電話無線電の監督、(ロ)民辦電話電車電燈電力及び其他電氣營業の監督。

第七條 郵政司の職責を左の如く定む。

(イ)郵務の管督、(ロ)郵便貯金の監督。

第八條 交通部には技術委員會を設置して主任一名技術委員十二名以上を置く其の管掌事務左の如し

(イ)研究整理發展計劃に關する事項、(ロ)技術事務の審査。

第九條 交通部には參事四名を置き部長の命を受けて特別重要事務及び本部主管法規改訂を掌理す。

第十條 交通部には司長三名を置く。

第十一條 交通部には秘書四名を置く。

第十二條 交通部には電政總局を設け、全國電政郵政事務を管理せしむ。

### 電政總局暫行章程

國民政府交通部では各省の電政總局暫行章程を制定した上國民政府の認可後公布した條文左の如し

第一條 電政總局は國民政府交通部に直屬し督辦一名を置き交通部長の命を受けて全國の電報、電話及び無線電信事務を管理す。

第二條 電政總局は各電信局長局員に對し指揮の權を有す。

第三條 各電信局々長の進退に關しては交通部規定の等級章程に照して交通部又は電政總局に於て區分これを任命す。

第四條 電政總局は國際電信に關して材料の供給、検査員の派遣、電線の修理、豫算決算及び統計年表等の事項に對しこれを分科辦理することを得。

第五條 各電信局の出納に關しては其の情形を酌量の上交通部の認可を経たる後出納員を特派して之

れを管理することを得、

第六條 各局の經費に對しても亦其の増減を酌量の上隨除増縮することを得。

第七條 電政總局の事務細則は別にこれを定む。

第八條 電政總局は事務の利便上、上海に設置することを得。

第九條 本章程は公布よりこれを実施す。

### 政治訓練處條例

南軍總司令政治訓練部條例は過日中央政治會議を通過し國民政府に公布方を通告したが同條例は左の如くである。

第一條 政治訓練部は中央黨部の指導を受け並びに總司令の命令を承け國民軍政治訓練の最高機關とす。

第二條 政治訓練部の職權は左の如し。

(甲)海陸空軍隊の政治訓練の事を處理す。

(乙)國民革命軍と一般民衆の結合を謀る

(丙)本黨の主義を宣傳し及び民衆運動の發展を補助す。

(丁)作戰時期は中央執行委員會の委託を受け占領地並に臨時黨部を組織するを得。

(戊)海陸空各軍隊の黨代表を補助し各軍隊の黨務事宜を計畫す。

第三條 政治訓練部主任副主任は總司令より軍事委員會に提交して之を委任す。

第四條 凡て政治訓練官佐は正副主任より總司令に呈請して之を委任す。

第五條 政治訓練部に秘書處、總務處、宣傳處、組織處の四處及び各軍、師政治訓練處、並びに團、

營、連、政治訓練員を設け、其組織及び職制は別に之を定め必要の時總司令の許可を経て各種附屬

機關を増設するを得。

第六條 全國海陸空軍政治訓練經費は總司令が許可し政治訓練部にて之を經理す。

第七條 政治訓練部の一切の宣傳工作は中央執行委員會宣傳部の指導を受けて之を施行。

第八條 政治訓練部は海陸空軍の黨務工作に關し中央執行委員會軍人部及び組織部の指導を受けて之

を施行す。

第九條 政治訓練部及び其の所屬機關人員の任免懲戒、服務等の條約は政治訓練部にて別に訂し之を施行するを得。

第十條 本大綱條例は公布の日より之を施行す。

## 國民黨清黨委員會大綱及條例

國民黨清黨委員會大綱及び同條例は中央常務委員及び各部長の八十九次聯席會議に於て通過したるが即ち次の如し。

### 組織大綱

- 一、本會は中央執行委員會常務會議に於いて任命したる清黨委員によつて之を組織す。
- 二、本會は中央執行委員會の訓練を秉承して黨内の土豪、劣紳、貪官、汚吏、投機分子及一切腐化、惡化分子を肅清す。
- 三、本會は主席委員一名を設け委員より之を互選す。
- 四、本會は秘書、情報、審査の三處を設け各主任一名、秘書幹事及助手若干名を設く（各處主任は委員より兼任す）
- 五、本會常務會議は暫時毎日一回と定む。
- 六、本會の工作は毎週一回中央執行委員會に報告す。
- 七、本會組織大綱は中央執行委員會の決裁を経ると同時に之を施行す。

### 清黨條例

- 一、本條例は中央執行委員第八十八次常務會議によつて議決せる第六條に根據して之を訂定す。
- 二、清事項は中央清黨委員會より責任を以つて之を辦理す。
- 三、中央清黨委員會は清黨委員を任命し各省縣市清黨委員會を組織し責任を以つて各地清黨事項を辦理するを得。
- 四、各地清黨の開始及終止時期は中央清黨委員會より之を決定す。
- 五、清黨區域内の黨部は清黨開始の日より一律に入黨を停止す。
- 六、各地清黨時は先づ通告を發し各黨員をして今次清黨の意義を明瞭にし同通告は中央清黨委員會より之を頒布す。
- 七、各縣、市政黨部或は縣と同級の黨部は清黨通告を受けると同時に所屬全體黨員に命令し、半ヶ月内に於いて審査表に住所、姓名、生年月日其他を記入して同地清黨委員會に呈報す（審査表は中央清黨委員會より制定頒布す）
- 八、黨員は審査表に記入呈報後、必ず半ヶ月毎に其工作を以つて所屬區分黨に報告し、區分黨、區黨部、縣黨部（或は各同級黨部）の迅速なる審査を経たる後、直ちに報告書に附策せる各級黨部の審査意見を以つて同地清黨委員會に呈報す。
- 九、各地清黨委員會は各報告、各級黨部の審査意見を接受したる後、直ちに共產分子、土豪、劣紳、

貪官、汚吏、反動、投機、腐化、惡化等の分子を清除したる後（但し必ず其名冊を以つて清黨委員會に呈報し更に中央に轉呈す）審査合格の黨員を以つて上級清黨委員會に呈報して審査決定す。

十、各上級清黨委員會の審査を経たる審査合格の黨員は中央清黨委員會に呈報して再び審査を行ひ中央執行委員會に呈報して最後の決定をなし新黨證を發給す（黨證條例は別に之を定む）

十一、清黨區域内に於いて反動分子の本黨を搗亂し、清黨の進行を阻碍する者あらば同地清黨委員會は直接同地軍警或は行政機關に通知し嚴重逮捕を行ふ、但し直ちに上級清黨委員會に呈報すべし。

### 政治會議分會條例

中央法制委員會に於て審議中であつた政治會議分會條例十三ヶ條は中央政治會議に於て再議の上可決された條文内容左の如し。

第一條 中國國民黨中央執行委員會政治會議は必要ありと認めたる時、特定地域に於て政治分會を設置することを得、政治會議各分會の管轄區域は中央政治會議より隨時之れを指定す。

第二條 政治分會は政治會議の決定に照らして其の特定地域内に於ける最高級地方政府を指導監督すべし、但し政治分會の權限は政治會議の決定範圍内を超ふべからず。

第三條 政治分會の決定事項は該特定地域内の高級地方政府これを執行す。

第四條 最高級地方黨部と最高級地方政府の間に紛争を生じたる際政治分會之れを裁決す。

第五條 中央執行委員會が必要ありと認めたるときは政治分會に對し其の特定地域内の黨務の處理を委託することを得。

第六條 政治分會の委員數及び其の選任は政治會議に於て之れを決定す、政治會議の委員は政治分會に出席することを得。

第七條 政治分會には主席一名を置くべし政治會議より之れを任命す。

第八條 政治分會委員を有給職となす。

第九條 政治分會委員中各該地域の最高級政府職員を兼任する者は政治分會委員總數の半數を超過することを得ず、政治分會委員の兼職は該特定地域内の最高級機關職員に限る。

第十條 政治分會には秘書處を設置し、記録、文書、會計、庶務等の事項を管理せしむ、秘書處には秘書長一名、秘書若干名を置く。

第十一條 政治分會は毎會議後其の議事録及び決議案を政治會議に報告すべし。

第十二條 政治分會の議事及び辦事細則は各分會に於て自らこれを議定すべし。

第十三條 本條例は政治會議に於て決議後中央執行委員會より公布す。

## 國民黨監察委員會組織大綱内容

七月十日中央法制委員會は羅家倫の提出せる監察組織大綱を可決したが、内容によれば監察委員は黨國に功勞ある德望家五人を任じ院内には左記四處を設けることになつてゐる。

一、彈劾處 檢事若干人を置く一切の官吏議員に對し彈劾權を有し以つてその違法失職の行爲を擧發す、檢事及監察委員の言論及事件の自由は均しく特別の保障を受け以つて史治を澄清し、廉潔有爲の政府を建設す。

二、官吏懲戒處 判事を設け凡そ彈劾を受ける官吏は司法範圍に涉る者を延法に移送する外、その行政上の處分は同處より判決す。

三、行政訴訟處 判事を設け違法政令の撤消或は停止並に國家の人民に對する損害賠償を判決するを得。

四、審計處 審計員を設け國家一切の收入支出を審計す。

## 特別黨部條例

中央常務委員會第四十七會議にて通過したる特別黨部條例左の如し。

第一條 總章第十四條及第二次全國代表大會中央黨務總報告の決議案第三項の規定に照し中央執行執

委員會は隨時特別の情形に依據し特別黨部を組織するを得。

第二條 特別黨部はその本身的性質範圍に依り中央、省或は特別市に分隸し、中央に屬するものは特別黨部、省或は特別市に屬するものは特別區黨部となす、但し中央が特別の情形あるものと認めたる時は隨時何々特別黨部として收歸し直接之を管轄す。

第三條 特別黨部の組織は職業別或は産業別の性質を具有し而して區域較少なるもの或は中央、省及特別市が之を認めて特別の情形ある表を以つて限りとなす（中央特別區黨部膠濟路總工會等の如し）

第四條 特別黨部の級位權能は省と同じ特別區黨部の級位權所は縣と同じ。

第五條 特別黨部及特別區黨部の基本組織は區分部となす但し必要な場合は區分部の下に小組を置くことを得、小組は正副組長各一人を置く小組の人數定額なきも須らく三人以上とす。

第六條 特別黨部構成の級數は通常三級となし特別區黨部構成の級數は通常三級となす、但し上級黨部の許可する範圍に於いて之を増減す。

第七條 各種特別黨部及各種特區黨級の組織條例は別に定む。

第八條 本通則は中央執行委員會議決公布の日より効力を發生す。

## 中國國民黨員處罰令



中央執行委員李煜瀛、蔡元培等は嘗て凡そ軍政機關に服務する人員は未だ入黨手續を経ざる者でも萬一犯罪行為ある者に對して黨員處罰條例に依つて處罰す可き旨主張してゐたが今回中央執行委員會はこの主張を容れ處罰條例八ヶ條を制定公布した。

第一條 黨員にして宣誓に違反し不法行為をなす者はその罪情によつて刑法一等以上の處罰を如へる未だ入黨宣誓を経ざるものに對しても又同じ。

第二條 黨員にして革命に關し内亂を陰謀するものは既遂、未遂を分たす一律に死刑に處す。

第三條 黨員にして職權を濫用し、金融を操縦し、自己或は他人の私利を圖る者は死刑に處し、並にその財産を沒收す。

第四條 黨員にして公金一千元を横領する者は死刑に處し、並にその財産を沒收す。

但し故意に消費せずして不足金を生じたる場合の如きは情狀に依り本條例を適用せず。

第五條 在職黨員にして黨義に違背する者は永久に黨籍より除名す。

第六條 黨員の犯罪を知つて之れを摘發せざる者は黨員外の者は警察法に依つて處罰し、黨員は從犯を以て論す。

第七條 黨員の死刑犯は中央執行委員會より臨時法廷を組織して之を審判す。

第八條 本條例は中央執行委員會の議決を以て國民政府より公布す。

## 財政上の各種條例法規

### 南京國民政府の財政權と對策

國民政府の北伐軍出師前後即ち廣東政府時代に於ける民國十五年度の財政情態は歳入に於て一億十三萬六千元を計上し、歳出に於ては軍事費の七千二百八十六萬二千元即ち歳入の約七割強を計上し、行政費に一千七百一十一萬元を計上された、國民革命軍が破竹の勢を以て先づ湖南、湖北の兩省を收め長江に進出するや武漢の要地を掌握して此處に國民政府を建設し次て江西省を陥れた、然るに其の當時より共產黨と蔣介石との間に意見の相違を來し一大溝渠が築かれ兩者は互に命令執行權を争ひ相譲らず事毎に軋轢衝突を來した、蔣介石が浙江、江蘇の兩省を攻略し上海を占領するや其の當時共產黨は武漢政府と呼應して蔣介石を失脚せしめ一舉に上海を屠らんと劃策したが反つて蔣介石の爲めに共產黨の羽翼とする上海總工會の封鎖、工人糾察隊の武装解除等共產黨に一大鐵槌を下し反共產を標榜する國民政府を建設して廣東、廣西、福建、浙江、江蘇、安徽の東南六省を青天白日旗の統治下とし更に長江を渡り山東、直隸を進略し國民革命を完成せんと力戰奮闘しつゝあつた、此の如く國民革命軍が昨年七月十五日蔣介石は死しても廣東に歸らずと悲壯なる北伐出師を誓ひ巧みに民心を利用し、國

民革命軍は民衆の軍隊である」「國民政府は民衆の建設した政府である」又は「國民政府は民衆を擁護し農工の三大政權を實現する」「國民政府は萬惡なる軍閥を打倒し國民革命を完成する」或は「帝國主義を打倒し不平等條約を取消し民衆の自由平等幸福を享受する」「土豪劣紳貪官汚吏を肅清し三民主義を實行する」更に「農工の膏血を搾取する共產黨を打倒する」等の宣傳は國民革命軍軍事の進展上偉大なる効果をもたらした、國民革命軍の軍事行動が進展し戦線區域が擴大するに従つて軍費の増加するは必然の理である。

民國十四年蔣介石が將として軍官學校學生を率ひ再び東江に陳炯明を征した時、蔣介石は「重ねて東江を征するの訓誡第二號」を宣布した中に「革命の標語」の第一に「錢は要らぬ」第二に「命は要らぬ」等を云つてあるが其の當時は蔣介石の薰陶を受け蔣介石を崇拜敬慕する軍官學校學生のみなれば或は「錢は要らぬ」かも知らぬ、現今の國民革命軍の中には中途から參加した所謂騎牆派の多數軍隊が存在して「革命の標語」……「錢は要らぬ」どころか寧ろ反つて多くの「錢が要る」方が適切で其一端を示せば、南京の總司令部が召集した各軍檢點委員會七月十八日南京第一女子師範學堂において成立會を開いたが入席者は各軍々需員二十餘名で蔣介石は參謀長朱紹良を派遣して訓話せしめたが訓話の内容は

各軍の軍需が未だ統一されない爲めに軍費の關係によつて常に軍務の發展を阻害することが甚だ多

い目下の急務は各軍が切實なる豫算を速かに編成し各軍の軍費を統一せしむることである、今後毎月西北國民軍（馮玉祥）に二百萬元を出し更に廣東に四百萬元を出さねばならぬから毎月の軍費豫算は尠くとも二百萬元を要すると述べた。

此の如く毎月多大の軍費を要することから種々の名義を用ひ、あらゆる手段を講じ如何にして軍費を捻出すべきかに苦心焦慮して居ることは蔽ふべからざる事實で、軍費の捻出のためには南京國民政府の常套語たる「惡稅苛捐を課し人民の膏血を搾取し私腹を肥す萬惡なる軍閥」より以上に外交關係や民衆の苦痛をも反省せずして苛酷なる條例を制定發布して税金を徵收し、或は今や徵收せんとするのみならず六千萬元の鹽餘國庫條例、阿片專賣條例を發布し、更に輸出附加稅、奢侈品附加稅、石炭特別稅、船舶噸稅附加稅等は既に徵收して軍費に充當し、九月一日よりは關稅自主を宣言し釐金稅を撤廢し、關稅收入と出廠稅條令を發布し之等の税金を徵收し軍費の財源にせんとする豫定計畫である、今南京國民政府の財政に關する條例又は取扱手續等を擧ぐれば左の如くである。

### 國稅地方稅暫行條例草案の内容

國民政府の財政會議は六月二十二日から、廣東、廣西、浙江、福建、安徽、江蘇の各財政廳及び鹽運使、煙酒事務局長、各關監督、印管稅處々長等二十餘名列席の上、古財政部長を主席として連日會

議を續けられた。

同會議の主要目的

(一)關稅問題、(二)中央、地方の財政收入區分、(三)軍費の負擔額の各省均等、(四)稅制の統一等にある由、尙は財政部では關稅地稅の兩稅に對し舊制を改正すべく關稅地方兩稅暫行條例草案八ヶ條を規定した同條例草案の内容を示せば左の如し。

(甲)現行稅目の劃分

(一)鹽稅關稅及內地稅常關稅、菸酒稅、捲煙特稅、石油特稅、礦稅、印花稅を國家稅となす。

(二)釐金稅は各省に於て統稅或は統捐又は貨物稅と稱し各稱不統一のためこれを廢止し、生産又は消費稅と改め國家稅のうちに加ふ。

(三)商稅、船捐、家屋稅、屠殺稅、漁業稅及其他の雜稅、雜捐等地方の財源となるものは地方稅とす

(四)田租は總理の遺訓に基き地方稅とする。

(五)營業稅及び普通商業登錄稅も亦地方稅となす。

(乙)將來の新稅の劃分

所得稅、遺產稅、紙幣發行稅、交易所稅、會社登記稅、生産消費稅等は國稅とし、營業稅、家屋稅普通商業登錄稅、使用人稅、使用物稅等は各國の例に倣ひ地方稅に移す。

(丙)稅目の各自獨立

吾國從來の稅制は附加稅主義であつたが本條例では各稅目の獨立主義をとる。

稅金徵收權限と費用支出の標準

南京に於て開催された中央財政會議は國稅と地方稅に對する徵收の權限區分及び國家地方費の支出標準等を決定したが今其の條文を列擧せば左の如し。

國家稅地方稅劃分暫行條例

第一條 中央と各省徵收の稅項に對する權限は本條例に照らして辦理す。

第二條 現行稅目を左の如く劃分す(甲)國家稅(一)鹽稅(二)關稅及び內地稅(三)常關稅(四)煙酒特稅(五)捲煙特稅(六)石油稅(七)釐金稅及び郵便小包稅(八)礦稅(九)印紙稅(乙)地方稅(一)田租(二)契稅(不郵產登記稅)(三)牙稅(運送間屋開業稅)(四)當稅(五)商稅(六)船捐(七)房捐(家屋稅)(八)屠宰稅(九)漁業稅(十)其他の雜稅雜捐。

第三條 將來の新稅を左の如く劃分す(甲)國家稅(一)所得稅(二)遺產稅(三)紙幣發行稅(國家銀行に於て發行紙幣を統一するとき本項はこれを刪除す)(四)交易所稅(五)會社登錄稅(六)產銷稅(製産消費稅)(七)其他國家の性質に適合する稅目(乙)地方稅(一)營業稅(二)宅地稅(三)普通商業登記稅

(四) 使用人税 (五) 使用物税 (六) 其他地方の性質に適合する税目。

第四條 地方税は國税の收入に妨害する時、財政部より其の徴收を禁止せしむることを得。

第五條 地方税の分配は地方團體より之れを定む即ち該地方官廳より財政部に報告認可を得たる上之れを決定すべし。

第六條 新税を實行する時舊税と新税との相抵觸する部分はこれを即時廢止す。

第七條 中央及各省税額の劃分實行に當り碍礙ある時は財政部より補給辦法を定む。

第八條 本條例は公布の日より之れを施行す。

#### 國家及地方費劃分暫行標準

- (甲) 國家費 (一) 中央黨務費 (二) 中央立法費 (三) 政府及び所屬機關行政費 (四) 陸軍海軍航空費 (五) 中央學術費 (六) 外交費 (七) 中央官業經營費 (八) 中央工事費 (九) 國稅徵收費 (十) 中央内外各債償還費
- (乙) 地方費 (一) 地方黨務費 (二) 地方立法費及び自治職員費 (三) 地方政府及び所屬機關費 (四) 教育費 (五) 司法費 (六) 公安及警察費 (七) 農工費 (八) 公有事業費 (九) 地方工事費 (十) 衛生費 (十一) 救恤費 (十二) 地方債務償還額。

### 國家と地方支出劃分暫行標準案

曩に國民政府財政部長古應芬氏から提出された「國稅と地方税との收入及び支出劃分暫行標準案」が第一百一回中央政治會議に於て可決されたるが右のうち國家の支出と地方の支出との劃分暫行標準案を示せば左の如し。

#### 國家の支出

- 第一條 中央黨務費 (中央執行委員會、監察委員會、政治會議、政治分會等の經常費)
- 第二條 中央立法費 (専ら全國代表大會の經費)
- 第三條 中央監察費 (中央監察院及び監察分院の經費)
- 第四條 中央試驗費 (中央各種の人物採用に對する試驗費)
- 第五條 政府及び所屬機關行政費
- 第六條 陸海軍航空費
- 第七條 中央內務費 (內務行政は地方團體に屬するも其の指導監督費)
- 第八條 外交費
- 第九條 中央司法費 (最高法院及び各省大理分院は國家の經費中から支出)
- 第十條 中央教育費 (國立專門學校以上の經費)
- 第十一條 中央財務費

- 第十二條 中央農工會費
- 第十三條 中央僑務費(海外移民保護のために支出)
- 第十四條 中央移民費(移民事業に對する諸施設費)
- 第十五條 總理陵墓費
- 第十六條 中央官業經營費(郵便電信航路山林礦業及び各部直接經營の官業に對する費用)
- 第十七條 中央工事費(國道河工等の經費)
- 第十八條 中央年金費
- 第十九條 中央内外各債償還費

地方の支出

- 第一條 地方黨務費
- 第二條 地方立法費及自治職員費
- 第三條 地方政府及び所屬機關費
- 第四條 省防費(中央直轄の各軍隊を除く外省防軍費は地方費に於て負擔)
- 第五條 公安及警察費
- 第六條 地方司法費(最高法院及び大理分院を除く外各級の司法費)

- 第七條 地方教育費(教育部に直屬する機關及國立學校を除く外地方負擔)
- 第八條 地方財務費
- 第九條 地方農工費
- 第十條 公有事業費(中央官營を除く外の地方事業費)
- 第十一條 地方工事費(省道縣道及び河川浚渫費)
- 第十二條 地方衛生費
- 第十三條 救郵費
- 第十四條 地方債償還費

### 六千萬元の鹽餘庫券條例

去る六月廿二日の全國財政會議に於て部長古應芬は宣言して、現在の軍事經常費毎月千四百餘萬元、政費二百萬元、臨時經費を含まずして中央の軍政費は月に千六百餘萬元を必要とする、即ち本年中七ヶ月間には一億元に達する譯で北伐が今一步と云ふ際に當つて益々その需要を知るべしてある、本年の中の一億元の不足は最近中央に於て既に稅制整理計畫なりたると雖も、急を要する事として、此處に六千萬元の鹽餘庫券の發行を起すものなりと、之れは六月廿九日の中央政治會議に於て通過し愈々發行

に決定したがその條例は左の十七ヶ條から成つてゐる。

第一條 政府は事業を整理し國庫を補助する爲め鹽餘國庫券を發行す。

第二條 鹽餘國庫券の發行額は銀元六千萬圓、名じて國民政府財政部民國十六年鹽餘國庫券と云ふ。

第三條 鹽餘國庫券は全國の鹽稅剩餘を以てその基金となす、但しこの基金は國民政府が全國を統一する以前に在つては、江蘇浙江兩省は鹽稅收入全部を以て充つ。

第四條 鹽餘國庫券の利息は、月利八厘と定む。

第五條 鹽餘國庫券は、種類を一萬元、千元、百元、十元及五元の五種に分つ。

第六條 鹽餘國庫券はその額面銀額に照して發行し、十六年七月一日の發行日より起て三ヶ月内に拂込むものとす、拂込は九割八分、即ち毎額面百元に付き實收九十八元と割引をなす。

第七條 鹽餘國庫券は民國十六年七月に發行し六ヶ月の後月に分つて償還、十七年一月より毎月月末償還、總額五十分一宛、結局廿一年二月末に於て償還済みとなすものにして、利息は月に照して毎回のれをなし財政部の抽籤に依り之れを定む、十六年七月より十二月末迄の利息は持票人の支拂日より起算して日歩計算す。

第八條 鹽餘國庫券の發行機關は國民政府財政部之を指定す。

第九條 鹽餘國庫券はその基金を保管委員會を組織して之れが保管に充らしむ。

第十條 前項の保管委員會は左の如き人員に依り之れを組織す。

(一)中央より特派三名、(二)江蘇兼上海財政委員會より三名、(三)鹽商代表三名、(四)上海銀行錢業兩公會代表二名、(五)上海各商會代表三名及杭州商會代表一名。

第十一條 基金保管委員會成立後江浙兩省鹽稅收入より鹽務行政の經費を差引いて本年十月より之れを全部委員會の預金とす。

第十二條 鹽餘國庫券の償還利拂は國民政府財政部の指定機關より之れをなす。

第十三條 鹽餘國庫券は無記名式。

第十四條 鹽餘國庫券は銀行の保證準備金とするを得。

第十五條 鹽餘國庫券は隨意に賣買或は擔保貸付け、其他公務上の保證金交付、或は擔保品となすを得。

第十六條 鹽餘國庫券は若しその信用を毀損するが如き行爲ありたる際は内債信用防害の罪に照して之れを處罰す。

第十七條 本條例は公布の日より之れを施行す。

## 鹽餘國庫券基金保管委員會章程

國民政府財政部は曩中央政治會議の決議により六千萬元の鹽餘國庫券を發行することゝしたの既報の如くなるが同國庫券基金保管委員會章程を公布した條文左の如し。

### ●鹽餘國庫券基金保管委員會章程

第一條 本會は國民政府財政部民國十六年鹽餘國庫券條例第九、第十、第十一の各條規定を根據として財政部より國民政府に申請の上委員三名の特派を受け各委員と會同してこれを組織す。

第二條 本委員會の委員數を十五名となし左の如く配分す、(甲)中央より三名特派、(乙)江蘇兼上海財政委員會より三名を推選、(丙)鹽商代表三名、(丁)上海銀行錢業兩公會代表者二名、(戊)上海各商會代表三名、杭州商會代表一名。

第三條 前項の委員會成立後本委員會より財政部に報告國民政府に轉呈して其の許可を受く。

第四條 國庫券の元利未償還以前は其の保管權限を變更する能はず。

第五條 本委員會には常務委員五名を置き委員中より之れを互選す。

第六條 江蘇浙江兩省の鹽稅收入は財政部より各徵收機關に通知して其の指定の日から逐日これを本委員會に收受して保管す。

第七條 本項の基金は財政部より中央、中國、交通の三銀行に指定して預金せしむ。

第八條 國庫券の基金は毎期の元利償還期に達したる時本委員會より財政部指定の經理機關に交付す

第九條 本基金の收入及び庫券元利の支出は毎回一回決算して財政部に報告し又これを公告す。

第十條 本章程は公布の日よりこれを施行す尙不備の點あらば財政部より隨時これを改むることを得

## 鹽餘國庫券の賣出しと聲明

國民政府が發行を公布した民國十六年鹽餘國庫券は、既に七月一日より發行を開始したが、その額六千萬元、一萬元、一千元、一百元、十元、五元の五種に別れ月利八厘、九八掛けの賣出しである、上海兼江蘇財政會、中央執行委員會上海及杭州の各商會、鹽商代表並に銀行錢業兩公會等の各團體に依つて保管委員會、庫金保管機關等の組織あり、江蘇財政廳よりも各機關及上海縣公署等に通令し各商業團體に一致照知せしめてゐる、之れに就いて國民政府財政次長錢新之聲明する處に依れば。

傳えられる處に依ると鹽務總稽核所は口を外債に籍つて鹽餘國庫券に反對してゐるがそれは眞に謂れなき事にて此の事に關しては吾人が明瞭なる三點を指摘する事が出来る。

第一に國民政府は鹽務稽核所に關しては早くより之れが撤廢を明かに聲明した、是れ鹽務稽核所が國民政府に對して何等の發言權なきを證するものである。

第二に鹽餘國庫券は未だ全國統一以前に於ては元々江浙兩省の鹽稅收入を以て之を擔保とす、且つ現在の江浙兩省鹽稅收入は既に北方の收入に非ずして國民政府支配下にあり。  
第三に全國統一後は鹽餘國庫券は元々全部の鹽稅剩餘を以て擔保とされるものであるから、夫れ既に鹽餘に屬し何等外債擔保に抵觸する處がない。  
即ち之等三點で見ても該鹽務所の舉動は當然影響を發せざるものである。

### 禁煙の主旨方法、民國政府の發表

國民政府財政部では部内に禁煙處を設置し、同時に各省に於て禁煙局の設立を計畫既に江蘇省内の如き其の組織を終へ禁煙の主旨と其の方法左の如く。

- 一、三ヶ年間に其の禁絶を期す。
- 二、商人に營業を認可して收稅し、其の稅率を第一ヶ年には百分の七十五、第二ヶ年目には百分の百、第三ヶ年目には百分の二百と累進遞増せしむる。
- 三、收稅の手續としては印紙を貼付して印紙を一角、五角、一元、五元、十元、五十元の六種類、紅、黃、藍、綠、紫、緒の六色に區分して財政部から發行各省の禁煙局に交付する。
- 四、各省で貼付せる印紙が異つたり印紙と阿片の分量と符合しなかつた場合には禁煙局から懲罰する。

ること。

決定されてゐるのであるが今財政部から公布された「商營戒烟藥品特許證章程」及び戒烟執照章程を示せば左の如くである。

#### ▲商營戒烟藥品特許證章程拔萃

第一條 本部は禁煙條例第七條の規定により特に商營戒烟藥品特許證を製作し其の營業希望者は本章程により辦理す。

第二條 特許を受けたる商店は原料を賣買又は製膏する時、該管禁煙機關に報告して其の検査を受くべし。

第三條 特許を受けたる商店には吸飲器を置くことを得ず。

第四條 特許を受けたる商店は藥膏を販賣する購買人所持の戒烟執照(鑑札)を驗査したる上發賣すべし。

第五條 特許證を一、二、三等に分ち各種禁煙局から地方の状態を酌量の上之れを發給す。

第六條 特許證を受けたる商店は一回に照證費として、一等三千元、二等一千元、三等五百元及び毎月の營業稅(稅率照證費の十分の一)を納付すべし。

#### ▲戒烟執照(鑑札)章程拔萃



第一條 本部は禁煙條例第五條の規定により各種の戒煙執照(鑑札)を作り二十五歳以上の中毒者に對し本章程に照してこれを發給す。

第三條 戒煙執照を受けたるものは戒煙條例第五條の規定により累年其の吸食量の遞減を計り民國十九年に至つて禁絶すべし。

第四條 戒煙執照の發給を受けんとするときは以下各項を明記すべし。

一、姓名年齢、二、族籍住所、三、吸飲の原因と其の年數、四、吸飲の一日數量、五、何のために戒煙執照を要するや、六、三年を期して遞減禁絶遵守。

第五條 戒煙執照を下記の如く分類す一、甲種執照(紳商婦女に限る)

二、乙種執照(貧苦者に限る)

三、臨時執照(施行者に限る)

第六條 執照費を左の如く定む。

一、甲種每年大洋三十六元(毎月三元)

二、乙種每年大洋十二元(毎月一元)三、臨時每日一枚大洋三角

第七條 戒煙執照は毎年一回取り換へ發給す、第一年は前規定の如く徵收す、第二年目は二分の一を加へ第三年目には二倍とす。

第八條 臨時執照は各酒樓旅館より取り纏めてこれか發給を受くることを得。

第九條 戒煙執照は他人に轉借し又は讓渡するを得ず。

猶江蘇、浙江における向ふ一ケ年間阿片公賣權の入札が行はれた模様であるが入札者は兩省の各團體代表者數名あり開票の結果は千五百十萬元でウインチン公司の代表者の手に落札した模様である、勿論阿片專賣處直屬の公賣權者で各地方の公賣處は更に入札を以て設置されるものと觀測されて居るが違犯者は嚴重處罰される筈で該制度の決定は一面阿片の取締でもあるが亦一面如何に南京政府が財源に苦しんでゐるが窺はれる。

### 愛國捐總局を上海に設置して軍費を集める機關

國民政府財政部では愛國捐章程を制定第百十六回中央政治會議に於て可決された、め近く公布の筈であると條文左の如し。

#### ▲國民政府財政部特辦愛國捐章程

第一條 愛國捐は専ら北伐軍費を補充するために設け中央執行委員會政治會議の議決により國民政府財政部をして責任辦理せしむ。

第二條 財政部は愛國捐の普及を計るため上海に愛國捐總局を設立し、各省各縣に分局を設け國外の

華僑在留地には中華會館及び公衆團體を以て愛國公會を組織の上募捐機關となし、一切の捐務進行及び捐額の出納を辦理せしむ。

第三條 愛國捐總局には局長一名を置き、各省各縣の分局には分局長一名を、愛國公會には公會長一名を置く、局長は財政部員を以て兼任せしめ、分局長は各省縣長に其の兼任を命じ、會長は該地の居住民より推選の上財政部に申請其の認可を受く。

第四條 愛國捐總額は國內國外を合して國幣三千萬元を其限度となす。

第五條 愛國捐の種類規定左の如し、(一)人民の自認せるもの一元より隨時これを認め多い程よし、(二)各機關の俸給中より扣除するものは百分の二となす、(三)各鐵道各汽船會社が旅客運賃内に附課するものは百分の十となす、(四)各貸家主が家賃内に附課するものは百分の十となす、(五)各遊戯場内の附捐は百分の十となす。

第六條 國外々人民の所認愛國捐は其の額の特に多きものに對して左の如く獎章を規定す、(一)十萬元以上のものには國民政府財政部一等金質愛國章を發給、(二)五萬元以上のものには同二等金質愛國章を發給、(三)一萬元以上のものには同三等金質愛國章を發給、(四)五千元以上のものには同四等金質愛國章發給す。

第七條 國內外人民の愛國捐五十萬元以上を寄附したるものは財政部より國民政府に申請して地方の

公共區域に其の銅像を建設す。

第八條 國內外各會社各工場各商店にして一萬元以上を寄附したるものには國民政府財政部より愛國扁額一面を領給し十萬元以上のものには前記の外財政部から若干年間免除す。

第九條 各省各縣の愛國捐辦理に對しては財政部より中央黨部に申請して各省黨部及び市區黨部に通令して各省局長と協同せしむることを得、各學校愛國學生にして募捐運動に従事することを希望するものは各地分局長と交渉の上共同進行すべし。

第十條 國內外辦理の愛國捐は如何なる名義如何なる機關の收納を論せず其收入額を隨時總局に納め總局より領收書を發し其の種類姓名を分別して翌日の新報に登載す、尙ほ十日毎に財政部に送り總司令部軍需處に交付して軍費となす。

第十一條 國外辦理の愛國捐に對して其の重要職員は凡て名譽職となし、但し辦理人員の成績優良なるものは捐務終了後財政部より表彰す。

第十二條 本項の愛國捐は公認額に満ちたる時、或は北伐が完全に成功したるとき即時停止す。

第十三條 本項の愛國捐は財政部より國民政府に申請して監察員三名乃至四名の特派を受け總分局及び公會一切の捐務を隨時監査せしむ。

第十四條 本項の愛國捐は各地大小銀行銀號及び錢莊を以て其代理領收機關となし臨時に政府より指

定す。

第十五條 本章程は公布の日よりこれを施行す。

### 家賃を軍費に充る愛國捐の募集委員會

上海商業聯合會は七月廿三日總商會、南市及び開北兩商會の代表を招集し國民政府財政部の要求に係る愛國捐募集に關し特に來滬した江蘇省財政廳長張詠寬氏の説明を聞きたる後家賃を以て軍事費を接濟する愛國捐の勸募委員會を設置するに決し。

虞洽卿、王曉籟、顧馨一、秦潤卿、陳光甫、王一亭、沈聯芳、陳炳謙、石芝坤、陶梅生等三十餘名を準備委員に擧げ即日成立を宣し此旨南京總司令部に電報した。

### 南京國民政府財政部組織法

七月二十五日の百十七回中央政治會議に於いて國民政府財政部組織法を可決したが今其全文を列擧せば左の如し。

#### ▲國民政府財政部組織法

第一條 財政部國民政府に直屬し各省區の稅務、國庫公債、錢幣、會計、出納及び其他一切の財政を

管轄し並びに所轄各機關及び公共團體の財政を監督す。

第二條 財政部には部長一名を置き國民政府の命を受けて財政を掌握し鹽稅、關稅事項を設けて督辦し所屬職員並びに所轄各機關を管轄す。

第三條 財政部長は各省及び各地方最高級行政長官の本部主管事務の執行に對して監査指示の責を有す。

第四條 財政部長は其の主管事項に於いて各地方最高級行政長官の命令或は處分に對し法令に背違し又は權限を踰越したるものありと認めたる時は國民政府に其の核奪を申請することを得。

第五條 財政部には次長一名を置き部長を輔佐して部務を整理せしむ。

第六條 財政部には參事二名乃至四名を置くことを得、參事は長官の命により本部主管の法律事務に關する各種の草案を掌る。

第七條 財政部には秘書四名を置き長官の命により機要事務を管理す。

第八條 財政部には廳長一名處長三名司長五名を置き長官の命により各廳、處、司の事務を分掌す。

第九條 財政部各廳、處、司には各科長若干名科員若干名を置き長官の命により各科の事務を分掌せしむ尙技術員若干名を置き技術事務を分掌せしむ。

第十條 財政部には文書科計算等の事務に必要な雇員を採用する事を得。

第十一條 財政部に設置する各廳、處、司左の如し、(一)總務廳、(二)關稅處、(三)鹽稅處、(四)土地處、(五)賦稅司、(六)錢幣司、(七)公司、(八)會計司、(九)國庫司。

第十二條 總務廳の職掌左の如し、(一)文書の收發保存、(二)職員の進退事項に關する記録、(三)各種統計及び報告、(四)本部所管の官有財産管理、(五)本部の經費又は各種收入の管理又は豫算決算及び會計事項、(六)直轄各機關の公計事項検査、(七)本部の庶務及び其他各處司に屬せざる事項。

第十三條 關稅處の職掌左の如し、(一)關稅の賦課及び徵收、(二)關稅に關する管理及監督、(三)關稅制度の改革及び推行事項、(四)輸出及び再輸出貨物の検査、(五)關稅々率の改訂及び減免事項、(六)禁止貨物輸出入に關する事項、(七)各國關稅規則の調査に關する事項。

第十四條 鹽稅處の職掌左の如し、(一)採鹽場、倉庫、鹽製造場の建築及び編練場、密造取締等に關する事項、(二)各省の運鹽、消費に關し、(三)引鹽の發給、各種の收入の彙編報告及び表冊統計に關する事項、(四)審計所に關し鹽款收入帳簿及び買入れ保存運送消費等の收支報告に關する事項、(五)鹽稅の保管に關する事項。

第十五條 土地處の職掌左の如し、(一)土地價格の核正に關する事項、(二)土地の測量及び整理、(三)土地に關する紛争の審決、(四)土地に關する登記手續の審定、(五)土地產品の調査又は土地稅

則の改正に關する事項、(五)土地上の一切の統計編制。

第十六條 賦稅司の職責左の如し、(一)關稅の賦課及び徵收事項、(二)關稅の管理及監試、(三)舊稅の改革、(四)新稅の推行賦稅の調査檢閲統計、(五)監稅稅票の印刷及び検査、(六)財政部所管の稅に關する一切の收入事項、(七)地方公共團體の收入管督其他賦稅に關する一切。

第十七條 錢幣司の職責左の如し、(一)造幣局の整理、(二)貨幣に關する調査、(三)金屬貨幣及び地金銀の出入に關する事項、(四)造幣局の監督、(五)銀行及び貯蓄會の監督、(六)紙幣發行に關する事項、(七)準備金に關する檢閲、(八)國內外の金融に關する事項、(九)交易所保險會社の監督、(十)其他幣制及び銀行に關する一切の事項。

第十八條 公債司の職責左の如し、(一)公債の募集發行、(二)公債の註冊改名又は登記計算に關する事項、(三)公債に關する出納、(四)公債の元利に關する事項、(五)公債整理、(六)地方公債に對する檢閲、(七)財政部證券賣買に對する取締、(九)其他公債一切に關する事項。

第十九條 會計司の職責左の如し、(一)豫算決算に關する事項、(二)特別會計の豫算決算に關する事項、(三)歳出歳入に關する現計畫の編製、(四)支拂豫算に關する事項、(五)豫備金の支出に關する事項、(六)金錢及び物品に關する會計、(七)主計簿の登記及び各種計算書の検査、(八)各官署の會計検査及び整理、(九)公共團體の歳計に關する事項、(十)會計司の註冊に關する事項及び其他會計

一切に關し。

第二十條 國庫司の職責左の如し、(一)支拂命令の検査、(二)出納官員の監督、(三)金庫の監督、(四)國庫の出納に關する事項、(五)國庫の出納計算書に關する事項、(六)國庫簿の登記、(七)政府の各種基金に關する事項、(八)貯金保管に關する事項、(九)其他一切の出納。

第廿一條 財政部の辦事細則は財政部より別にこれを定め國民政府に申請の上施行す。

第廿二條 本法に不備の點あらば中央政治會議の決議により改修す。

第廿三條 本法は公布の日より施行す。

### 鹽務監理局暫行章程

七月二十五日中央政治會議第百十七回會議に於て鹽務監理局の設置を決議されたるが今其暫行章程を示せば左の如くである。

#### ▲鹽務監理局暫行章程

第一條 產鹽、行鹽區域に鹽務管理局を設け財政部に直屬し所在區域内に於ける各地垣或は入倉の鹽に對する秤量事項を管理し、及び隨時に該管區域内の鹽稅の徵收及び一切の鹽款鹽斤帳簿を監督し其の產鹽區域内にありて商人の運鹽に對しては同局より認可書を發給す。

第二條 鹽務管理局は鹽務總匯或は適當の地に設置す。

第三條 鹽務管理局長は財政部より任命す。

第四條 鹽務監理局は第一條に規定せる職務を辦理する外隨時鹽務整理、及び其の利弊に對し協助するの權あり、又鹽款の收支に關しては管理局長より署名すべし。

第五條 鹽務管理局には下記の科を置く。

一、總務科

二、會計科

第六條 總務科の職掌を左の如く定む。

一、收鹽に秤量規を制定

二、機要文電の收發及び管理又は普通文書の審査

三、本局及び所屬機關職員の任命

四、本局及び所屬機關の經費豫算及び決算の編制

五、其他會計科に屬せざる各事務

第七條 會計科の職掌を左の如く定む。

一、各地に於ける手持ち鹽斤の出入及び鹽斤帳簿の審査。

- 二、鹽斤の製産消費統計編制及び鹽價の調査。
- 三、鹽款収支の審査報告

第八條 鹽務管理局には科長二名を置き財政部よりこれを任じ、總務及び會計の兩科に分ちてこれを掌理せしめ會計科長の任命に對しては財政部會計主任暫行章程により辦理す。

第九條 鹽務管理局には四名乃至六名の科員を置き事務を分掌せしめ、其の月給百元又は百元以上のものは財政部より任命し、百元以下のものは該局々長これを任命す。

第十條 鹽務管理局は其の文書の作製上雇員を採用し得、雇員は財政部に申請して局長より任命す。

第十一條 鹽務管理局には所轄區域内に監秤員或は秤放員(鹽)の出し入れに對する秤量の検査員若干名を置き、其の任用辦法は第九第十の兩條の規定と同じ(以下省略)

第十五條 本章程は公布の日よりこれを施行す。

### 内債登記所を設置す

南京國民政府財政部は内國公債整理、人民の權利保障のため公債登記簡章五ヶ條を特訂し通令施行した通令及び簡章は左の如くである。

#### ▲財政部通令

人民の權利を保障し公債の信用を維持する爲め中央財政委員會の決議により内國公債臨時登記所を設立し、元金償却利子支拂をなすべき各項公債の登記を取扱ひ凡て登記されたる債票は一律に原案に照して處理す、茲に内國公債登記簡章を制定して公布施行す。

#### ▲内國債登記簡章

第一條 國民政府は左の各種公債は多年市面に轉帳流通し居れるを以て社會金融の現状を維持するため公債臨時登記所を特設し登記を許し財政部は登記票號を公布して基金保管及び元利支拂ひの機關に知らしめ原案に照して處理せしむ。

- 一、五年公債
- 二、七年長期公債
- 三、整理六厘公債
- 四、整理七厘公債
- 五、金融公債
- 六、十一年公債
- 七、十四年公債

以上の公債にあらざれば本簡章の規定を適用せず。

第二條 凡て以上の公債票を所持するものは八月一日より九月三十日まで二ヶ月内に公債票を携へ登記所に赴き登記を求むべく登記證書を證據として給與す。

第三條 凡そ二ヶ月の期限満了するも發記せざる番號の公債は一律に無効とす、但し満期前賣買は此限にあらす。

第四條 登記所章程は財政部より別に定む。

第五條 本簡章は公布の日より施行す。

公債登記所委員は既に部分を以て中央銀行の沈祖詒、中國銀行の程慕瀛、交通銀行の毛士鑑、三銀行の各國庫券主任を正式に發表し、登記辦法は財政次長錢永銘がまだ南京に歸任しない爲め、尙ほ作製するに至らないので自然期日も延期するを免れまい、登記手續きは至つて簡單にして百元以下の各項公債は均しく登記の必要なくして有効で百元以上は登記所の検査を受け、登記證一枚宛を下附され同時に債券番號を記録する事となるが登記所では何等の費用を徴收しない、只額面金額に照し鹽餘國庫一割の購入を交換條件となすのみである、登記證は目下上海で印刷中であるからこの點からも登記所が規定の期日に開始し難い事情がある、又各項内國公債の北方に流通するもの相當巨額に上り之が爲め登記所の事務もその進行上勢ひ迂緩を免れないので二ヶ月の期限も、或は必要時には尙ほ適宜延期するであらう。

### 出廠税の埋め合せに國內産業を保護獎勵

出廠税條例に依つてその一端を示してゐる如く國民政府の税制は一税一物主義であり先づ内外均等である、然し國內工業を援助と云ふ點に關しては大要下の如き國貨獎勵委員會の組織に依つて埋合せようとしてゐる。

#### ▲財政部國貨獎勵委員會簡章

第一條 財政部は國內工業を獎勵し、並に國貨の發達を計る爲め國貨保育委員會を設立す。

第二條 本會の各員は財政部長より招聘或は委任し左の各員に依り組織す。

- (一)、中央實業長官
- (二)、各省實業長官二人
- (三)、上海及最も繁盛なる區域の商會會長二人
- (四)、上海及最も繁盛なる區域の工場代表二人
- (五)、農工商學の學識經驗に富むもの三人
- (六)、財政部主管各處司長二人
- (七)、各省出廠税管理局局長二人

第三條 本會の職務下の如し。

(一)、國貨補助金標準の確定及各種出品に對する補助の可否并に其程度の審査

(二)、全國出品の種類數量及狀況を調査し系統ある計畫の訂定

(三)、製造品の發明或は改良の獎勵

(四)、本國必需用品及最も缺乏を感ずる模倣品

(五)、國貨の輸出獎勵並に國內販路の推廣

第四條 本會の開會は財政部部長を主席とし部長の暇なき時は次長を主席とす。

第五條 本會の會議を左の兩種とす。

(一)例 會——毎月二回開會 (二)臨時會——必要時に開會

第六條 本會の議決案に主管各機關の査核を経て施行す。

第七條 本會は各地國貨の狀況を視察するため調査員若干名を置く。

第八條 本會は文書保管等の事務を辦理せしむる爲め書記若干名を置くを得。

第九條 本簡章は公布の日より施行す。

## 國民政府制定の所得稅の内容

所得稅の内容國民政府財政部は曩に所得稅及び遺產稅條例を所定、中央政治會議に提案したこと既報の如くにて同時に兩稅に對する意見書をも發表したのであるが如上所得稅の内容及び其の徵稅の範圍を大體左の如く區分してゐる。

### 第一種

(一)會社倉庫商店及び其他法人の所得、(二)、國債を除き外公債及び社債利息所得。

### 第二種

- (一)農工商業經營利益による所得、(二)、土地建物の所得。
- (三)株券及び債權利息の所得、(四)、資本利子の所得。
- (五)各種俸給報酬の所得、(六)、國家及び地方官吏の俸給年金及び其他賞與金の所得。

### 第一種稅率

(一)法人の所得は千分の二十、(二)、國貨を除く外公債及び社債の利息は千分の十五。

### 第二種稅率

- (一)一千元以下の所得は免稅、(二)、一千元より二千元まで一千分の五。
- (三)二千元より三千元まで一千分の十、(四)、三千元より五千元まで千分の十五。
- (五)五千元より一萬元まで千分の二十、(六)、一萬元より二萬元まで千分の二十五。



- (七)三萬一元より三萬元まで千分の三十、(八)、三萬一元より五萬元まで千分の三十五。
- (九)五萬一元より十萬元で千分の四十、(十)、十萬一元より二十萬元まで千分の四十五。
- (十一)二十萬一元以上千分の五十二、五十萬元より十萬元を増す毎に千分の五づつを遞増す。

免院所得

- 一、軍人にして從軍中所得の俸給
- 二、美術又は著作の所得
- 三、教員の俸給所得
- 四、旅費學費及び法定養贍費
- 五、營利の目的にあらざる法人の所得
- 六、營利事業に屬せざるもの一時所得。

### 財政部制定の遺產稅細則草案

國民政府財政部が遺產稅の徵收に對する制度を決定し其の條例は現在法委員會に於いて審議中であるが財政部は

#### 第一等相續人、(實子女)

第二等相續人、(兄弟の子女)を嗣子となせるもの

第三等相續人、(從兄弟の子女を嗣子となせるもの又は養子或は他姓の人を嗣子となせるもの)

第四等相續人、(親戚或は朋友が遺產を承受せるもの)

の四等に區分遺產人の妻妾が遺產を繼承したる時は、其の稅率を妻を第一等と認め、妾を第二等と見なすこと等の内容であるが今財政部の遺產稅施行細則草案を列擧せば左の如し。

第一條 何人を問はず死後其の相續人及び相續人等より一週間に該管地方官署に報告すべし届出の期限経れたるときは五十元以上一千元以下の罰金に處す。

第二條 相續人或は相續人等が六ヶ月以内に其の遺產書報告せざれば五十元以上一千元以下の罰金に處し其の遺產書を隠匿したるときは稅率に照らして五倍の處罰を課す。

第三條 所有の遺產には動産不動産を問はず一切課稅す。

第四條 主管官署は其の報告に接したる遺產報告書が遺產調査委員會に交付して調査せしめたる後更に主管官署に於いて査定相續人或は相續人等に通知して最寄の収稅機關に納稅せしむ。

第五條 各種財産評價算定の方法は主管官署及び遺產調査委員會に於いて協定し各地の習慣たより酌量す。

第六條 遺產調査委員會の設置區域は租稅區域に準ず。

第七條 遺産調査委員會委員は十名を限度とし、主管官署より公民の資格を有する地方知名の人士を撰任す。

第八條 遺産調査委員は四年を以て任期とし二年毎に半数を改任す。

第十條 遺産調査委員會は議事規則は財政部よりこれを定む、第十條遺産報告書は本部より認定せる會計司の證明あるものに限り遺産調査委員會の審査を免除することを得直ちに主管官署に於いて處辦す。

第十一條 相続人が遺産調査委員會の審査に異議あるときは財政部に訴訟を提起することを得。

第十二條 遺産人の負債は(其の證據あるもの)及び遺産人の葬儀費用は遺産中よりこれを扣除せることを得(控除せる葬儀費)は遺産人の身分以上を超ゆることを得ず。

第十三條 相続人或は相続人等が未成年のときは教育費用を遺産中から扣除することを得、但し遺産調査委員會が其の學力年齢より算定したる額を限度とす。

第十四條 遺産税の主管官署は財政部よりこれを委定す。

第十五條 本細則中不備の點あらば財政部に於いてこれを修正す。

第十六條 本細則は公布の日より施行す。

## 不當課税と關稅自主

### 不當課税の續發

國民革命軍の進展と共に統治區域が擴大せられ従て各種の經費増加し、殊に軍費に要する支出額は毎月約二千萬元内外の多額に達し、其爲め南京政府の主腦者は國際關係を無視し對内對外の利害關係を顧慮せず、軍費を捻出する爲めにはあらゆる手段を講じ種々雜多なる名目の下に不當課税を斷行し以て軍費に充當せんとした。

現在南京政府の既に發布して徴收しつつある不當課税と、今應に實施せんとする是等の不當課税につき順次各税目につき述べる。

### 輸出附加税

輸出貨物に對する二分五厘附加税は既に漢口、廣東の兩地に於てのみ實施せられ居り上海に於ては未だ徴收されるに至らず、且つ何等之に關する豫告もしてなかつたが突如六月廿八日支那新聞英字新聞紙上に上海内地稅局々長俞飛鵬の名を以て左の如き布告を發表した。

國民政府財政部の命令に依り七月一日より輸出品附加税二分五厘(現行輸出税の半額)を徵收する、猶奢侈品附加税は別に規定を設け追つて課税實施する。

右輸出附加税は何等の豫告も無く又猶豫期間も無く餘り突發的に實施せらるゝ爲め當地の貿易商は驚愕を來し税關其他の關係方面に眞否を照會する等紛糾を極めた、右布告に對し清水總領事代理は直ちに

本日(廿八日)の當地各支那英字新聞紙上に海關監督の告示として輸出品附加税實施が布告されたが之は瞭かに條約違反であるから本總領事は絶対に承認出來ぬ、宜敷速かに該税制を撤回されし云々。

の意味の公文を交渉員郭泰祺宛に嚴重に抗議するところがあつた、右附加税問題に對し當會議所に於ても七月廿九日緊急役員會議を開催し討議の結果米里會頭は俞税關監督に交渉したが、俞税關監督は責任回避?にて旅行不在なるを以て郭交渉員を訪問して抗議した、然し右輸出附加税問題は各方面よりの抗議あるにもかゝはらず七月一日より實施せられた。

### 奢侈品税

上海内地税局が七月一日實施する輸出品附加税に次いで輸入奢侈品附加税二分五厘の徵收を近く告

布實施する事は既報の通りであるが税關監督俞飛鵬の名で突然六月三十日奢侈品税に就き次の如き告示を發表した。

國民政府財政部の命に依り七月四日より輸入奢侈品税二分五厘の徵收を開始する、凡そ商人が輸入通關手続きを爲さんとする時は青、白二種二枚の輸入申告書を奢侈品分類書に依つて輸出奢侈品を青色の申告書に記載し奢侈品に非らざるものは白色の申告書に記載し二枚宛てを税關に提示検査を受けたる後青、白兩申告書二枚を中國銀行に携行して奢侈品を支拂ふ猶ほ奢侈品々目書必要の者は漢口路三號の收稅處で交付する……云々

奢侈品税は廣東に於ても既に三月より實施中のもので當地でも曩の豫告に依り豫期されてゐたものであるが輸出附加税と共に何等條約上根據なき不法課税であるので清水總領事代理は昨日取敢へず輸出附加税に對すると略同様の嚴重なる抗議公文を郭交渉員宛送致した。

### 奢侈品目

一月廿日より孫傳芳氏の窮乏せる軍費の急需に當る爲め輸入品一齊に二分五厘附加税の増徴あり、更に今度國民政府が七月一日より輸出品にも二分五厘附加税を、四日より輸入奢侈品二分五厘(附加税共で五分)突發的關稅増徴の宣言あり、中國關稅の引上は云ふ迄もなく對華貿易の深甚なる打撃

と云はなければならぬ、且つ昨夏以來銀貨暴落と時局不安定の爲め續く不況を極めつゝあつた事近くは排日問題の勃發に依り一時的日貨の輸入の減少を來す事、更に關稅増徴の巨彈ある等眞に看過すべからざる問題である、我國對貿易は列國中輸出入共に第一位にあり、而して對華輸出品は主として英米の高級品に對し中及下級品たる立場から關稅の引上げが勃興せんとする中國工業をそれだけ保護するもので一層我國との競争を激甚ならしむるものでなくてはならない、然し關稅の引上げは特別關稅會議の進展である、且つその率も差程驚くべきものでもない又中國工業の勃興に對する我國の覺悟もある筈で問題の大なるは云ふ迄もないが打撃を受けると云ふ程の事ではない只何分に突然な宣言であるだけに、關稅の支拂が賣方が買方かその負擔する問題、或は俄かに物價の騰貴に依る需要の減少等過渡期に起る相當の紛争はあつた模様である、今奢侈品の種目擧ぐれば左の如くである。

## 奢侈品目

- (一) 葉卷煙草、紙卷煙草
- (二) タバコ、刻煙草、嗅煙草
- (三) 紙卷煙草用紙、及其他一切の材料器具にして専ら葉卷、紙卷等の煙草類の包装を製造し、或は賣出の準備をなすもの。
- (四) 酒、燒酒、リキユー酒、ビール、強麥酒、スタウト酒、黒ビール、林檎酒、梨酒、この種類の

飲料水にして果物より製成したるもの並に其他各種醇酒、飲料水等。

- (五) アルコール、火酒
- (六) 琥珀、眞珠、白瑪瑙、珊瑚、瑪瑙、水晶、金剛石、翡翠、玉石、猫眼石、ルビー、サファイヤ  
一及其他各種の眞偽貴重或は半貴重寶石、並に各種物品全部或は一部分に寶石を含み或は之れを嵌めたるもの。
- (七) 各種眞偽の首飾。
- (八) 白金鍍金及各種物品の全部或は一部分が白金鍍金又は白金で製成したるもの。
- (九) 金器、各種物品の全金、金鍍金。
- (十) 銀器及銀鍍金品。
- (十一) 裝飾品、金屬製品、象牙細工、陶磁器、漆器類及各種の個人家庭用品。
- (十二) 古董。
- (十三) 彫刻の如き美術工藝品、電板、油畫、繪畫、彫刻等と或は模型、復寫、複製せるもの。
- (十四) 化粧用品、香水を初めとして白粉、髮剃クリーム、クリーム、押出クリーム、テンカ粉、髮油及其他齒及皮膚の化粧品、海綿、刷毛、櫛、爪磨き用の全器具、或は小さいものでは白粉刷毛、或は白粉入れ、化粧箱其他一切の裝飾化粧用物品。

- (十五) 折靴、名刺入れ、煙草入れ、財布、紙入れ、トランク旅行靴、ステッキ、煙草吸口、煙管、パイプ、煙草盆、其他一切の吸煙用具、及煙草商の雜品。
- (十六) 魔法瓶及水筒、各種の寒暖を保つ器具及その附屬品。
- (十七) 玩具及運動用品。
- (十八) 模様入或は加工せる硝子器、水晶器、即ち各種の完全或は多數に硝子を用ひて製造されたるもの、普通の粗製模型或は壓搾機に依つて製造されたる加工せざる硝子は之の項より除外す。
- (十九) 眼鏡、醫療眼鏡、雙眼鏡、望遠鏡、及其他一切の光學用品並附屬品。
- (二十) 晴雨計、寒暖計、製圖器具、測量器具、及其他一切の科學器具、醫學、航海、光學、外科、其他の器具、並に一切の附屬品。
- (二十一) 各種寫真機及活動寫真器具(但し化學藥料は除外す)其他現象焼付或は映寫機並に附屬品(五八二の一部分)
- (二十二) 各種音樂器及その一部分とその附屬品 (五八二の一部分)
- (二十三) 鈴、呼鐘 (五八二の一部分)
- (二十四) 各種腕時計にして完全或は一部分に白金、金及銀を以て其の側を製したるもの又は鍍金したるもの及寶石を拵入したるもの (五八二の一部分)

- (二十五) タイプライター、計算機、金錢登記機、文書印壓機、騰寫版及其他一切の事務所用機具 (五八二の一部分)
- (二十六) 電氣鍍金器、理髮器、短刀、剃刀、安全剃刀及其他の散髮用器及附屬品、但し工作器具を含まず (五八二の一部分)
- (二十七) 金庫、錢箱及鐵門 (五八二の一部分)
- (二十八) 獵具、及彈丸 (五八二の一部分)
- (二十九) 各種自動車の全部或は一部分にして一切の自動車の附屬品を包含す、但し十二人乗以上の大型車及積載量一噸以上の貨物自動車を除外す (五八二の一部分)
- (三十) 香木、紫檀、ガロウ木等凡そ各香氣ある木 (四七九、四九〇、四八六、四八九、五八二の一部分)
- (三十一) 獸牙、大牙、象牙等の各種 (四四八、五六〇、五八二の一部分)
- (三十二) 各種の天然生糸、絹織物及一切の其他物品の全部生絲を以て製したるものを包含す (六七六、八七四の一部分と五八二の一部分)
- (三十三) 一切の人造麻布にして全部棉織物を除く (六九、五八二の一部分)
- (三四) 室内裝飾の織物、敷物、掛物等各種の物質にて製成されたるものを列舉せざるも室内裝飾の織物にして金製或は綿製に非ざる羽根蒲團を初め何質で製成したる各種の美觀品を論せず (七〇の

一部、五八二の一部の外凡を税則内にある貨品にして同様の性質或は用途あるものは皆この項に包含して解釋す)

(三五) 窓掛け及各種の掛け物 (五五四の一部、五八二の一部)

(三六) 金銀或は各種金屬製品 (八四、五五〇よも五五二に至るもの及五八二の一部)

(三七) 長靴、短靴、學生帽、中折帽、靴下等を初め花服其他物品に屬する個人の日用品及附屬品の

雜貨類 (七四、五七七、五八二の一部)

(三八) 雨傘、パラツル、日傘等にして綿製或は紙製品を除く (五二九、四〇、五八二の一部)

(三九) 皮革及鞣皮製品 (四二五より四三〇に至る一部、四三一、四三三より四三九に至る一部、四三

九より四四一に至る一部、四四三より四四四に至る一部及五八二の一部)

(四〇) 羽毛及全部羽毛で製したるもの、或は一部に羽毛を使ひたる製品 (四四九、四五〇、四五二及

五八二の一部)

(四一) 各種の革製品にして機械の帶皮を除きたるもの (五七〇、五八二の一部)

(四二) 紙類 (四一七の一部)

(四三) 各種金箔及各種金類線 (五八二の一部)

(四四) 人參、牛黃、鹿の角(器械材料)犀角、麝香及各種樟腦等この種一切のものを包含す (二三一

より二三三、二八四、二四九、四四六、四五六より四五九及五八二の一部)

(四五) アスパラガス (二〇二、五八二の一部)

(四六) 鹽豚肉及ハム (一九六、二〇七の一部、五八二の一部)

(四七) 鹽牛肉、牛肉 (一九八、二〇七、五八二の一部)

(四八) 燕窩 (一九九、二〇七、五八二の一部)

(四九) ビスケット (五八二の一部)

(五〇) 魚卵ソウス (二〇一、二一五、二二七、五八二の一部)

(五一) チース、バター、人工乳酪及其他の代用品 (二〇一、二一五、二二七、五八二の一部)

(五二) チョコレート、ココア、コーヒー等各種 (二〇八、二一〇)

(五三) 砂糖菓子 (五八二の一部)

(五四) 魚肚 (一八三、一八四)

(五五) 各種の乾燥或は新鮮の果物或は砂糖漬け (二〇五、二一一、二一二、二六五、二五七、二五八、二

六三の一部、五八二の一部)

(五六) 蜂蜜 (二二三)

(五七) ジャム、果物の汁及各種の瓶詰或は罐詰食物、但しミルクを除外す (二〇二、二〇五、二〇

- 七、二二二、二二四、五八二の一部)
- (五八) マカロニ、及同類の物品 (二二六、五八二の一部)
- (五九) 牛肉汁 (二〇七の一部、五八二の一部)
- (六〇) 植物油、オリブ油 (三九五、五八二の一部)
- (六一) サウス、味付け等にして醬油を除外したるもの (五八二の一部)
- (六二) 魚類の鱈 (一九四、一九五)
- (六三) 動物の筋 (四六一、五八二の一部)
- (六四) 角砂糖、及塊糖 (二八一)
- (六五) 氷砂糖 (二八二)
- (六六) 液體砂糖 (五八二の一部)
- (六七) ジュイス各種 (五八二の一部)
- (六八) 茶 (二二二)
- (六九) レモン、サイダー (三〇七)
- (七〇) 大茴香、白豆財、肉豆財、胡椒及各種香料と調味物 (二二三、二三六、二三七、二四三より二六七、五八二の一部)

### 國定輸入税則新訂奢侈品價目表

南京國民政府が九月一日より釐金税の撤廢と關稅自主を宣言し、既に國定進口關稅暫行條例、裁撤國內通過稅條例及び出廠稅條例を發布した事は下記の如くであるが、その國定進口關稅暫行條例中に定むる奢侈品價目表に依れば次の如くである、大體去る七月四日より徵收される事となつた北京の特別關稅會議に於ける奢侈品價目表と大差はないが今度の價目表は甲、乙、丙の三種に分類した事及四種類の変化があり。

#### 奢侈品價目表

##### 甲種奢侈品

- 一、(新らしく列す) 銀側懷中時計 (五八二の一部)
- 二、(一六) 魔法瓶、水筒等を初め各種の寒暖を保つ装置を施せる器具及その附屬品、但しカードを除く (五八二の一部)
- 三、(二七) 玩具及運動品 (五八二の一部)
- 四、(二二) 各種寫真機、活動寫真機の器具、材料(但し化學藥料品を除く)其他現象焼付け映寫等に使用する器具並に附屬品 (五八二の一部)

- 五、(二五) タイプライター、計算機、金銭登記機、文書印刷機、謄寫版及其他一切の事務所用器具 (五八二の一部)
- 六、(二六) 電氣鍍金器、理髮器、刀、剃刀、安全剃刀及其他の理髮用機具並に附屬品但し工作品器具を含みます (五八二の一部)
- 七、(二七) 金庫、錢箱及鐵門 (五八二の一部)
- 八、(三九) 皮革類にして既に製成せるもの或は鞣したるもの (四二五より四三〇に至る一部、四三二より四三三より四三九に至る一部、四三九より四四一に至る一部、四四二より四四四に至る一部等の皮革類及五八二の一部の皮革にして製成或は鞣したるもの)
- 九、(三一) 獸類の牙、犬の牙、但し各種の象牙を除外す (四四八、五六〇及五八二の一部)
- 一〇、(三〇) 香水、紫檀、ガロー木等凡そ各香氣ある木 (四七九、四九〇、四八六、四八九、及五八二の一部)
- 一一、(五八) マカローニ及同類の物品 (二二六、五八二の一部)
- 一二、(新らしく列す) 果物 (二三四、二六三、二七七及五八二の一部)
- 一三、(六九) レモン水、サイダーソーダ水等 (三〇七)

### 乙種奢侈品

- 一四、(六) 琥珀、眞珠、白瑪瑙、珊瑚、瑪瑙、水晶、金剛石、翡翠、玉石、猫眼石、ルビー、サファイヤー及其他各種の眞偽貴重或は半貴重寶石、並に各種物品の全部或は一部の寶石を含み或は嵌めたるもの (五二八の一部五三七、五五三、五五八、五五九、五八二の一部)
- 一五、(七) 各種眞偽首飾 (五八二の一部)
- 一六、(八) 白金鍍金及各種物品の全部或は一部分が白金鍍金又は白金で製成したるもの (五八一の一部)
- 一七、(九) 金製器具、各種物品の全部金製或は金鍍金品亦同じ (五八二の一部)
- 一八、(四三) 各種金類箔、或は金屬線 (五八二の一部)
- 一九、(二四) 各種腕時計にしてその側が完全に或は一部分に鍍金或は金製又は銀質、寶石を箱入しメたるもの (五八二の一部)
- 二〇、(一〇) 銀器或は銀鍍金品 (五八二の一部)
- 二一、(一一) 装飾品、金屬製品、象牙細工、陶磁器、漆器、額、及各种個人用家庭用品或は別に裝飾用の爲めの物品 (五二八の一部)
- 二二、(一二) 古董 (五八二の一部)
- 二三、(一三) 美術藝品、電板、油畫、繪畫、彫刻等を初め或は之れが模型及復寫複製せるもの (五



八二の二部

- 二四、(二三三) ベル、鈴、呼鐘の如きもの (五八二の一部)
- 二五、(二二二) 各種音樂器及その一部並に附屬品 (五八二の一部)
- 二六、(一八) 模様入り或は加工せる硝子器、水晶器、半水晶器即ち各種の完全或は大半を硝子で製造せるものにして普通の粗製品にして型或は壓機を以て製したる加工せざる硝子はこれより除く (五〇一の一部)
- 二七、(二五) 折靴、名刺入れ、煙草入、財布、紙入、トランク、旅行カバン、ステッキ、煙草吸口煙管、パイプ、煙草盆、外其他一切の吸煙用具及煙草商の雜品 (五七〇、五八二の一部)
- 二八、(二四) 化粧品、香水、白粉、髮剃クリーム、クリーム、押出クリーム、テンカ粉、髮油及其他齒及皮膚の化粧品、海綿、ブラッシ、くし、爪磨き用の金器具或は白粉入れ化粧箱其他一切の化粧品 (五八二の一部)
- 二九、(二八) 獵具及彈丸等 (九五八二の一部)
- 三〇、(二九) 各種自動車の全部或は一部、二輪、四輪及其他あらゆる様式の自動車及その附屬品但し八人乗(従前は十二人とあり)以上の大型及積載量一噸以上の貨物自動車を除く (五八二の一部)
- 三一、(三二) 各種天然生絲、絹織物及一切の絹製品にして全部生糸を以て織布したもの (二七、六

八、七四及五八二の一部

- 三二、(三三) 麻製の布、全綿製品を除く (六九、五二八の一部)
- 三三、(三四) 室内の裝飾をなす織物、敷物、掛物及各種の物に依つて製成されたる室内の織物裝飾品金製綿製ならざる室内裝飾品は絹製、羽毛製及その巾の廣狹を論せず (七〇の一部と五八二の一部又は税則内にある貨品にしこの種の用途或は性質あるものは皆この項に包含解釋す)
- 三四、(三五) カーター、窓簾、及各種類似の懸け物、竹及廉製のものを含む (五五四の一部五八二の一部)
- 三五、(三六) 眞偽の金銀或は其他の金屬線、金類の合金物洋金線其他各種の金屬製の縁取り或は裝飾品にして全部綿製ならざるもの、花蕊の縁取り其他類似の品、女子の帽子、編物、刺繡の材料等皆この項に含まれる (八四、五五〇より五五二迄及五八二の一部)
- 三六、(三七) 長靴、短靴、學生帽、中折帽、衣服其他の着物、附屬品(下着類にして生絲或は人造絹絲入り長短靴下の絹入りにして全部綿製を除く (七四、五七七及五八二の一部)
- 三七、(三八) 雨傘、日傘、パラソル及洋傘等 (五三九、五四〇、五八二の一部)
- 三八、(四一) 各種の革皮諸品にして機械のベルトを除きたるもの (五七〇、五八二の一部)
- 三九、(四〇) 羽毛及羽毛製品にして全部或はその一部を羽毛で製したるもの (四四九、四五〇、四

- 五二及五八二の一部)
- 四〇、(四二) (四一七の一部)
- 四一、(四四) 人參、牛黃、鹿角等の醫料用、犀角、麝香及各種樟腦類、並に一切の眞偽氷片 (二三一より二三三、二四八、二四九、四四六、四五六より四五九、五二八の一部)
- 四二、(四八) 燕窩 (一九九、二〇〇、五八二の一部)
- 四三、(新らしく列す) 鰻 (二〇三、二〇七)
- 四四、(五四) 魚類の肚 (一八三、一八四)
- 四五、(五九) 肉精 (二〇七の罐詰品、五八二の一部にして其他の包装をなしたるものも之れに含む)
- 四六、(六二) 魚類の鰭 (一九四、一九五)
- 四七、(六三) 魚類の健 (四六一、五八二の一部)
- 四八、(新らしく列す) カード (五八二の一部)
- 四九、(四五) アスパラガス (二〇二、五八二の一部)
- 五〇、(四六) 鹽豚肉及ハム (一九六、二〇七の一部及五八二の一部)
- 五一、(四七) 鹽牛肉、鹽牛肉 (一九八、二〇七の一部、五八二の一部)
- 五二、(四九) ビスケット (五八二の一部)

- 五三、(五〇) 魚卵ソウス (二〇七の一部五八二の一部)
- 五四、(五一) チーズ、バター、人工乳酪及其他の代用品 (二〇一、二二五、二二七、五八二の一部)
- 五五、(五二) チョコレート、ココア、コーヒー等各種 (二〇八、二二)
- 五六、(五三) 砂糖菓子 (五八二の一部)
- 五七、(五五) 各種の乾燥果物、果物の砂糖漬け (二〇五、二二二、二二四、二五五、二五七、二五八、二六三の一部、五八二の一部)
- 五八、(五六) 蜂蜜 (二二三)
- 五九、(五七) ジャム、フルーツジュイス及各種の瓶詰め罐詰め食物但しミルク及コンデンスミルクを除外す (二〇二、二〇五、二〇七、二二二、二二四、五八二の一部其他の税則號數の物品で此項の解釋範圍内のもは皆之を包含す)
- 六〇、(六〇) 植物油、オリブ油 (三九五、五八二の一部)
- 六一、(六一) 各種の調味劑但し醬油を除く (五八二の一部)
- 六二、(六四) 角砂糖及塊糖 (二八一)
- 六三、(六五) 氷砂糖 (二八二)
- 六四、(六六) 液體砂糖 (五八二の一部)

六五、(六七) 果物汁 (五八二の一部)  
六六、(六八) 茶 (二二二)

六七、(七〇) 大茴香、胡椒及各種香料と調味物 (二二三、二三六、二三七、四二三より二四五、二六二  
二六七より二六八及五八二の一部)

丙種奢侈品

六八、(一) 葉卷煙草、紙卷煙草 (三〇八、三〇九)  
六九、(二) タバコ、刻煙草、嗅き煙草 (三二〇、三二二)  
七〇、(四) 酒、燒酒、リキユー酒、ビール、強ビール、スタウト酒、黒ビール、林檎酒、梨酒及同類

の飲料にして果物を以て製したるもの及各種の醇酒、飲料 (二八三より三〇六、五八二の一部)  
備考一最上位の數字は本表の號列(一)内は北京特別關稅會議に於ける品目表號列、次が品名で更に、  
(一)内は現行進口稅則の號列を示す。

變更の部分

北京特別關稅會議の品目表と今度の國定關稅進口稅則とを比較對照してその變更されたる部を參考  
に列記すれば。

(一) 北京特別關稅會議の品名表中に在つて今度除去されたものは紙卷煙草用紙、及其他一切の材料  
器具にして専ら煙草類の包裝をなし、或は製品發賣の準備をなすもの(稅則號列三二三、四〇七、四  
一七の一部五八二の一部)アルコール類(三四一)眼鏡、醫學眼鏡、雙眼鏡、望遠鏡、及其他一切の光  
學用品並に附屬品(五八二の一部)晴雨計、寒暖計、製圖器具、測量器具及、其他一切の科學器具、  
醫學、航海學、光學、外科等の器具、附屬品、(五二八の一部五五七、五五三、五五八、五五九、五  
八二の一部)の四項。

(二) 國定關稅進口稅則に新らしく列したるものは銀製懷中時計(本表號列一)果物(十一)蠟(四十三)  
カード(四十八)の四項。

石炭特別稅

南京國民政府は極度の財政窮乏からますく辛辣なる稅則を制定し課稅の徵收を開始し商工業其他  
の方面に多大の衝動を與へた、先づ第一に輸出附加稅、奢侈品輸入稅の増稅を布告實施し次で江蘇省  
内地稅として石炭消費稅を愈々七月一日より徵收する旨公布せられた該稅問題は南京政府財政部で煤  
類特稅總局を設け統一することとなり其結果として、淞滬、南京、鎮淮、徐海、蘇常、南通の各地域  
に分局を置き收稅することとなりなつて煤類特稅總局は新疆路にあり其他南市、閘北、浦東に分局が置か  
れた、而して其稅率は一擔に六仙で一噸は十六擔八であるから一噸一弗八厘となる譯で石炭の値段と

比較し其稅率は頗る高率である、右石炭特別稅の稅則を擧ぐれば左の如くである

### 第一章 專局大綱

第一條 本規則は本省の石炭稅收入を整理するか爲め特に專局を設立し石炭稅を徵收するものなり、上海は石炭の消費商内最も盛んにして又通商の巨埠たるを以て總局を設置し徵稅を統轄す名けて「江蘇省煤類特稅總局」とす。

第二條 淞滬、浦甯、鎮淮、徐海、蘇常、南通等諸埠も亦石炭運送商内の樞要地點たり同時に稅局を設け徵稅し以て脫漏稅を防止すべし分局の成立を俟ち調査の上申請之を設く。

第三條 凡て従前内地各稅關に於て徵收せる石炭稅及其納稅證は特稅局成立し徵稅開始後は總て特稅局に於て徵收し財政廳に申請其令に依り辦理す。

### 第二章 特稅規則

第四條 凡て江蘇省境内に於て運送商内する石炭は種類を問はず一擔一律に六分を徵稅し「特稅」と名付く。

第五條 其稅完納の石炭は本省内地稅關を通過するも再び徵稅せず「稅票」或は「分運單」を呈出せしむ検査の上捺印通行せしむ拒留強要する得ず。

第六條 凡て特稅完納の石炭にして販賣地點輸送後他埠へ轉送せんとするものは該商人より原納稅票

を呈出し原局より「分運單」を支給して再び徵稅せず、若し一納稅票により引續き「分運單」を請求するものは小冊に原納稅票を糊貼して發記し稅票に何月何日幾何を分送すと記入全數運送は原稅票は無効とす。

第七條 各機關公署所用の石炭は正式公狀を以て總分局に「登記單」を請求領收の上指定地點より購求すべし、若し營業的性質に涉るものは規定通り納稅すべし。

第八條 隣省向け運送する石炭は通過品として半稅を徵收し「半稅單」を支給通過せしむ、若し過境品と欺稱し或は其途中に於て賣却をなしたる事判明せる時は全貨を押收す。

第九條 汽車積として入境し販賣點向け輸送する石炭は入境第一局に於て「通過單」を受取り仕向地到着後「通過單」を呈出納稅すべし、若し其中途に於て荷卸賣却したる時は全貨を押收す。

第十條 分送期限は三ヶ月とし若し期限内に分送し終らざる時は更に三ヶ月を延期其期限を過ぐれば無効とす。

第十一條 商人の特稅納付は銀元を以て本位とし各分局内に別に收稅を專管せしむ、商人本局の「查貨徵稅單」を以て納稅する時は該單に依り詳細計算の上收稅し「查貨徵稅單」に捺印納稅濟の旨記載商人に返還し納稅票と交換せしむ。

收稅金額は分局會計員に於て毎日計算し總額を會計し突合せ一句毎に締切り收稅金を全部金庫に送

り金庫の入庫證を總局に呈出し總報告を官廳に呈出月末清算の上廣告す。

第十二條 「特稅票」は六種と規定す「收稅票」「半稅單」は五聯式を用ひ甲聯は總局に呈出乙聯は官廳に呈出丙聯は商人に支給丁聯は第二機關に於て截去り總局に呈出突合せ用とし戊聯は分局に保存す。「分運單」は四聯式を用ひ一聯は商人に給し一聯は官廳に呈出し一聯は總局に呈出一聯は分局に保存す。

「登記單」は四聯式を用ひ一聯は運送人に支給し一聯は官廳に呈出一聯は總局に呈出一聯は分局に保存す。

以上四種は財政廳の印を以て發行す。

「査貨關稅單」は三聯式を用ひ一聯は商人に支給し一聯を總局に呈出一聯を分局に保存す。

「通過單」は三聯式を用ひ一聯は商人に支給し一聯は仕向地局に通告用とし一聯は分局に保存す。

### 第三章 漏稅罰則

第十三條 凡て江蘇省内に於て運送消費する石炭にして若し稅關に報告せずして故意に通過し或は遠廻りして脫稅せるもの發見せる時は全貨を押收す。

第十四條 納稅申告に付虛偽の報告をなしたるもの發見せられたる時は規定通り追徴する外情狀の轉依に依り處罰す。

第十五條 若し商人にして期限過ぎの稅票に年月金額を書き直し或は他人の使用せる稅票を借用購欺せる者發見せる時は規則通り追徴する外五倍の罰金を課し原貨は返還するも始末書を呈出せしめ保存す。

### 第四章 獎懲規則

第十六條 凡て總局分局及各分所各局長主任所員の三級制に分け各季功勞過失を考察昇降せしむ、若し事務廉潔功勞ある者は特に申請獎勵す。

第十七條 三ヶ月を期限とし試験比較し、年比季比に分け增收すれば獎勵を與へ鼓舞す。

第十八條 現下時局革新の際各局長は須く三民主義を連守し各員を督勵誠を以て辦理すべし、若し依然舊習に染り其弊に扶同し或は稅票發行に付増減等種々不法行爲ありたるものは其事實を調べ退職を申請する外規則違反として法廷に送り追懲處罰す。

第十九條 收稅員にして若し抑留強要し稅則を侵す弊あり告發されたる時は其證據あらば情狀の輕重に依り懲罰を申請す虚偽の誣告を爲したる者は其者を罰す。

### 第五章 附 則

第二十條 本條例は批准を仰ぎ公布の日より施行す、若し未だ事の宜を盡さざるものあらば隨時情況を考察別に規則を作り批准を申請し得るものとす。

### 邦商の石炭特別税を徴收せられた實例

七月一日より實施せられたる不當課税に對し當會議所は上商内第七二四號、同第七二五號を以て其實例を各加盟商社に報告方を依頼したるところ其實例として次の如き報告を得たるを以て概要を摘録すれば左の通りである。

#### 山下汽船株式會社上海支店報告概要 (七月十九日附)

同社備船「美洋丸」は蘭貢より外米を搭載し浦東三菱張家浜碼頭に擊留荷揚中同船所載の燃料炭一部を同社備船にして西貢より來航せし諾威船「ベストランド號」に積換へんとして七月十七日「美洋丸」より解に積取り運搬の途中、支那收稅吏の爲めに消費税の名目の下に毎噸銀壹弗を強要せられ、若し之に應ぜざる時は解を顛覆せしむと脅迫せられ、事實上消費税を附加すべきものにあらざる事を極力抗爭せしも要領を得ず、且つ右の石炭は當日中に積込まざれば「ベストランド號」の出帆不可能となる虞れありしたために止むなく收稅吏の要求通り石炭百二十噸に百二十弗を納税した。

#### 三井物産株式會社上海支店報告概要 (七月廿六日附)

同社は七月十四日政記公司所有汽船「康利號」に燃料炭五十噸を浦東康同棧橋より同社解に積荷の際收稅吏の爲め一噸に付一元八厘即ち合計五十弗四十仙を徴收せられ納税した。

#### 日本郵船株式會社上海支店報告概要 (八月三日附)

同社は七月廿三日長野丸に燃料炭百五十噸積込に際し納入契約先三菱商事株式會社上海支店に對し消費税の納付を迫り、之が納入前は石炭の解取り許さず抗議したるも遂に一噸に付一弗八厘即ち百五十一弗廿仙を徴收せられた。

#### 日清汽船株式會社上海支店報告概要 (七月廿一日附)

同社は漢口上流船燃料炭五百噸を購入し社船に積込み漢口に輸送することとなり七月一日大連より入港せる三井洋行扱運炭船「北泰號」積み撫順切込炭の内該數量を購求することを三井洋行と商談取定め、七月五日出帆「大福丸」に二百噸、七月六日出帆「大利丸」に二百噸、七月七日出帆「襄陽丸」に百噸を分載することとし再輸出の手續後該炭解取積換の爲め同社指定の解請負商高木洋行取扱の解をして運炭船「北泰號」の舷側より積卸し、七月四日「大福丸」積み二百噸、「大利丸」積み二百噸荷受終了後離棧せんとする際泰同棧橋(北泰號繫留棧橋)駐在せる江蘇省財政廳煤類特稅浦東分處員と稱する者解に來り、七月一日以來實施せる特稅として毎噸一弗八厘の支拂を強要したるを以て同社は社船用燃料炭なるを説明し右不當課税に對し一應支拂を拒絶したるに該員は中國人の荷たると外國人の荷たるとを問はず一律徴税すると肯せず、若し徴税に應ぜざれば解及び積荷炭諸共に沒收すると稱し威嚇したるが同社は該炭漢口向け取急ぎ居る際なれば、交渉は後日に譲り一先づ四百噸分即

ち四百三弗二十仙を支拂ひ次に「襄陽丸」の百噸は收稅吏不監視中離棧せしを以て課税を免れたるも「襄陽丸」燃料炭として百五十五噸同社浦東棧橋の貯炭撫順粉炭を舁取りの上同船擊留の郵船虹口棧橋に下航運搬の途中發動汽船に乗込み監視中の收稅吏に差押へられ百五十弗廿四仙を徵收せられた。

日清汽船會社は右の不當課税に對し、七月八日開北寶山路升順里四十五號煤炭捐務稅局分所に同所主任賀沛霖を訪問して。

「南京國民政府が徵收佈告を出した石炭消費稅は江蘇省内地稅として江蘇省内に於て消費する石炭に對してのみ賦課するといふ原則であるに拘らず、日清汽船會社が先般徵收された石炭は湖北省の漢口に送る石炭であつた、今後も又江蘇省以外の安徽、湖北江西各省に送る石炭もあり之に對する煤炭捐務稅局の處置は誤つてはゐないか尙ほ又本社長江航路汽船は日本帝國領土の延長とも言ひ得べき性質のものであるが貴局は之に對して消費稅を徵收する權限ありや否や？」

其他數項の鋭い質問を發したが分所長賀主任は口頭の回答を避けいづれ書面を以つて返答する旨を告げた。

此外藤田洋行は七月二日開北顧家灣の寶山玻璃廠の注文たる石炭五十噸を董家渡中棧から舁取り陸茂棧橋附近にて收稅吏に押へられ五十元四十仙を徵收せられた。

### 華商側の石炭特別税の撤廢請願

石炭特別税は上海に於ける工業界の打撃を受けること甚大にして、上海華商紗廠聯合會江蘇省の石炭消費特別税徵收に關し南京江蘇省政府財政廳に對し左の如く打電した。

新聞紙上の公布に依れば今度江蘇省に於ては煤類特捐總局を設け石炭一噸に付き特税は一元を徵收されると云ふ、石炭は工場命脈なるは今更云ふ迄もないが眞に我等と關係甚鉅なるものあり、加えて國民政府に於て近く釐金稅撤廢關稅引上げるに於て何ぞ新生面を開拓し得ようや意外な苛稅である、紡績業は江蘇省の最大實業乍ら歷年困窮と打ち戰つて來た今度の如き石炭特別税等には尤も堪え難いもの何率擲廢ありたい……………云々。

### 石炭特別税の徵稅成績と同稅取消し通告

七月一日より實施中の石炭消費稅は猛烈なる外人側の反對あり未だ全般に徹底されるに至らず外國船へ供給の燃料及び租界内にて需用する石炭は殆ど徵稅出來ず有耶無耶に葬り去られんとして居るが日清汽船に於ても當初浦東碼頭で舁船に積取つた石炭兩三回は徵稅吏に發見され餘儀なく消費稅を支拂つたが其後は稅關より承認せる舁船に積取り強行輸送中で之を發見した中國側では之を抑留せんと

した爲め日清汽船では小蒸汽を派し強制的に曳航して來た、内地局税では其後日清汽船に對し嚴重抗議する處あり八月三日も亦局員を派し直接米里支店長と會見して脱税に就き嚴重抗議したが會社では斯かる不法課税は斷じて承認し難く一文たりとも支拂ふ要なしとて峻烈に反駁拒絶した、尙工部局に於ても電燈會社に使用する石炭の如きは公共用なりとて支拂を拒絶し居り目下の處餘儀なく徵税に應じて居るのは蘇州河に依り輸送するもの及び租界外に供給するもの、みで餘り成績良好でない。

上海煮業公會(石炭商組合)は前に國民政府の命令に基き七月一日より石炭特別税として百斤に付六分即ち一噸に付き一元を徵收されたるに對し税率の比較的重くして負擔に堪えずとて財政部に向ひ免稅方を請願中であつたが漸く中央政治會議の決議に依り石炭類は日用の消耗品なれば之等特別税の徵收を九月一日より取消す旨同公會に通告があつた。

### 噸税附加税

南京政府は輸出附加税、石炭特別税を七月一日より、奢侈品附加税を七月四日より増税徵收し、更に又七月七日上海稅關監督俞飛鵬は上海内地稅局通告として。

國民政府より各附加税の徵收を速かに開始すべしとの通告を受けた、之が爲め本局は七月十一日より船舶噸税の附加税徵收を開始する、此税率は從來の噸税に照し半額を増徵す、内外商人は一律に

遵守せねばならぬ。

この告示を發表した、此布告は船舶航運業者に一大打撃と一大衝動を與へた、既に發布實施せられた輸出附加税、奢侈品附加税の如きは華盛頓會議又は北京の稅關會議に多少の根據を有するものと善意的に解釋せられたるに反し、此噸税附加税のみは如何なる條例に據つて發布せられしか、全く國際條約を無視し天津條約を無視したる不當課税であるのみならず現在上海港出入の船舶には噸税とし課せられて居る額は四ヶ月有効にて一噸に對し百五十噸未滿の汽船は海關兩一匁、百五十噸以上の汽船には海關兩四匁の噸税を附加することに協定せられて居るが此税率すら他國の港灣に比して高率のみならず、更に五割の附加税を徵收するとせば一噸に付海關兩六匁となり非常の高率となる譯で、今假りに二千噸の船とし噸税の正税を(各國港灣噸税を海關兩に換算して計算)比較すれば大約の如くである。

上海、(四ヶ月一回)八百兩、日本、(每航)六十五兩、日本、(一ヶ年)百九十五兩、香港、(每航)二十兩、フィリッピン、(每航)九十五兩、シンガポール、(無料)カルカッタ、(每航)百八十兩、ボムベイ、(每航)六十兩、コロムボ、(每航四十兩)、アメリカ、(每航)八十兩、

上海港の噸税は頗る高率にして噸税有効期間は四ヶ月間であるから上海日本間の船舶、例へば日本郵船の長崎丸、上海丸の如き聯絡船、若しくは上海阪神間航路の船舶、又は上海横濱間航路の船舶、



或は沿岸航路船舶の如き入港度數頻繁なる船舶は比較的負擔を輕減し得るも、米國航路、歐洲航路の如きは影響最も甚大で、日本郵船の大洋丸又は加奈陀汽船の如き大型船舶は増税率と比較して採算上最も苦心を要し、噸稅増徴の結查客貨の運賃値上げを各社協定の上行はんか遂には物價の騰貴となり而して其餘波は中國全上に波及し中國人の苦痛を増大するのみである。

### 船會社が大團結して抗議

南京政府財政部が徵收布告を出して各船會社に大打撃を與へてゐる噸稅附加税に對して各船會社は寄々協議中であつたが愈々歐洲同盟會長マツケーン氏の發議により南京政府當局に抗議を申し込むことになり遠洋航路は歐洲航路同盟、太平洋同盟、ニューヨーク同盟、院船同盟の四同盟が聯合し沿岸航路は怡和、太古、日清、大阪商船、大連汽船の五社が連名し各自署名を終へたる後二通の同文抗議書を作製して提出し更に在支外人商業會議所聯合會より當地主席領事を経て南京政府當局者に嚴重抗議を申し込むことになつた、抗議書の内容は大略次の如きものである。

當港出入の船舶に對し噸稅五割の附加税徵收は通商條約に違反するのみならず税關規定（註一八五八年協定の天津條約第廿九項の百五十噸以上の船は噸當り兩四匁百五十噸以下は一匁の噸稅を徵收する）に違反してゐる上海は從來でさへ世界有數の高率の税率を拂つてゐる上に更に附加税

を徵收されるは船舶業者としてとても負擔に堪へ難いから速かに之を撤廢されたい尙ほ如何なる方法を講じて撤廢出來なければ實行期日を延期するやう貴商業會議所より抗議してもらい度い云々尙ほ右抗議書二通は既に在支外人商業會議所聯合會七月七日提出された。

### 各國政府も噸稅附加税問題に抗議せん

國民政府が賦課した噸稅附加税問題は各國汽船會社が躍氣となつて對策に腐心してゐるもの、附加税を納付しなければ出港證券が下らない關係上止むなくアンダー、プロテストとして要求に應じ置き一方領事團を通じて嚴重國民政府に接衝を乞ひ即ち本問題は、外交化された次第だが成行の如何は聽て九月一日から實施さるゝ各種の税金問題に影響する所尠からず、之れが試金石と見做されてゐる爲め各國政府の態度も漸次頗る硬化し、或は近き將來に於て或る程度の手段に出づるかも知れないと觀測されてゐる、それかあらぬか米國系各汽船會社、なるダークラ汽船會社、米國船舶院、ストラサースエンド、バリー社、スタンダード、オイル會社及チャイナイムポート、エンドエクスポートラムバ―會社代表者等は七月二十四日米國總領事館にカンニングハム總領事を訪問の上國民政府の不當を指摘し、且今日迄の經過を説明し米國政府の援助を求むる所あり決議文を本國宛打電する事となつた、而して米國側がかく該本税に對し強硬な態度を持する所以は元來中國の噸稅が世界の高率なるは改め

て言ふ迄もなく米國船の中國寄港地が香港以外に獨り上海のみであり然もスタンダード、オイル、チヤイナ、エキスポート、エンド、イムポート會社、揚子江貿易會社を除けば悉く大型汽船で四ヶ月の一噸稅期間内に漸く一回より出入せざる有様故他國汽船に比し最も割悪しく如何としてもかゝる重稅に堪へ兼る見地から自然交渉も殊に強硬だと言はれてゐる、要するに對華問題には兎角軟弱の米國迄がゝる態度を示すのは一面同附加稅に對する抗議が愈々眞劔味化して來た。

### 邦人船會社の強徴せられたる噸稅附加稅

噸稅附加稅の七月十一日より實施後邦人經營の船會社は止む無くアンダープロテストとして支拂ひ出港したるものを擧ぐれば左の如くである。

(社名)	(船名)	(噸稅附加稅納付額)	(納入月日)
日本郵船株式會社	山城丸	四二二、〇〇〇 <small>海關</small>	七月十二日
同	蘭貢丸	七二七、六〇〇	七月廿二日
同	松本丸	八八六、八〇〇	同 日
同	蘇州丸	、四〇〇	同 日
同	長野丸	四六一、六〇〇	七月廿三日

同	六甲丸	三六三、〇六〇	同 日
同	白山丸	一、二五四、二〇〇	七月廿六日
同	辨加拉丸	六四六、二〇〇	七月廿八日
同	豐橋丸	八六八、六〇〇	七月三十日
同	賀茂丸	九七七、二〇〇	同 日
大阪商船株式會社	あらばま丸	一、二〇三、二〇〇	七月十九日
同	あまぞん丸	九六四、八〇〇	七月廿二日
同	はあぶる丸	六九〇、二〇〇	七月廿六日
日清汽船株式會社	鳳陽丸	五六〇、六〇〇	七月十九日

(八月一日現在調査)

### 第一に佛國汽船が噸稅附加稅を蹂躪す

佛蘭西エム、エム郵船會社汽船ポール、レ、ガレット號は八月二日午前フランス向け當地出帆したが、出帆の際會社側は同船の噸稅正稅のみを自國總領事館に供託し噸稅附加稅は納付せず又出港證を稅關より受けず全く獨斷的に出港させた、佛國總領事館は直ちに當地稅關に文書を以つて噸稅正稅は

不當課税と關稅自主

當方より納入する旨を通告し、更に歐洲航路同盟の各船舶會社及び各國總領事館宛に、ポール、レ、ガレット號如き方法を取れば噸稅附加税を納入するの必要なし、佛國汽船とも右の如き態度を取らんことを望む、といふ意味の勸告狀を發した、右は全く南京政府徵收の噸稅附加税を踏み躪つた行爲で、且つ一面所載の北京に於ける外交團に於て内定したる南京政府統治下の稅關占領説を具體的に表示した最初の行爲である、即ち佛國總領事館が噸稅を預かつかかたと言ふ事實は同國政府が噸稅附加税打破の腰を据えたことの表現で、同様佛國政府とも協調しく極めて強硬なる態度を表示南せんものとす。

### 噸稅附加税の半減を聲明す。

南京政府が七月十一日より實施したる噸稅附加税五割の強制的徵收は各國船舶航運業者に一大脅威を與へ従つて非難の聲漸次濃厚となり、外國側當業者は大同團結して極力抗爭せんとする矢先、突如八月二日佛蘭西エム、エム會社のポール、レ、ガレット號は噸稅附加税の納入を拒否し正税のみを佛蘭西領事館に供託し香港に向し出帆し、南京政府が發布した噸稅附加税を一蹴し一大痛撃を與へたることは南京政府として附加税を蹂躪し上海を出航する汽船は違反行爲で、正當なる理論から推すと正々堂々佛蘭西領事に抗議をすべき筈であるが、元來南京政府が此の不當課税は通商條約を無視し實施し

たる爲め嚴重なる抗議を提出することも出來ざる情態で、又今後此例に倣ひ汽船會社が片端から噸稅附加税を蹂躪しエム、エム會社と同一手段に出する場合は附加税を徵收することを得ざる場合等を考慮してか、上海稅關監督俞飛鵬は八月六日ノース、チャイナ、デーリニユース左の聲明書を公示した。

本職は南京國民政府財政部長の命に依り現行噸稅附加税が一、九二七年八月八日以降半減さるべきことを公告す。

此の公告する見れば南京政府が噸稅附加税の不當課税に對し明三暮四式で如何に無定見であるかを暴露した。

### 各國噸稅附加税を拒否す

南京政府の發布したる不當課税たる噸稅附加税に對し、曩に佛蘭西エム、エム社が佛蘭西領事の承認を得て正税以外の納税を斷然拒絶の聲明を發し、歐洲同盟の各國加盟航及び領事團に提議して協調を慫慂したが英國側も緊急協議の結果、八月八日南京政府の發表した噸稅附加税々率の半減の妥協を拒絶し佛國郵船の提議を是認し、噸稅附加税を峻拒すると共に問題の解決まで正税をも領事館に供託する事に決議し、直ちに英國總領事の請願し北京英國公使に移牒し、訓令を仰ぎたることを招認する

旨の回答に接したるを以て佛國側と相呼應して噸稅附加税を拒否することに決した。

噸稅附加税問題に對する英米側の態度俄然硬化せるに刺戟を受けた當地日本汽船會社側では豫定の如く八月十日午後一時より日本人俱樂部に於て海事懇話會の名儀の下に日本郵船、大阪商船、日清汽船、大連汽船、三井、山下汽船、菱華倉庫、上海運輸、海洋社、佐藤商會、大倉洋行、昭和汽船、福島の関係船會社十三社が會合緊急會議を開催した、猶同會議には乙津副領事、佐藤海軍駐在武官も傍聽の意味で臨席したが日清汽船支店長米里紋吉氏主席に推舉され先づ主席より噸稅附加税問題に關する今日迄の經過に就き該細なる報告ありそれより慎重協議の結果滿場一致を以て、(一)噸稅附加税の實施は條約を無視せるもので日本汽船は斷然之を拒絶する事、(二)噸稅正税は問題解決の時まで之を日本總領事館に供托する事の二ヶ條を決議し此決議文は直に公文となし臨席中の乙津副領事に手交し日本官憲の此決議に對する承認を請願した。

### 官憲の承認を待たず米船ダラーは獨斷實行

米船側ダラー社では總領事に對し噸稅附加税拒絶正稅總領事館供託の件に就き承認を請願したる結果總領事は北京公使に移牒し北京公使は更に華盛頓に打電訓令を仰ぎつゝあるが八月十一日迄回答なき爲め一方ダラー社に於ては直接米國本社に事情を報告許可方を請願せし處八月十一日承認の回答を

得た爲め八月十日入港十一日出帆となつて居るプレシデント、タフト號の目前に迫つた問題を解決すべく官憲側の承認回答なきに拘らず、獨斷的に同船の強行出帆を決行し總領事に此旨通知諒解を求めた、隨つて同船は強行出帆の第二次船として佛郵船にい正税のみを總領事館に供託強行出帆の第二船として香港、マニラに出帆した、又英國船側でも青筒ライン、グリーンライン、P.O.が本社の承認を得て居つたが加奈陀汽船にも八月十一日承認の回答到着せる爲め加奈陀汽船では取敢へず來る二十五日入港二十七日出帆のエンプレスオブ、エシヤ號を第三次強行出帆船とし附加税を拒絶、噸稅正税のみを英總領事館に供託出帆のする噂せられ噸稅附加税問題に關しては英國側も日本船側の決議に賛同し同一方法に依りたき旨を通告して來た模様であつた。

### 邦船最初の強行出港

噸稅附加税拒絶は日本側でも愈々斷行する事になり噸稅供託執行手續も既に規定され正金銀行支店が供託銀行として總領事館から指定され、同銀行の受取證と出港願ひとを總領事館に提出すれば出港の爲に添へて船籍證書が下附される事になつた、そして日本船として最初の強行出港八月二十日未明出港の大阪商船アラスカ丸が斷行する事になり八月十九日午前中に手續万端を終了した、外國船で強行出港した船舶は現在英國船五隻、米國船二隻これに佛國船數隻に及んでゐるが、かくして出港した

船舶に對し次回入港の際、税關が如何なる態度に出るか、は強行出港後寄港した船舶一隻もなく従つて今のところ全く不明で或は貨物取扱ひ其他で報復的手段を採るものではないかと見られてゐる。

### 釐金税撤廢と關稅自主の宣言

民國十四年十月廿六日より約八ヶ月に亘り北京に於て開催された中國關稅特別會議は、幾多の曲節波瀾あつたにも拘らず大體に順潮に進展したところ、民國十五年四月内亂勃發に依る段祺瑞政府の沒落に際會し其後政局の不安定と關係列國間の意見不一致の故を以て、殆んど何等具體的成果を見ずして其儘一時打切り中絶の状態となつた、然るに各地に占據する軍閥は隨時隨意に附加税の増徴ありて上海に於ては、本年一月十七日を以て孫傳芳が江蘇省内の上海、蘇州、鎮江、南京の各税關に於て輸入品に對し一律二分五厘の附加税増徴を宣言實施し、更に國民政府統治下となつて本年七月一日より輸出品の二分五厘附加税を増徴することとなり、續いて七月四日より奢侈品輸入税にも亦二分五厘の附加税を増徴することとなり、其後間も無く七月十一日より噸税附加税五割の増徴を實施した、而して南京國民政府は來る九月一日を期して釐金税を撤廢の上夫れに代るべき新税を制定することに決定し南京國民政府は釐金税撤廢と同時に關稅の自主を宣言し左の如く公布した。

#### ▲裁釐附加關稅自主の布告

我國は國土廣大なるに不拘、國民經濟日に衰落しつゝある、これ制度組織の缺陷に伴ふ必然の徑路である、即ち最近數十年以來外は協定關稅の壓迫を感じ内は釐金制度による各種物資の難滯と産業の不振に伴ひ、人民の生計をして多々益々困憊せしめてゐるのではないか、本政府は國民の付託により夙夜兢々として國民經濟の發達を促すべく腐心したる結果、先づ萬惡の釐金及び夫れに類似する釐金の制度を徹底的に肅清せんとす、次いで不平等の關稅條約を迅速に取消し以て其の自主を實行しながら課稅の自由を恢復せんとするものである、この本旨により短期間に釐金の撤廢を實行して關稅自主を宣告せんとする所以に外ならぬ、釐金の制度はもと通過税の一種であつて、更にこれに類似する各種の雜稅と共に華商の苦痛は言ふも更なり外商と雖も均しく不便を感ずるところであつた、今や江蘇、安徽、浙江、福建、廣東、廣西の六省に於て先づこの數十年來の批政惡制を根本的に除去して中外商民の年來の宿望に副に通はんとするものである、即ち重過税の性質に屬するものは其の名目の如何を問はず、一律にこれを除する其の主なるものを擧ぐれば。

(一)内地の常關統捐貨物税、(二)鐵路貨捐、(三)海關の子口半税、(四)再輸入半税、(五)沿岸貿易移出税、など凡て撤廢すべき部類に屬してゐる。

關稅の自主に至つては夙に全國民衆の主張であつて只邦交を顧みて未だこれを解決するに至らなかつたのみ、現在國民政府としてこれを宣告するのは決して他意あるにあらず、單に國民經濟及び財

政上の要求に基いて國際平等の原則に根據せざれば一定關稅の實施を謀り得ざるがためであるからに過ぎぬ、故に國內通過稅撤廢條例、及び規定關稅暫行條例を制定して、本年九月一日を釐金撤廢の期日となし、同時に關稅の自主を宣告して一面には江蘇、安徽、浙江、福建、廣東、廣西六省の通過稅を完全に停止し、一面には輸入貨物に對して現在稅率による徵稅を改める……云々。次に七月十八日開催された第百十五回中央自治會議に於て釐金撤廢關稅自主宣告に對する事項を左の如く決議した。

(一)、財政部からの提出にかかる左の原案は何れも可決國民政府をして公布せしむること。

(イ) 國定輸入關稅暫行條例

(ロ) 附屬奢侈品品目表

(ハ) 國內通過稅撤廢辦法

(ニ) 出廠稅條例

(ホ) 國定稅則委員會簡章草案

(二)、九月一日を釐金稅撤廢期日となし同時に關稅の自主を宣告すること。

(三)、江蘇、安徽、福建、浙江、廣東、廣西の六省内に於ける一切の通過稅はこれを全廢。

(四)、輸入貨物は國定稅率に照らして徵稅す。

(五)、工場の製造貨物は出廠稅を適用して徵稅のこと。

### 釐金撤廢と關稅自主に關する各條例

國民政府は本年九月一日を以て釐金稅の撤廢を斷行し同時に關稅自主を宣告すべき旨公布したること前述の如くなるが今中央政治會議に於て討議された、國內通過稅撤廢條例及び國定輸入關稅暫行條例其他附屬各條例の草案を掲ぐれば左の如くである。

#### ▲國定輸入關稅暫行條例

第一條 外國貨物の本國通商各沿岸に輸入するときは凡て本暫行條例により徵稅す。

第二條 前條の貨物は現行稅則從價百分の五の外、別に下記の如く徵稅す、(普通品)從價百分の七、

五、(甲種奢侈品)從價百分の十五、(乙種奢侈品)從價百分の二十五、(丙種奢侈品)從價百分の五十七半、但し現行輸入稅則中從量により徵稅したるものは依然從量に基いて徵收し、從價により徵稅したるものに對しては從價に基き徵收す。

第三條 本暫行條例は施行の日より現行の輸入貨物に對する二分五厘附加稅及び奢侈品附加稅はこれを廢止す。

第四條 第二條に所定せる甲乙丙三種の奢侈品に對しては其の品目表を別に定む。

- 第五條 輸入税の貨物は甲乙丙三種に屬する奢侈品を除く外凡てこれを普通品となす。
- 第六條 輸入違禁品、免税品、及び特准免税品は暫時現行章程により之れを辦理す。
- 第七條 本暫行條の例規は定陸路邊境各關にも亦これを適用す。
- 第八條 本暫行條例は民國十六年九月一日より施行す。

▲裁撤國內通過税條例

- 第一條 國民政府は民困を減除し税制整理のため其の中央收入或は地方收入たるを問はず現在の國內通過税を悉く撤廢す。
- 第二條 内地に於て撤廢する各種の通過税左の如し。
- (一)釐金統捐統税、貨物税、鐵路貨捐、郵包釐金、(二)商埠五十里内外常關稅及び其他内地常關稅(但し陸路邊境常關に於て徵收する國境輸出入税はこの限りにあらず)、(三)正雜收税中通過税の性質を含むるもの。
- 第三條 海關に於て撤廢する各種通過税左の如し、(一)子口税、(二)再輪移入税、(三)國內移入税。
- 第四條 落地税は通過税と認めてこれを撤廢す。
- 第五條 陸路による貨物にして邊境常關に於て徵收したる國境輸出入税に對しては陸關と改稱し其の徵税を國定輸入關稅暫行條例及び現行輸出稅則に照らして辦理す。

第六條 沿海常關に於て徵收したる國境輸出入税は財政部よりこれを區分して海關に併歸し或は子卡に改設す。

第七條 本條例は施行の日より名義の如何にかかはらず、第二條、第三條及第四條所定の收税を従前の如く徵收したるものに對しては其の事實を審査の上追徵金を課する外一等より三等までの有期徒刑又は一萬元以上の罰金に處り。

第八條 軍人にして前條の罪を犯したるものは該營轄軍事機關より審問の上これを處罰す。

第九條 本條例は民國十六年九月一日より施行す。

當地各國總領事に裁釐加税の通告

國民政府外交部長伍朝樞の名によつて各國の上海總領事に向け裁釐加税に對し、左の如き通告を發した。

民國十六年九月一日より裁厘加税を實行し先づ國民政府の管轄區域たる浙江、江蘇、安徽、福建、廣東、廣西、の六省に施行し。

一、各種釐金

二、各種の内地關稅(常關五十里内の子に税再輸入税、移出税)

- 三、各種雜稅(某驛より某驛又は某港より某港に至る各雜稅)
- 四、釐金處の設置なき箇所<sub>に於ける</sub>名のない稅
- 五、沿海船舶の此方より彼方に至る雜稅
- 六、中國沿岸或は商埠より本國各埠岸各埠に至る雜稅
- 七、落地稅

以上の七種は凡これを取消し、通告後此の種の稅率を再收せば重罰に處す。

本政府の裁釐加稅斷行は關稅自主委員會の決議によるものであり、第一步として暫時關稅を從復百分の五に對し百分の七五を引上げ撤廢品に至つては從價百分の十五に對し百分の二十五、を加へ烟酒等の消耗品には百分の五十七半を加ふ。

出廠稅の増加は政府が其の稅率の平均を促さんがためであり輸入稅の增高に對し内地貨物稅を引上げなければ其の均衝を免れない、従つて關稅と相等の増稅を行つた所以であり以上の各種新制定財政方法は江蘇、浙江、安徽等の六省に施行したる後更に他省にも推選す。

新稅の實施後關稅を納付せるものに對しては内地に於いて他の稅率を附課しない、出廠稅を完納せるものに對しても各國境内では他稅を再納する必要がないこの種新施設は各國商業史上及び國際商業上重大の關係あることは言ふまでもない今後國內商業等は必ず發展すること明らかである、國外

的にも亦各國をして其の對支商業上貿易額の増加を促すことを得さしめるは當然である、現在裁厘加稅の斷然は外國政府は勿論各商業界と雖亦これる歡迎されるであらう、各國の代表が屢々各國の關稅自主に同情したる事實に徴して明からである、我國各種の外江は關稅を其の担保としてゐる、裁厘以後は釐金の撤へによる政府出入補給し得て尙外債及び各種内債基金利息を補ふに餘りあることを信するものである。

### 財部稅制改革大綱草案

國民政府財政部は既に九月一日より釐金稅撤廢實行に決定した爲め、凡そ以前の稅制は之れを完全に改革するに決し、該部より稅制大綱を擬具して中央政治會議に送呈した、茲にその草案を掲ぐれば左の如である。

釐金稅撤廢後の稅制方針は一物一稅を採取するを以て原則となす、從來の二重三重徵收を免じて以て需索留難の弊を全部簡單扼ならん事を期す、國家に在つては既に局所及人員を減少して經費を節減を計り、商民に在つては納稅後を暢行阻むなく、運貨を輕減し、時間を短縮すを事となる、實に國と民と共に利するの道なり、此の主旨に基いて制改革の大綱を略陳する事下の如し。

#### 一、輸入外國品



此の項の外國品は國定輸入稅暫行條例及奢侈品に照して品目に依り分別課税後は、内地何れの處に運ぶと雖も概ね再び課税せず、但し醬油は消費の性質に屬するもの又利を專有する物品となす、日本及歐洲に在つても關稅及消費稅の徵收あり、我國に在つても輸入稅の外通例に照して特別消費稅を每木箱一個に付き洋一元を徵收す或は海關に於て輸入稅と同時に徵收或は出廠稅管理局に於て兼辦す。

## 二、内地廠製品

此の項の貨物は内地に工場を設けてある製造品にして現定海關進口稅率に照して工場出貨の際に徵收す、納稅後は再び他の徵收を受ける事なし、但し外商の通商口岸及内地に製造工場を設立するもの漸増すその資本比較的充實し且つ規模亦大なり、華商工場製品は此の際競争難である、茲に國貨獎勵辦法を規定し挽救に資すべし、蓋し内外商人工場貨物の稅率に輕重を付けるは不便なれば、國內工場及其の製品は時勢に従つて自ら獎勵に當り以て外商の壓迫を防ぐべし。

## 三、捲煙特稅

現在の捲煙特別一律廢止す、凡そ外國より輸入する捲煙は海關に在つて現定奢侈品稅率に照して徵稅後は概ね再び徵收せず、本國內の工場製品は即り出廠稅の徵收に歸す、故に現在の各種捲煙特稅は何れの品目を用ひるを論せず然廢防され以て重徵を免れるものとす。

## 四、特稅印花稅

現行特種印花稅は合計四種あり、但し今度は洋酒、汽水、火酒の三種は國外より輸入されるもの海關に於て納稅、區内に於て製造するものは出廠稅の納稅に依り一稅一物に基き再び徵收せず、故に前項の特種印花稅を廢止す、只爆竹の一項は元工場の製品に非ず又日用の必需品でもなく、むしろ危險性を有してゐる然るに人民は習慣上毎年之れを消耗する事甚だ多し依つて印花稅は常例に照して徵收す

## 五、煤 稅

石炭は燃料として工業用及日用の必需品である、外國より輸入するものは海關に在つて徵稅、本國出產のものは出礦の時礦稅を徵收す、一回徵收したるものは一初再徵收せず、其の税金は中央の收入に歸るものであるが現在財政廳徵收してゐる石炭稅は每噸洋一元之れとそれとは衝突するものなれば自然廢止されるものなり以て系統を明にす。

## 六、麵粉稅

現在財政廳が課する處の麵粉稅は每包五分の徵收であるが之れは中央所辦の出廠稅と重複す、蓋し大部分の麵粉は大概機械を以て製造されるものなれば自ら出廠稅の内に歸入すべく、現在の財政廳徵收の麵粉稅は將來自然に取消となるべく重複を免れる。

## 七、工煙工酒

現在煙酒公賣局徵する處の稅は公賣費と坐資捐あり、又出產、銷場、通過及牌照等の稅もあり、そ

名目極めて紛繁である、今度は専ら公資費の徴收となす、その費率は二割、同時に煙酒稽核の意味に於て別に舊制に依る牌照税を牌照費と改めて徴收す、此の外の前記諸税は一切廢止して負擔を輕す。

#### 八、特種物品出產税

前次關稅自主委員國の決議し依り各國徵せんする處の出產税は消費、奢侈の重要物品を擇出し、吾國も釐金税撤廢後はこの方法に依る事となり六省の財政廳に就いて該省の大宗工貨にして日用の必需品を除く、凡そ消費、奢侈の出產の範圍に屬するものの詳細なる調査をなさしめた、その税率は暫く消費二分五厘、奢侈五分として各省財政廳より回答後その貨品品目を定む、將來各產地に就いて徴收一税納入後再び課税せず、而してこの項特產物品出產税徴收には或は專局を設けるか或は出廠税管理局の兼辦とす。

以上八種厘は金税撤廢後の税制改革の大綱である、將來之れに照して辨理する時は各省の國稅管理機關も均しく明確なる範圍を有し稽考に易かるべし、所有機關の各稱下の如し。

(一)、鹽運使鹽運副使權運局

(二)、關監督

(三)、煙酒公賣局

(四)、印花稅處

(五)出廠管理局及出產税管理局

此の外捲煙統稅局、煤油特稅局、煙類特稅局、麵粉特稅局等は一切撤廢す。

### 輸入關稅暫訂條例

國民政府財政部の國定規則は既に中央政治會議の決議を経て國民政府によつて公布施行されることとなり上海に國定稅則委員會の組織決定し、委員の人は財政部關稅司程天固を委員長に盛俊、鄧紹蔭、衛挺生、賈土豪、胡鐵窟、周紹文、壽景偉、及曹樹藩等の諸氏を委員に任することに決定したが國定進口關稅暫訂條例を示せば下の如し。

第一條 外國品の本國通商各港に輸入される時は本暫訂條例に照して徵稅す。

第二條 前條の貨物は現行稅即ち五分以外に左の増徴をなす。

普通品七分五厘、甲種奢侈品一割五分、乙種奢侈品二割五分、丙種奢侈品五割七分五厘、現行進口稅則の從量徵稅に規定されたるものは得量依り從價徵稅に定規されたるものは從價によつて増徴す。

第三條 本暫訂條例は施行の日より現行輸入品の二五附加稅及奢侈品附加稅は廢止す。

第四條 第二條に稱する處の甲乙丙三種の奢侈品目表は別に之を定む。

第五條 輸入稅納入の貨物にして甲乙丙三種奢侈品以外のものは皆普通品となす。

- 第六條 輸入禁制品、免稅品、及特別免稅品は暫く現行の章程に照して處理す。
- 第七條 本暫行條例の規定は陸地に設けられたる邊境機關に在りても之を適用す。
- 第八條 本暫行條例は民國十六年九月一日より施行す

### 正に芳澤先生に告ぐ

南京政府の不當課税釐金稅撤廢と關稅自主問題等に關しては各方面に多大の衝動を與へつゝあるが芳澤公使の來滬につき中國國民黨上海特別市黨宣傳部は八月六日の各支那新聞紙上に「正に芳澤先生に告ぐ」と題する宣傳文を掲載したが其内容を摘記すれば左の如くである。

今回先生の來滬を機として先生に告げねはならぬことがある、吾が國民革命は昨年軍を興して以來一戰して吳佩孚を倒し再戰して孫傳芳を倒し三戰して張宗昌を倒し我軍の行くところ萬衆歡迎してゐる、然るに貴國政府は始め山東に出兵して張作霖を後援し近くまた鄧演達と結んで共產黨の爲め張目した、これ等帝國主義者の故技に民衆は憤慨して日貨抵制運動が發生した、貴國政府が若し其の態度を改めなければ弊國市場上には勢ひ貴國の投資地がないやうになるであらう、北京政府は軍閥政府である、共產政治は暴民政治である、貴國政府が全國の愛戴する南京國民政府に親しまずして共產黨と結び張作霖を援助して居るのは貴國の爲め慄然とし危ぶまざるを得ない、これ先生に注

意を請ふもの、一である、關稅自主は獨立國の應に有すべき主權で、關稅自主實行は本黨對外の總綱である、弊國は一たび前清の官僚政治に誤まり再び連年の軍閥政治に誤り以て國權、民生の關係依頼する關稅自主權は今に至るも尙ほ回收することが出来ない、此れ實に吾人の一大恨事である、今や幸ひに國民政府は先總理の遺志を承け總綱に根據し關稅自主を宣告し片面的協定稅率を取消し互惠的國的稅率を實行すること、なつたが外國は尙ほ擔保を有し通商は更に利便を得るので友邦人士は大に喜ぶべきことである、然るに傳へらるゝ所によると先生は帝國主義者を代表して國民政府に警告を與へんが爲め來たのであつて甚しきは、貴國は各帝國主義者と聯合し、非常手段を以て上海海關を占領するとの説がある、若し謠傳が果して事實となれば貴國政府は實に自から弊國民衆と絶つものであつて弊國民衆は自から救ひ國を救ふ爲め亦た唯だ貴國政府と相周旋するあるのみである、これ先生に注意を請ふ二もの、である、之を總するに既往は咎めず來者は追ふべし、貴國政府にして若し悔悟するならば舊惡を思はない弊國民衆は喜んで提携するであらう、事兩國の前途に關する、先生の考慮を願ふ次第である。

#### ▲正告芳澤公使 八月五日(民國日報所載)

駐在北京の日本公使芳澤謙吉君本日着滬せんとす、芳澤君留華甚久しく中國民情に對し之を知る甚だ深し、中華民國全民族辛亥革命より以後國際地位に對する覺醒反帝國主義の壓迫に堪えざる反抗の

表示は芳澤君已に熟知する所なるべし、日本官場の吾中華民族を待遇する不仁及日本政府の中日交渉に對する失態は我々中國人の一日も忘る能はざる所也、此次の山東出兵と吾政府の關稅自主宣布後に於ける日政府の一舉一動は吾人が今回芳澤君に訴えんと所也、日本此次の山東出兵は法律上毫も根據なく事實上中國土地を侵畧し中國々權を破壊し中國全民衆の反感を激發せり、芳澤君外交情勢に熟暗するもの何ぞ日本政府を覺醒して撤兵を斷行せざる、自主獨立の國家は關稅權の外人の手裏に在るを容さず、關稅は是れ一國家の命脉の一也關稅自主する能はずんは其痛苦個人が手足を斷せらるゝに等し、芳澤君は世界政治家の一人也、次殖民地の地位に在る中華民國が此痛苦に沈淪するに對し一片の同情あるべし、況んや日本も曾つて被壓迫の下に在りしに非ずや、然るに關稅自主宣布以後日本は各國と聯合して上海稅關占領を斷行せんとの流説さへ傳はり全國國民衆の痛憤徒らに長し、芳澤君願くは吾國民政府の施設を中國民衆の要求を實地に視察して日本政府に告げん事を。

▲告芳澤公使 八月六日(時事新報所載)

中日兩國は東亞に立國し地理上唇齒相依り文化上源流密邇し幾んど日月の天を經り江河の地を行くが如く移易す可からざる也、日本が世界列強の一と爲りてより吾國に待つ所の者は曰く戰爭曰く割地曰く、賠款曰く條約權利曰く特殊地位凡そ歐洲強國が異民族を欺凌する所は日本之を爲さざるはなし是に於て吾國民の日本に對する、觀念は昔に獨佛の世仇のみならず人々切齒して曰く雪恥せざる可か

らずと、今日は吾國家改造の時也、國際法は各民族が政體を選択するの自由を保證す、乃ち所謂干涉の原則なり、立國に當つて何處にか内變無からん内戰未だ終らざるの日友邦は應に傍觀態度を守り其の解決を待つ可し日本の僑民保護に藉口して大兵を派遣する善隣の誼に合すると謂ひ得んや、日本が此次東方會議に於て議決せる滿洲併呑策は十七世紀に於ける佛が獨の疲弊に乗じてアルサスローンを奪取せしに異ならず、復仇の念し能はざる也、日政府の今日發揮する所は兼弱、攻味、取亂、侮亡の故智に非ざるなし、既に惡因を蒔く奈何に惡果を定めざる吾國民の自ら處する所以は一八一三年の獨乙自由戰史と一八七一年前後のビスマークの鐵血政策を除外するを除く外尙何の法あらんや。

釐金稅撤廢と國民政府の覺悟

國民政府財政部關稅處は釐金稅撤廢出廠稅制定關稅自主宣言に對し上海總商會に向け左の如き通告を發した。

釐金稅撤廢は中國が關稅の自主權を回復せんとする初一步であり又一面には中國商業上に大轉換の機會を與へるものである、政府は困難を避けず斷行これを實行せんとする所以のものは其目的は農工商各方面の活路を拓き而して國庫の收入を計らんとするに外ならぬ、然るに各方面では右の政策に對して尙ほ徹底的の解釋をなし能はぬやうである、この際其主旨を宣傳し政府は國民と共力して

最短期間内に其効果を擧げなければならぬ、故に宣傳品を送つたから極力宣傳に努められたい云々

### 各地常關の整理

南京政府は豫定の如く九月一日より釐金を撤廢し關稅の自主を實行すべく準備を進めつゝあつて之がため海關五十華里以内の常關及び内地常關を同時に廢止するに付國內通過稅裁撤條例の規定に従ひ常關の閉鎖用意を命じたがその訓令されたる準備事項は左の通りである。

- 一、常關は一齊に九月一日を以て閉鎖するが從來常關にて徵收してゐた通過稅でない性質の税金に付至急報告し、且つ其善後辦法を提出すること。
- 二、常關の書類を整理し、九月一日その目錄と共に財政部に提出すること。
- 三、常關の公金は常稅、雜稅その他全部八月廿日前に報告をなし、九月一日財政部に送付すること。
- 四、常關の建物、埋立、碼頭、土地、船舶等の不動産並に什器は八月廿日前に報告し其處分に關する意見書を提出すること。
- 五、國內通過稅條例第六條の規定により従前國境輸出入稅を徵收してゐた常關は地理上の關係にて最寄りの海關に合併又は其分關にすべきか調査研究して八月廿日以前に意見書を提出すること。
- 六、常關使用人中稅務及商情を熟知せる者は八月二十日前に報告し財政部の拔擢に備ふることにす。

### 輸入關稅條例草案

九月一日より裁厘附加稅實行に對し財政部が起草した外貨進口課稅辦法(外國商品輸入稅法)は下の如し、但し第二條に定むる稅率は七月十八日の中央政治會議で決定した國定進口關稅暫行條例とは非常に相違あり、孰れが正確なるか判明せず茲には只原文の儘を示して參考となす。

第一條 外國品の我國通商各港に輸入されるものは本條例の定むる處の課稅辦法に照し輸入稅を徵收す。

第二條 輸入稅率左の如し。

煙草及酒六割二分五厘

甲種奢侈品二割七分五厘

乙種奢侈品二割

普通品一割二分五厘

前項稅率表は別に之を定む。

第三條 從量稅品の價格訂定は最近一年間の平均市價を標準となし、之れを以て換算或は改正をなす

第四條 從價稅品の價格は輸入當時の當地卸賣市價により之を定む。

第五條 輸入税は某國某種貨物にして互惠條約の協定あるものはその協定稅率に従ふ。

第六條 本國貨物の外國にあて當該國の貨物に比し不利益の待遇を受くる時は當該國品は政府の命を得て稅率表に依る徵收の外其の貨物價格と同額以下の輸入税を増徴す。

第七條 外國品が當該國にて獎勵金等の待遇を受けてゐるものはこの貨物の輸入に對し政府の命を得て稅率表に依る徵收の外其の獎勵金と同額の輸入税を増徴す。

第八條 外國品が故意に暴落したる際政府が市場を擾亂する處ありと認めたる時は政府の命により稅率表による徵收の外に正當の價格に相當する稅金を増徴す。

第九條 稅率表中に明かに列記されざる貨物はその稅率を稅率表中の同類或は類似品によつて之を定む。

第十條 左の各項物品は輸入税の徵收を免す。

- (一)我國を遊歴する各國の元首の自用品及隨員の所持品。
- (二)我國駐在の各國大使或は公使の自用品及大使館或は公使館の公用品。
- (三)政府が輸入する鐵砲、彈丸火藥、爆發物及其他一切の軍需用品。
- (四)救卹の爲め購入品或は寄贈品。
- (五)商品見本、但し商品見本としての性質に合致するもの。

(六)輸出されたる本國物品にして三年以内に逆輸入され而かもその性質及形狀に變化なきもの。

(七)我國より出港せる船舶の積載品にして該船舶が遭難により積戻されたるもの。

第十一條 左の如き各種物品にして一年以内に逆輸出されるものは輸入税を免す、但し輸入時には輸入税に相當する保證金を徵收す。

- (一)加工の爲めの輸入品にして特に許可されたるもの。
- (二)修理の爲めの輸入品。
- (三)學術研究の爲めの輸入品。
- (四)試験の爲めの輸入品。

第十二條 左記各種物品は輸入を禁す。

- (一)食鹽。
- (二)阿片及阿片吸入用の器具、罌粟、モルヒネ、金丹、紅丸、白丸、及モルヒネ阿片を含有する丸藥。
- (三)偽造貨幣、紙幣及其他の有價證券。
- (四)公安を害し、風俗を亂す書籍圖畫、彫刻及其他の物品。

第十三條 左記各種物品は政府が自ら輸入する外輸入を禁す。

鐵砲、ピストル、彈丸、火藥、爆發物及其他一切の軍需品。

第十四條 左記各種物品は政府の特許を経るに非ざれば輸入を禁ず。

硫黃、鹽酸、硝酸、黃燐、工業用の爆烈藥。

第十五條 左記各種物品は相當數量を限り政府が醫師、藥商、化學家が其用途を聯名具申して許可を得、税關に於て検査を経て輸入する得。

モルヒネ劑、ヘロイン、斯托魏(以下譯音)司替尼、狄邊、乾查、哈夕什、邦戈、堪尼、比司、印狄卡、狄實仁、阿片酒精、阿片劑、阿片精及其他物品にして阿片で製したるもの。

第十六條 本條例施行の日は別に命令を以て之を公布す。

### 釐金税撤廢斷行に對し國民に告ぐるの書

上海總商會は八月十一日「裁厘増税に對して全國民衆に告ぐ」と題する通告書を發表した左に全文を掲ぐれば左の如である。

全國に亘つての惡税であつた厘金税は政府が斷然其の撤廢を決定し近く實行される、政府は國家の收入との關係上釐金税撤廢後は自然夫れを補充すべく加税しなければならぬ、然しながらこの加税は釐金の如き惡税の變態したものであるのではない關稅輸入率を百分の十二、五に引上ることから説明して

見ても這般の消息を窮知し得る、輸入關稅は百分の五の舊税率以外百分の七、五を加へ夫れを以て釐金税撤廢による國家の收入減を補給しやうとするのである、即ち單に輸入貨物に限り其の税率を引上げやうといふのである。輸出貨物に至つて政府は益々其の對外輸出獎勵の意味に於いて少しも税率を引上げず、依然百分の五の舊率を維持せしめてゐる、繰り返していふと我等の政府が裁釐加税政策を實行せんとするのは釐金税には次のやうな惡質を含んでゐるかに外ならぬ。

- 一、税率が全然劃一されてゐない最低百分の一から最高百分の十までである。
- 二、徵收官吏に於いて舊來の惡習慣による私營と、請負制度に伴ふ苛重とを免れ得ない。
- 三、如何なる碎細なる貨物にこれを課するため不公平たるを免れ得ない。
- 四、對外對内兩方面に亘つて商業を阻碍するところ夥しいものがあつた等主なる事實である、我國の商品はこの種の惡税から來る壓迫を蒙りために豪も其の振興を促し得ないのみか凋落の傾向をすら顯著ならしめてゐた、而も一方外國貨物は條約の保障により「子口半税」を徵收さるる外釐金税の徵收を免れ勢い外貨の輸入激増しつゝ我國の商品除外は外國市場に於いて競争をなすこと不可能であるのみならず國內市場に於いてさへ外國品の廉價に匹敵することを得ないのであつた這般の状態は何によつて來たものであるか。

滿清より民國成立して既に十餘年間其の惡税たるを知らながら尙且つこれを撤廢出來なかつた所以

のものは一、外人の反對を恐れた、二、私利を謀らんとするに汲々たるものあつた、三、収入の否定を補充する勇氣に乏しかつたためである。

今や南京に國民革命政府成立して裁釐加税を斷行することを得た、其の目的とするところは獨り國民の利益を謀るのみに止らず外國商人も亦共同的にこれを享受する筈である。

全國の厘金収入は毎年六千萬元以上に達する、若し釐金撤廢後輸入税率に百分の七、五を加税せば年收約五千萬内外を増すと雖國庫の收入としては差引一千五六百元の減收を來す割合となるこれを要するに政府が北伐戰繼續し軍費の支出巨額なるに不拘惡税たる釐金の撤廢を斷行しやうとする所には、國民の利盛を謀るに吝らならざる政策を證明するものであつて吾等は政府の意を諒とせなければならぬ。

### 釐厘稅撤廢と共に廢止さるべき常關の數

國民政府は九月一日關稅自主を斷行し同時に釐金稅を撤廢して各省の常關分關釐金稅局等一切これを廢止することに決定財政部からは既に各省常關に對し八月二十日以前に財政部の定めた六種の辦法により閉鎖すべき旨發布を發したのであるが今國民政府の管轄區域内江蘇、浙江、福建、廣東、安徽、廣西の六省に於ける常關及び分關數を示せば左の如し。

- (一) 江海常關(上海市にあり本關と分關とに分る)
- (二) 蕪湖常關(蕪湖南門外にあり省内に九分關と二分關がある)
- (三) 閩海常關(福建省閩縣南台中州にあり省内に九分關二分關を設く)
- (四) 福海常關(福建省霞浦縣にあり八分關を有す)
- (五) 浙海常關(浙江省勤縣にあり二分關と二分關を有す)
- (六) 厦門常關(福建省厦門島美道頭にあり三分關と二分關を有す)
- (七) 甌海常關(浙江省永嘉縣東門外にあり分口五有す)
- (八) 揚由常關(江蘇省揚州にあり十分關及び稅局一分局十二有す)
- (九) 粵海常關(廣州新波にあり總口七、分口二、分局十二有す)
- (十) 瓊海常關(廣東省瓊海縣にあり三分關、分局十七有す)
- (十一) 淮安常關(安徽省淮安板閘にあり分局四、分口廿一有す)
- (十二) 鳳陽常關(安徽省蚌埠にあり六分關、分口十一有す)

因に常關は支那に於ける量高の内地稅徵收機關であり従前は、戶關、工關、鈔關などと稱してゐたが條約締結後、五十里内常關五十里外の常關と稱へ五十里内常關は専ら外債償還に充つべき内地稅の徵收を行ひ、後者は其の徵稅額を中央に逆付し其の監督權は何れも海關に屬し海關は汽船貿易常關は帆



船貿易の貨物に對する輸移出入税を徵收してゐたのである。

## 出廠税條例

第一條 中華民國境内に於ける中外各工廠の製造にかゝる貨物は本條例により出廠税を完納すべし、  
(本條に工廠と稱するは電力汽力或は水力發動機等を原動力として職工二十名以上を使用するものを指す)

第二條 出廠税率は製造品の性質及び種類により輸入税率を適用し國幣と折合して徵收す。

第三條 輸入税則に未載の各貨物は税則類似の貨物税率に照らし當地卸賣市價に準據の上納税すべし

第四條 各省出廠税は財政部より特派員を派遣の上管理局を設けてこれを徵收す。

第五條 出廠税を完納したる貨物は本國境内に於て凡ての課税を免除す。

第六條 出廠税を完納したる貨物にして其の原料購運の際既に徵税されるものは前に徵收したる原料税金の返還を受くることを得、其の拂戻しの標準及び手續は別に之れを定む。

第七條 出廠税を完納したる貨物にして海外に輸出する時は該商より海關に向つて第九條所載の出廠單を呈出して領收書に換へ輸出税の納付を免除さる。

第八條 徵税機關は所屬區域内の各工廠の製造に對し其の貨物の在荷及び出入に問ひ検査をなすの權

利を有すると共に各工廠が若し隱匿報告せず、或は不實の報告をなしたる者には其の徵税額に照して十倍以下の罰金を課し犯罪行為者を法廷に送りて辦理せしむることを得。

第九條 出廠貨物にして自己工廠所屬倉庫或は該管徵收機關指定の倉庫に入庫するものを除き第十條の規定により辦理するもの、外先づ徵税機關に報告して税單の發給を受け税金を納付したる後これを出廠單と換へ出廠すべし。

第十條 出廠貨物にして自己所有倉庫或は徵税機關指定の倉庫に入庫せるものは出廠前に納税し出廠單を受取り運出すべし、但し出廠の時該徵税機關に報告して其の検査を受け豫め在庫單の發給を受け隨時運出することを得。

第十一條 第九條第十條の規定に違反して擅に出廠出庫し、或は規定の出廠税を完納せざるものは貨物の全部を沒收す。

第十二條 出廠單は三聯式となし財政部に於て印刷各徵税機關より發給す、第一聯は徵税機關に保管し、第二聯は毎月財政部に回送、第三聯を出貨人に發給すべし。

第十三條 商民が徵税機關の處分に對し違法と認めたる時、又は税則條文の解釋に異議ある時は一面に納税しながら一面に於て訴訟を提起することを得。

第十四條 商民は徵税機關が其の製造貨物に對して決定したる評價價格に異議ある時は該機關に向け

抗議を提出することを得、徵稅機關は評價委員會を組織してこれを裁決す、評價委員會の規則は別に定む。

第十五條 出廠稅施行細則は財政部令を以てこれを定む。

第十六條 本條例は民國十六年九月一日よりこれこれを施行す。

### 出廠稅理由書

出廠稅は内地稅の一種に屬するもの今度發布した出廠稅各條例は元來吾國の効力を拘束するものでなく、事實上障礙未だ除かれず故に課稅の主權も放任されて久しく實行するに至らなかつた、現在釐金稅撤廢の實行日に迫り、海關の沿岸貿易稅亦廢止される事となつた、此の際速かに出廠稅の方法を辨せられれば各國商人は恐らく輸入貿易に盡力する事なく相率いて來華し、中國にあつて工場を設置し貨物を製造するに努めるであらう、而してその數或は現在の幾倍となるも計られず斯くては華商は競争に頗る困難を感ずるは必然、海關の輸入稅も亦激減を來すは當然な事である、又内地各地に於て需要最も旺盛なるは器械を以て製造したる雜貨類を以て大宗となす、若し釐金及沿岸貿易稅廢止以後出廠稅を徵收する事なくば即ち之等に屬する海外の雜貨類は、殆んど無稅のものとなり、徵稅制度は大いに均衡を失する事となる、而して外人經營の工場は更に内地に林立するであらう、斯くの如き種々

の理由を根據として、且つ英、米、日、葡の各國との間に締結されたる商約の規定を參照し、更に我國國內の情形を參酌して以て今度の出廠稅條例を規定したのである、且つ茲にその中の重要な理由に説明すれば

(一) 徵收稅率……出廠稅徵收方法は初め或は外商工場製品に主として稅率を重くし、華商工場の製品には之れを軽くすべきか或は昔時の條約精神に照して華洋商共納稅は一切平等とすべきかに就いて問題であつたが各國の稅制を見るに内外商人は平等納稅なるを通例となしあるに鑑み、この問題は一切輸入稅率を適用すると規定し以て内外貿易の共同發展を期したのである。

(二) 徵收方法……各國の稅制は齊しく公平と簡明を主旨としてある故に本條例の規定も出廠稅を完納したる貨物は何れの處に運ぶと雖も再度徵稅を重ねる事なく、且つ國外に輸出する際は輸出稅を免除し、又原料の輸入稅に對しては之れを數の如く還付する等、總て一物一稅の原則を以てしてゐる。

以上の二つは本案の主旨に係り故に製造者が華人であると外人であるとを論せず、製造工場が内地に在ると通商口岸に在るを問はず、一律に課稅す、華商に在つては別に獎勵金を以て救済に資する處あるも之れはこの範圍に屬するものではない、將來の情形を體察して再び酌辦を行ふ事とならう、總ては國計と商情の兩途に裨益する處あらんとするものである。

## 出廠稅管理局組織章程

財政部より稅制大綱改革の草案をを中央政治會議に送呈すると共に左の如き出廠稅管理局組織章程も共に呈出された。

第一條 財政部は出廠稅條例第四條の規定に基き各省工廠繁盛の地に出廠稅管理局を設け出廠貨物徵稅の事宜を總理す。

第二條 出廠稅管理局に局長一人を置き財政部より特派す、財政部長の命を承けて局務を總理す。

第三條 管理局には總務、稅務、審核、検査の四課を設く、局長の命を承けて左の如き事項を掌理すべし。

第一課は會計庶務を掌理し豫算決算の編成、收入支出の計算、保管書類の收發、賞罰の決定及他課に屬せざる事務。

第二課は稅務の整理を掌理す、税金取立事務等なり。

第三課は稅收の審査を掌理す稅票の發給事務等なり。

第四課は各工廠出品の検査を掌理す。

其の事務にして比較的清簡なる省は二課或は三課を暫設するを以て足る。

第四條 管理局に課長四名を置く及秘書二名、課員雇員若干名をも置く皆局長の命を承けて各本課の事務を分別辦理すべし局員の職掌は局長之を定む。

第五條 管理局は地方工業の情形を酌量して、區域を劃し分局を設け、又情形に依つては査驗處をも設けるを得。

第六條 管理局及分局並に査驗處の經費及給料表は別に之を定む。

第七條 本章程の未だ盡ざる事宜は財政部より隨時之を修正す。

第八條 本章程は公布の日より之を施行す。

## 上海華商紗廠聯合會の請願書

九月一日より實施せらるゝ出廠稅に對し上海華商紗廠聯合會より南京中央政治會議、國民政府財政部關稅自主委員會に宛てたる華商紗廠聯合會の請願書は左の如くである。

伏して維ふに政府は英斷を以て釐金裁撤を命令し同時に關稅自主を宣告す眞に財政の整頓主權回復の壯舉なり同日更に出廠稅條例を發布し、國內工廠の出品は輸入稅率に照して百分の一二、五を徵稅さるゝ事となれり其理由書中中外人に對し一律課稅を聲明す而して華商に對し別に獎勵金を設け以て救済に資すべきや否やは別問題として更に考慮すべし云々とあるは國策商業兩方面を熟慮せる萬全の

策なるを窺ふに足る竊かに思ふに紡績工業は民生の衣服に關係せる實業にして而も利權の海外に溢するもの棉製品を以て最も大なりと爲す外商の競争も亦斯業を以て最も猛烈となす。

我が華商紡績工廠は連年疲困の極、實に眞先に政府及商會に維持救済を請求するの必要あるものなり查するに民國十五年十月廣東に在て召集せる國民黨中央執行委員及各省代表の聯席會議に於て議決せる最近の政綱には元元國內の新式工業を保護し税則上優待の權利を與ふべきの議あり、是れ即ち政府及商會の施設上特に華廠の綿糸布出廠税率に對し輕減を與へられんことを願ふもの其一なり。

從來綿糸輸入税は輸出税よりも重し、例令は十六番手綿糸は民國十一年以前にありては每擔の輸入税銀一兩二匁八分にして輸出税は七匁なり。

十一年後輸入税は每擔二兩に増額せられたるも輸出税は依然舊の如くにて海外に輸出する場合は特に免税の權利あり、今回發布の出廠税は輸入税と同額を課すものなるを以て舊税と比較すれば幾んど八倍に増加し工廠は負擔の能力なく勢ひ滅亡の外なし是れ、即ち國策商業上より華廠の綿糸布を維持し舊税率を以て出廠税率に代へんことを願ふもの其二なり、關稅主權既に回收せりとせば則ち政府は本國の工廠に對し優待權利を與ふべく外商は其例を引て争ふを得ざるへし、依て別に獎勵金を設くるが如きを爲さず直ちに減税を許し以て手續を簡單ならしめんことを願ふもの其三なり。

國策、民生皆實業を重しとなす、今申請する處のものは實に黨綱に准據するに外ならず特に電報を

以て請願す。

伏して裁許を乞ふ、何分の御回答あらんことを、

上海紗廠聯合會

### 出廠税反對で製粉工場騒ぐ

南京政府の苛斂誅求に對する市民の不滿の聲は益々高まり蔣介石に對する非難は日を趁ふて濃厚となつて居るが中でも各工場に對する出廠税は上海の産工業を根本的に破壊するものとして中國人工場經營者の間にも漸やく動搖の色が現はれて來た、最も狼狽して居るのは製粉工場で一個月三百萬袋以上の製産額を有し中國人産業の最も大きいもので、之に若し一割二分五厘の出廠税をかければ到底競争は出來ず總潰れとなる虞があるので俄に騒ぎかけたものである、尤も南京政府側では中國人經營の工場には特に保護方法を講じ出廠税を徵收後に原料の輸入税を拂ひ戻すと稱して居るけれども苛斂誅求の政府が一度取つた税金を戻して呉れると信じる者が無い有様だから騒ぎは一層深刻となる譯で、先般麥粉の輸出禁止令を出した際にも反對して遂に命令を撤回させた程だから今回も更に劇しい反對運動を起すものと見られて居る、その他小さいものでは硝子工場、製革工場、製麻工場なども到底採算はとれない事となるので實施の期日（九月一日）が接近するにつれて動搖は擴大するく問題はますます

紛糾せんとする傾向である。

## 在華日本紡績工場全部閉鎖を決議す

在華日本紡績同業會は七月十四日清水總領事代理に對し邦人紡績の苦境を陳述し中國側が反省せねば全工場を閉鎖する外策なき旨を通達し工人家族約三十萬の死活に關する重大問題であるとして支那側に報告する處あつたが財源を得るに汲々たる南京政府は何等反省の模様なきのみか遂に外人紡績の致命的難題である出廠税を九月一日より實施するに決し、再三の抗議も何等効果なく勿論八月八日より噸税附加税を半減に低下せると同筆法にて該出廠税も反對の聲意外に大で對外關係の惡化を慮り税率を低下妥協策に出で南京政府の體面を維持せんと内々畫策中の模様ではあるもの、邦人紡績側では不徹底なる妥協を避け飽まで該税の撤回を要求する腹で八月八日午後一時より日本人俱樂部に於て紡績同業會を開き出廠税問題に就き慎重協議する處あつた、其結果左の如き決議をなし發表した。

九月一日より國民政府が愈々出廠税を強制實施すること、ならば、在上海の日本紡績九社は協同して全部一律に繰業を中止し工場閉鎖の事に決議せり、支那側よりは税率を低減して妥協策に出でんとする模様あるも、日本紡績側は商業會議所とも一致提携して一切之れに耳を貸さず根本的解決を待つ方針なり。

## 關稅處長程天固の演説と聲明

南京政府が九月一日より實施せんとする問題の出廠税に對し、在華日本紡績同業會は緊急會議を開き、若し出廠税の徵收實施すれば工場全部を閉鎖すとの強硬なる反對決議を聲明し、中國側實業團體でも政府の倒行逆施甚のだしきものなりとし非難反對の聲浪日に増し高潮する傾向にて、斯の如く内外一致して反抗態度をとらるゝ場合は折角宣言した關稅自主等も空言に終り、政府の威信を傷け延ては政府の基礎を危殆に陥らしむる虞れがあるので、關稅自主と出廠税に關し上海實業團體の諒解を得る爲め、財政部關稅處長程天固は秘書何尙清、關稅處第三科長王純廣を引連れ、八月九日上海總商會に於て政府の政策方針に關し一大演説を試みた、今其演説を擧ぐれば左の如くである。

國民の裁厘加税と關稅自主を相呼號召すること久し矣、願みれば内は政府の不良に脆され、外は條約の束縛に脆され、遂に歷時數十年にして釐金の裁せざること故の如く、關稅の自主せざること亦故の如し、國民經濟は是に因つて日に枯竭し、國家の収入は特に是に因つて歲苦足らず、四海困窮上下交病、皆是を以て總原因となす。

國民政府財政部は先總理の政策を遵奉し國內通過税の裁撤を實行するに非ざれば國民の蘇息を圖り難きことを篤信し、國定關稅權を回復するに非ざれば本國經濟の發展を謀り難きことを篤信す、故

に軍書旁午の秋にありと雖も仍は敢て此財政上の根本的革新を緩圖に置かざるなり。

爰に七月關稅自主委員會の組織を建議し關稅上の重要問題を決議し并に國內通過稅裁撤條例及國定輸入稅暫行條例を制定し以て裁釐加稅實行の準繩とす、此の經過情形は諸君の關心する處なるべきを以て、本部は特に余を派遣し貴處に一切を報告せしめ、同時に諸君が商界の利病と民間の疾苦を見告し、政策設施を社會の實際的必要に適應せしめんことを望む、余は關稅處長に任せられ古應芬部長、錢永銘次長及關稅自主委員會諸公に従ふて我綿薄を盡さんことを希ふ。

想ふに我國實業界が一分の元氣を培へば亦即ち國家は一分の稅源を擴げ、民衆の爲めに一分の苛稅雜捐を除けば亦即ち民生に一分の福利となす、諸君は皆商業の領袖、會社の中堅たり務めて指政に吝かならず我が及ばざるを匡せられんことを祈る。

近世各國の通例は皆國內自由貿易及國際保護貿易を勵行するを以て其根本政策とす、國內通過稅の既に早く廢止され居るのみならず、國境通過稅も亦已に存在せず、我國の舊制は則ち適ま此原則に相反し對外貿易の提唱及保護は聞く處なく、而して釐卡局所は則ち星羅棋布せり、例へば江蘇省の如き大運河上流の宿遷縣より鎮江に到る其間の距離は僅か六百華里なりと雖も而も釐局及常關の數は計十九處の多きあり、其の河南省衛輝より衛河を経て天津に輸送せらるる貨物は、河南、山東、直隸三省を歴し沿途の納稅は亦十餘回を要す。

人皆我國政治の不良を以て病となすも而も釐金の廢せざるを知らず、即ち經濟上の百孔千瘡は其の受病の深きこと固より政治方面に比べて過ぎることなるも及ばざること無きなり、先總理は此の禍患の所在を洞見し故に厘金裁撤の一節に意を用ふること強かりき(民生主義第四講參照)、而して財政當局も亦釐金を廢除するに非ざれば國民經濟の解放を圖り民生主義の初步を實現するに足らずとなし、故に古部長は財政會議開會の時曾て「釐金はよく抵補せば固より裁撤す、抵補する能はずとも亦之を裁撤す」と堅決なる表示ありたり。

其斷然此快刀斷麻を斬るの手段を採る所以のものは他なし、此事は直ちに國家財政の命脈及國民經濟の元氣に關し、奮勇前進するに非ざれば黨國に對し並に先總理在天の靈に面目なき也、釐金固より宜しく裁撤すべし、關稅尤も宜しく増加すべし、而して自動的に加稅せんと欲せば則ち從前の種々なる不平等の關稅條約を勾銷するに非ざれば不可なり。

蓋し我國は阿片戰爭に失敗したる後一たび通商條約の修正を多くせば、一たび稅權の束縛を多くせば即ち國家財政の命脈と國民經濟の元氣は一たび多く毀傷され、八十餘年來の稅權失墜史を覽るにあらゆる不平等の關稅條約は實に分つて左例六項とす。

(一)關稅國定權を喪失したる條約。

(二)關稅互惠權を喪失したる條約。

- (三)關稅行政權を喪失したる條約。
- (四)内地稅國定權を喪失したる條約。
- (五)稅則の自動修正權を喪失したる條約。
- (六)關稅出納權を喪失したる條約。

### 一、關稅國家權を喪失したる條約

前清道光二十二年(西歷一八四二年)の南京條約、翌年耆英等が香港にて議定したる五港(廣州、厦門、福州、寧波、上海)輸入稅則協約及通商章程に規定する片務協定稅制の如き是れにして、元來國定關稅は獨立國家主權作用の一種なるに拘はらず我國關稅々則は片務的協定なるが故に其改正には必ず締盟各國の同意を要し、五分均一稅率は實行八十餘年の久しきに至つて未だ満足なる修正をなし得ない即ち物價は今昔懸殊せるにより修正を加へしと欲するも亦爭議數年を経るに非ざれば實行されず、識者は列強一致して脅かし我を侮辱する壓迫手段を以てするが故に常に協定關稅を改稱して協侮關稅となすが誠に一針血を見るの論である。

### 二、關稅互惠權を喪失したる條約

前顯協約と同年に締結されたる善後事宜條約第八條に規定する「西洋各國の商人は一律に各港に到り貿易を營む事を許し最惠國約款ある各國人も亦英人と同様に均霑」の片務的最惠國條款は其一例

である、雙務的最惠待遇は近世文明諸國の廢せざる處にして、無條件的最惠國條款は實に不平等條約中の最も不平等の甚だしきもので、是が根本的取消は猶豫ならぬものである。

### 三、關稅行政權を喪失したる條約

咸豐四年(西歷一八五四年)六月廿九日上海道と英米佛三領事とが締結したる上海々關に關する協定は己に外人の關稅共管の惡例を開いたものごある、而して咸豐八年中英通商條約第十條「總理臣大は英人を招聘して稅務を幫辦せしむ」の規定及光緒廿二年(西歷一八九六年)英國公使と總理衙門が「英國の對華貿易が他國に比し優越なる地位を占めたる時は英人を任命して總稅務司の後任に當らしむ」の約定に關しては則ち海關行政權が英人の掌裡に落ちたるに非らず云すべからず是に財政の痛史である。

### 四、内地稅國定權を喪失した條約

天津條約第二十八條及通商條約第七條に記載する子口稅率に關する規定及馬關條約第六條第四項と第十二條所載通商口岸に關する規定は皆我國の内地課稅主權上の重大なる束縛で、此種内地課稅權の制限あるによつて萬惡の釐金に其害を受くるものは遂に全く本國の工商界となす、故に外國政府は政治的力量を以て國民經濟を發展せしむるに、而も我國舊時の政府は政治的力量を以て國民經濟を摧殘した、同一の稅制が或は民を利し或は民を病ひ、或は民を護り或は民を禍すも亦國民の政治

能力如何によるのみ。

### 五、税則自動修正權を喪失したる條約

天津中央條約第廿七條に「今次の新定税則並に通商各款は今後彼此兩國が修正を欲するには十年を以て期とし、滿期六個月前に豫め照會して酌量修改す、若し彼此の豫め修正を聲明せざ時は即ち課税は従前の規定に照して納付し復び十年を待つて改正を行ひ以後此の限式に依りて處理し永久に變更するを得ず」と規定せる如き、是は則ち我國が獨り其關稅率國定權を失ふのみならず税則の修正も亦外國政府の鼻息を窺伺するを要し繭を作つて自縛するものにして財政上毫も伸縮の餘地がない、民國成立以降従前の不良政府唯た近利貪圖を知るのみにして一つも徹底改革の計畫がない、民國七年及十一年修改税則の争ふて得し所のものは物價を引上げて年額數百萬の收入を増加したるのみ、民國十年華府會議にて争得したるものは僅かに普通品二分五厘、奢侈品七分五厘の微細なる増加のみ、然も猶も遷延して五年の久しきに至り始めて實行せんとして民國十四年の特別關稅會議に及ぶや紛議年を超へて毫も成績なく虎と皮を謀るに近いもので關稅協定の禍をなすや至烈且酷甚だしい。

### 六、關稅出納權を喪失したる條約

是は條約でなく僅かに條約に準ずるものと謂ふべきである、蓋し辛亥革命の起るに當り各海關の監督は均しく職を業て、去り海關收入は經理する人なく、故に北京度支部(當時の財政部)は關稅收支の權を暫らく總稅務司の處理に委任するを承認したのであるが、此れ實に我國關稅出納權の賣買契約となつたものである、近時政府と銀行界との力争を経たるも卒に無効に終つた、挽回せんと欲するには根本的に方法を講じて救済するに非ざれば功をなさない。

以上擧ぐる所は皆不平等關稅條約及び之に準ずる條約中最も彰明なるものにて、其他噸稅定率の協定免稅品及禁制品の宣布を自由にする能はず、また海關の外華吏員に對する待遇の不平等なる等みな相當の注意を加へねばならぬものである、唯だ事の進行は沈毅の精神あるを貴び特に一定の順序あるを貴ぶのであつて、財政部は第一步の計畫として既に明令を公布し先づ江蘇、安徽、浙江、福建、廣東、廣西の六省に就て自動的に裁釐加稅の政策を實行する事になり、其方法の概要左列三項に分つて茲に述べる。

#### 甲、國內通過稅の裁撤

國內に於る釐金類似の通過稅は總て盡く裁撤する、例へば各省の釐金、統捐、統稅、貨物稅、鐵路貨捐、郵包釐金、商埠五十華里以外の常關稅及其他の内地常關稅並に通過稅の性質を含む正雜の各稅捐、また子口稅、再輸入稅、移出稅即ち外商に不便なる落地稅も亦一齊に裁撤し并に條例内に嚴重なる罰則を規定して各省の經徵官吏をして敢て些かも延違あらしめず。



## 乙、輸入關稅則の修正

現行稅率に照し從價五分を徵する外に四項に分て加徵す。

- 一、普通品 多くは日用の必需品にして故に僅かに七分五厘を加徵し現行稅率に合して一割二分五厘とす。
- 二、甲種奢侈品 奢侈に近き需要品にして一割五分を加徵し現行稅率に合し二割とす。
- 三、乙種奢侈品 必需的裝飾品にして二割五分を加徵し現行稅率に合し三割とす。
- 四、丙種奢侈品 煙草酒類兩項の有害消費品にして各國皆重稅を課し以て徵稅に禁遏の意を寓示してゐるが是に五割七分を加徵し現行稅率に合し六割二分五厘とす。

## 丙、國定稅則の制定

此事は國定稅則委員會より之を主持し一年を以て終るべく期してゐるが各國とも稅則の制定は皆廣く専門學者及實務的人才を徵して其間主持してゐる、誠に稅率の輕重は忽ち實業の興衰及民生の休戚に影響するを以て固より審慎でなければならぬ。

之を總するに我國舊時の關稅制度は無政策的であつたが、新關稅制度は則ち一に民生政策を以て準則とし、舊關稅制度は非科學的であつたが、新關稅制度は務めて經濟原則に合すべく求め、舊關稅制度は國際貿易上及國民經濟上皆自殺的退歩的であつたが、新關稅制度は則ち自衛的進歩的で舊關

稅制度は片面的單務的不平等的であつたが、新關稅制度は相互的雙務的平等的である。

又收入のために財政を言ふものは計吏の事で、民生のために財政を言ふものは眞正財政家の事である、財政部が今次關稅稅率を制定したる所以は専ら國內の實業を發展せんが爲めであつて、釐金及一切の通過稅を裁撤すれば即ち専ら全國の民生を利便するものである、若し財政上の計算を以て云へば則ち裁釐の損失は其數甚だ巨にして自定關稅も亦僅かに之を抵補するに過ぎざるのみ、茲に江蘇、安徽、浙江、福建、廣東、廣西六省の裁釐損失と加稅收入の兩相を比較すれば左の如し。

### 損失の部

附加稅一項は全國收入の百分の六十四を以て計算（蓋し六省の關稅收入は全國關稅收入の百分の六十四を占むるに因る）し其他は六省の實際收入額を以て計算す。

- イ、六省釐金及鐵路貨損等 約二二、三〇〇、〇〇〇元
- ロ、五十華里外及内地常關稅 約二、〇三〇、〇〇〇元
- ハ、五十華里内常關稅（元）に換算） 約三、六一〇、〇〇〇元
- ニ、子口稅（元）に換算） 約一、七八〇、〇〇〇元
- ホ、再移入半稅（元）に換算） 約二、七七〇、〇〇〇元
- ヘ、移出稅（元）に換算） 約七、〇〇〇、〇〇〇元

ト、二分五厘附加税及奢侈品五分加税(元に換算) 約一八、九四〇、〇〇〇元  
 合計損失額 約五八、四三〇、〇〇〇元

### 加税收入

全國關稅收入の百分の六十四を以て計算す。

イ、丙種奢侈品煙草酒類二種の増徴額約八百七十四萬兩より加税に基因する減少を酌量し輸入量を百分の四十と假定すれば約五百二十萬兩にして

元換算 約 七、八六〇、〇〇〇元

ロ、甲乙兩種奢侈品四百七十七萬兩が加税に因る輸入減少にて輸入割合を百分の三十とすれば約三百二十四萬兩にして

元換算 約 五、〇一〇、〇〇〇元

ハ、普通品約三千〇二十四萬兩が加税に因る輸入減少にて輸入割合を百分の二十と假定すれば約二千四百二十七萬兩にして

元換算 約 三六、四〇〇、〇〇〇元

ニ、出廠税年收額豫算 約 一〇、〇〇〇、〇〇〇元

合計増収額 約 五九、二七〇、〇〇〇元

等であるが上海總商會に於て述べ、更に氏が新聞記者團に發表した裁釐加税と出廠税設定の理由に付ての意見は直ちに南京政府の方針と見做すことが出来る今参考のため大要を摘録する。

### (一) 裁釐加税

今次國民政府の裁厘加税宣布は收入増加の目的を有するものでなく全國の結濟的解放を求むるにあつて、釐金、常關、子口半税、再輸出税、二分五厘附加税等の江蘇、安徽、福建、浙江、廣東、廣西六省に於ける惡稅總額は年六千萬兩を下らない、而して此の地域に裁厘加税を實行すれば關稅増収は甲、乙、丙、三種の奢侈品及普通品輸入税並に出廠税によつて合計五千數百萬兩であつて釐金等の失はるべき收入に比較し數百萬兩の不足がある、是を敢て裁釐加税する所以は一に釐金制度は中國最大の稅政で常に商業の發達を妨害するのみならず一般民衆の負擔を間接的に増加するからである、尙ほ關稅引上げといふも現行稅率は正稅五分、子口半税二分五厘、内地稅二分五厘合計一割であつて新たに九月一日より實施せんとする一割二分五厘に比し實際上僅か二分五厘の増加に過ぎない而して國內商品は重々抽剝の釐金を免れ原價採算上有利となり消費の愈よ發達することは容易に豫測さるる處である。

### (二) 出廠税

出廠税を實施すれば表面的には工場側が稅額の増加を覺ゆるやうなれど實際には負擔の加重になる

ものではない、例へば上海一港に付て見るに各大工場の製品は多く綿絲布等の如き必需品であつて工場は一旦税金を加納するも夫は直ちに物價の昂騰となつて消費者に轉嫁されるのである、既に製品が必需品である以上社會の需要は必ず物價昂騰するも其消費額を減少せず、且つ消費者側から云へば釐金其他の通過税を九月一日より廢止せらるるが故に其轉嫁されたる負擔も實質上加重とならない、即ち貨物は初め出廠税を課徴されたる後再び輸出税或は其他の課税を行はなれないので商品原價は従前より低廉となり出廠税實施による消費停滯の虞れを生せず却つて商業の發達を促すものである、況んや輸入税引上げられて出廠税を實施さざる時は財政上税額負擔の原則に照し不公平たるを免れない。

### (三) 條約關係

一、國民黨は不平等條約の廢除を志するが現行關稅條約は不平等條約中の最も甚だしいもので當然最先に取消されねばならぬ、而してワシントン條約の精神に違背するものでもない、又政府の關稅引上げが國庫の增收を目的とせざる事も前述の如くである、政府が釐金を裁撤すれば國庫收入は俄かに數千萬元を減するので之を填補するためには關稅を引上げざるを得ない、而も貪官汚吏包商等の收むる中飽は年額一億元を下らずと稱せられ中外の商民は久しい間苛虐を被つて來つたのである、故に政府は中外商民の希望に基き内外貿易の發展と増進を圖るため釐金を撤廢するのであつて

中外各國は其利益を忘れ釐金の抵補に足らざるの程度の關稅引上げに反對するのは事理の正鵠を缺ぐものである。

二、中國の消費の多寡は國民購買力の強弱によつて決せらるるもので、關稅制度の不良と釐金等の惡税により人民は數十年の長きに亘つて禍害を被り經濟状態は日々悲觀に陥り購買力を減殺されてゐる、今日速かに改良救急の方法を謀らねば人民は總破産の虞れあり斯くては中外の通商貿易は販路の擴張を得ざるは勿論其供給する商品の消費市場を失ふのであつて、外國人が苟くも中國を永久的國際市場たらしむるには宜しく關稅引上げに反對すべきでない。

### 出廠税の不合理を匡せ

八月十日上海總商會は關稅自主と出廠税に對する諒解運動のため南京より來滬滯在中の國民政府財政部關稅處々長程天固に對し出廠税條例の不合理を指摘し速かに之が補救策を講せんことを請求したその不合理の點とは

南京政府頒布の出廠税例第一條の規定によれば、中國々境内に於ける工廠の製品は本條例により完納すべき事、第二條では出廠税が輸入税率を適用することになり、第七條には、出廠税を完納した貨物の輸出に對しては再び課税せずと規定してある然るに現行辦法によれば、機器製品は輸出正税

百分の五、輸出附加税百分の二五を納付すれば足り、マツケー條約の輸入税は釐金廢止後一割二分五厘まで引上げ得ることになつてゐるもの、輸出税の増徴は七分五厘まで認めてゐるに過ぎない、是れ則ち輸入税と輸出税とは其性質自ら分別あるが故であつて混同するを許さないからである、すなはち新頒布の出廠條例は、輸出税則に依據して徵收すべき工廠製品に對し輸入税則に依據して賦課せんとするものであり實に輸出貿易を妨碍する恐れがある云々。

### 速かに獎勵金辦法を公布せよ銀錢兩公會の請願

出廠税に對する中國側の輿論は強硬を加ふる一面に於て或る程度の負擔は到底避け難いものと認め即ち政府が下附せんとする國內産業獎勵金の規定内容如何と其獎勵金を出廠税より豫じめ控除して納付することによつて出廠税の是非を決せんとする模様が有り、紡績その他の工業と關係密接なる上海銀行公會、銀業公會は連名にて八月八日南京の中央政治會議及び國民政府財政部關稅委員會に對し大要左の如き請願電報を發した。

釐金廢止を實行し税率を厘定し、國內工場の製品に對し輸入税一割二分五厘に照して徵税し、別に獎勵金制度を設けて救済に資するなど政府の稅務整頓に實業保護の意を寓し兼等併願せるは欽仰に堪へない。

然し今次政府の稅率訂定は國內工場の製品に對し輸入税率と同率を課し、對等の待遇を與へて外國の藉口を免れんとする苦心は大いに認むる處であるが、其別に制定せんとする獎勵金辦法は未だ明文を以て發表されないの疑慮なしとせず、故に速かに格別の優待を以てする獎勵金辦法を規定し一日も早く宣布されたい、尙ほ出廠税納付に當つては右獎勵金を控除して補助に資するを得ば對内對外二つながら障害なく利源の外溢を防ぎ國內工業保護の實を擧ぐることになる云々。

### 輸入酒類に印花税を課す

南京政府は軍費調達のためには如何なる手段を採らずも七月一日より輸出附加税、石炭特別税、七月四日より奢侈品附加税、七月十一日より噸稅附加税の徵收を實施しつゝあり、九月一日よりは釐金稅撤廢と關稅自主を宣言し更に出廠税條例を發布し徵收せんとして、條約を無視せる此不當課税に對し各方面より異常なる反對を受け、其反動的表現は漸次擴大し高潮せんとしつゝあるにも拘はらず突如八月十日の外字新聞紙上に「國民政府は八月十一日より輸入酒類に對し從價三割の印花税を賦課する旨を公表し、しかも課税の形式を從來の輸入附加税徵收方法に準じ稅關の中に收稅所を設け酒類の酒類の輸入手續を了すると共に印花税三割を徵收することにして居る、從來租界外に於ては煙草、酒の如きものに對し印花税を徵收したる實例なきにあらざるも租界内には及ばなかつたのであつた、

然るに今回の公布は南京政府に於て決した消費税を輸入に際し之を徵收するが如きは實に横暴を極めたもので、國民政府が例の常套手段から先づ酒類に印花税を試み幸に默許されるに於ては更に他の商品に及ぼす計畫とも見られ、其成行如何によりては累を他に及ぼすこと甚大であると云ふ見地から本令布告の當日(八月十日)福州路英商カルドベック、マグレコー社に於て英、米、日、佛、瑞、丁、諾七個國十四社の代表者二十餘名參集し緊急會議を開き、邦人側から大日本麥酒會社より代表として參加し左の事項を決議し極力南京政府と抗爭することとなつた。

- 一、輸入商品は陸揚げ後保税倉庫に納め通關をなさざると。
- 二、本税賦課の不當を述べ右決議の旨を在支外人商業會議所聯合會に送付すること。
- 三、同業者委員は各々自國の總領事、商務官及び商業會議所に宛て事情を具陳し援助を申請する事

而して酒類輸入業者が一致結束して強硬なる態度に出でたる譯は、九月一日以後關稅自主と共に酒類は丙種奢侈品として六割二分五厘と云ふ税率を課せられ、今次の印花税も國民政府の慣用手段で先づ酒類に實施し幸に默許すれば他の商品に實施せんとすの策略が明瞭であるから、若し此儘に放擲し置けば他日如何なる暴令を發布し惡税を課するやも計られず、即ち條約保護上、貨物の停滯、費用の加重を厭はず斷然と抗爭することに決したのである。

南京政府が條約を無視し横暴至らざる無きに果然領事團も十一日の夜意を決し、酒類に限らず凡て

の印花税を租界内で徵收せしめすと決意し其旨交渉員に通知し、租界工部局と協力して嚴重に取締ることとなつた。

猶八月十一日附を以て日本麥酒株式會社より我が總領事、商務官、當會議所に宛てたる陳情書は左の通りである。

拜呈

酒類印花税新規徵收に關し請願の件

南京政府に於ては國際條約を無視して七月四日より奢侈品附加税を強制徵收し更に九月一日より法外なる釀税徵收を發表したるに付關係各筋に對し極力反對運動御盡力被下居る事承知致居候、然る所又復突如酒類に對し三割の印花税徵收を宣言し今十一日より實行する事と相成候事御案内の如くに御座候、而も其徵税方法たるや印花税の性質として租界内に於ては徵收不可能なるにも不拘新たに税關内に收税處を設置し輸入酒類に對し盡く徵税致す由に有之候、先般來よりの數度の不當課税に加ふるに此度の如き釀税は到底其負擔に堪えざる死活問題たるのみならず單なる一部商品に關する課税なりとして默許致すに於ては今後更に如何なる商品に累を及ぼすやも難計は今更申上る迄も無之實以て重大問題と信する次第に御座候、於是當地各國人酒類同業者は昨十日福州路英商カルドベック、マクレゴ社に會し議する所有之絶對に之に服從せざるを決議し、各關係當局に對し取消運

勸御援助を請願すると同時に事件落着する迄本日より輸入さるゝ酒類は總て保稅倉庫に納むる事に致申候事爰許同封決議所寫の通りに御座候、南京政府の不當課税影響云々に就ては茲に喋々の要無之今次の印花税も單なる一部商品課税として看過難致性質のものと思考致す次第に御座候、何卒事情篤と御諒察被下該課税撤廢方何分の御盡力賜り度伏て御願申上候。

先は右御依頼申上度如斯に御座候 匆々頓首

### 酒精は十四割暴騰

國民政府が突如十一日より實施したアルコールに對する印花税課税は暴税中の暴税として各方面の反對頗る猛烈邦糖側は是れが對策として協同一致強硬なる反對意志を表示する筈になつてゐる、元來アルコールは製糖會社の副産物で其價格頗る低廉工業躍品として必要缺くべからざるは勿論、是れが供給は殆ど本邦市場に仰ぎ我對華輸出品目の中位を占むる商品であり、今回の不當課税實施によつて蒙る打撃は眞に驚くべき額に上る模様である、試に最近の市價を見るに一箱(八ガロン入)六兩見當に對し今回の課税は一ガロン一弗五十仙即ち一箱十二弗の納税を余議なくされるから是れが市價は一時に約十四割の暴騰を來す譯で、斯した過重の負擔は華商側にしても應ずる筈なく今後既約品受渡しの困難は勿論新規需要は著しく減殺するものと見るべくアルコール輸入の前途は全く絶望の外なき狀

勢である

### 不當徵税を工部局で阻止せよ字林西報の痛論

國民政府の關稅自主權行使並に釐稅賦課にして不法行爲であり條約上許し難しとすれば列國の承認せざるは勿論、當然防衛手段が必要となさるる故、或は領事館に税金を供託すべしと言ひ、或は稅關占領説を唱へ世論囂々何れも本國政府の蹶起を慫慂しつつあるが當地ノース、チャイナ、デイリニュースは「專横なる關稅」と題する社説の一節に於て稍々色彩を異にする痛論を試み以下の如く氣焰を吐いてゐる

上海に於ける不當課税を防止する方法は工部局が租界内で之れが徵收を禁する旨宣言し稅關をして布告遵守の適法を講せしむれば足れりと思ふ、抑も條約又は國際的協調を以て規定されてゐない税金を租界内で徵收出來ぬは言を俟たぬ所と言はざるを得ない、されば國民政府の吏員が靜安寺路に現はれ地租附加税を請求し、或は公然事務所を設け人頭税でも納付させようとしたらどうである、速時租界警察の爲め追拂はるゝ事必然ではいか、即ち種類と性質の如何を論せず苟も條約に認められざる税金取立は租界警察から見て金錢強制となる以上不當附加税も亦此範圍を脱し得ざるや改めて説く迄もなからう。而かも吾人の知る限り以てせば稅關は單に條約所定の税金を輸出入商品に課

するだけで唯通關者が正稅領收書を受取る順序として中國銀行へ附加稅納入の手續を要する次第故稅關では「當方の關知する所にあらず」と冷然と澄してゐるがかくては責任を解せざる實に甚だしと言はなければならぬ。何とならば若し中國銀行の支配人が國民政府に代はり附加稅二分五厘を徵收し且自己も同様の權利求め更に二分五厘の課税を強要したら稅關はなんぞ之れを釋明するか、又假りに工部局が國民政府と通謀し租界の納稅者に向ひ外國銀行宛軍費として家賃二ヶ月の納付を命じ、右拂込濟迄租界稅金の領收書發行を差控へさせ「外國銀行の強請行爲は自分の知る限りでない」と強辯したら吾人はどう之を解釋するか。熟考する迄もなく論理に矛盾ある事二つながら同じと謂ふ可きでらう、而して中國銀行が多年稅關銀行たりし關係と外人管理下にありつゝ尙且正稅納付に際し國民政府の暴戾を制止せず却つて消極的援助すら與へつゝある稅關の態度とを通觀すれば以上兩者間に不法強請者として寸毫の差異あるを見出し難い。即ち租界警察が

「今日より酷稅徵收を中止せよ然らざれば速時退去すべし」

と嚴命し得べき事譬へば南京路の如き租界道路上で追剝式徵稅を行ふ國民政府の吏員を逮捕すると同様租界警察權行使上に何等支障あるを見ず正に是れ工部局の權利にして義務なりと斷言するを憚らないのである。

## 關稅自主を承認せぬなら海關ポイコット

九月一日を期し關稅自主を實施する國民政府の聲明に就き當地漢字新聞は日々紙面を割愛して記事を掲げ各商界も亦頗るエキサイトしてゐる折柄商人全體としての意見こそ確知し難きも所謂政商連が國民政府の政策を謳歌しつゝあるはこゝに贅言する必要もなからう、而して國民政府財政部關稅處長程天固は去る九日上海總商會歡迎宴の席上で「外國人が中國稅關管理後今日迄に獲得した利益は約四十三億六千四百五十万兩に上り多年中國を苛め來つた次第で即ち國民政府が之に對し救世主とし立つた譯故實業家諸君にても十分の援助を與へられん事切望に堪へず」と力説し上海商民協會も亦國民政府統治下にある各地代表者會議を開き國民政府擁護の決議をなし、關稅自主の確立を圖ると同時に税金保管を外國銀行から中國銀行に移轉すべき旨建議する筈だと言はれて居り、國民政府は今更面目上弱音を吐けず中國實業界が止むを得ず之れに追隨する以上外國政府にして斷然關稅自主を承認せざるに於ては事態漸く重大化するものと觀て差支へないかも知れない、但し君子を以て自ら許す中國人の事とて瀨戸際に至りごんな豹變を演じるか豫測し難きは言ふ迄もなければ或は申報所説の如く「若し列國が餉迄不平等條約に根據を置き中國の關稅自主に反對するとせば國民政府は宜しく現存せる稅關なるものを中國政府の收稅機關にあらずと宣言し且實業團も稅關に向ひポイコットを試み一切の關係

を斷ち政府と呼應して關稅自主の目的を到達せざるべからず」と言ふ主旨から如何なる惡戰苦闘の幕が切つて落さるゝやも保し難く既に覺悟の前とはいへ相當の決心を必要とすれば吾紡績業者今次の聲明即ち「出廠稅實施と工場閉鎖」の決議は深い意味あるものと言はなければならぬ。

### 關稅自主權執行委員會

關稅自主權擁護は八月十二日午前十時市黨部三樓で第一次執行委員會を開き高磨祖氏主席に楊宗凱記録の下に同會の組織に關する事項、並に市民大會開催の件につき協議する所あつたが各團體を代表し出席せし執行委員の氏名次の如し。

楊文龍(海關華員聯合會) 姚梅君(市農民協會) 張橫海(各路商界總聯合會) 金國謙(第二路總指揮政治部) 姚雲博(上海縣黨部) 張明炳(中央宣傳部駐滬辦事處) 張惠如(各界婦女聯合會) 談社英(上海婦女團體統一會) 舒惠損(同上) 高磨祖(上海特別市黨部) 王志聖(學生聯合會) 王延松(商民協會) 袁孟德(總商會上海) 黃喬雲(市黨部婦女運動委員會)

### 關稅自主の擁護宣言

當地の關稅自主後援會は八月十八日次の如き宣言を發表した。

關稅の收入は一國財政の大部分を占めてゐる、英國の如きは全國財政の四十八パーセントを占め、米國が之につき三十七パーセント獨逸は三十パーセントを占てゐる、財政上如何に重要部分を占てゐるかは之を以て證明できる、然るに我國の關稅は帝國主義の操縱する所となつて以來已に八十餘年の久しきに至つてゐるが。

我國が關稅權を喪失するに至つた經過を深く考ふるに、第一南京條約に於て英國と訂立せる中英通商章程中五分稅の規定である、第二は中英天津條約中の所謂外貨を内地に輸入する時は百分の二、五を課すと云ふ規定である、爾來列國は利益均霑を以て我に迫り、更に片務的種々の條約が續いて成立されるに至つた、これによつて我國は國庫日々洗ふが如く財政は破産し而して又外貨の流入によつて國貨は困窮に赴いた最近各國は皆保護關稅主義を取り以て對外貿易を獎勵してゐるが、我國は關稅權が外人の手にあり輸入稅が輕いため外貨は日々増加し、之に反し輸出稅が重いため國貨の貿易は従つて減少し易いと云ふ有様であるこの様に關稅は。國家の地位より論すれば財政收入の一個の大宗である、國家經濟より之を觀れば帝國主義資本主義に抵抗する一個の精良なる工具である國民經濟より見れば工商業の發達を助長する途徑である故に我々は當然之を收回せねばならぬ斯の如く關稅は我々の命脈にして關稅を自主する能はざれば即ち我々は生存する能はざるのである。依つて國民政府は已に關稅自主を宣布し民衆の先鋒をなしたが民衆も亦政府の後楯となつて之を援



助けねばならぬ云々。

## 關稅自主擁護大會

上海特別市黨部の指導する關稅自主實行擁護市民大會は八月十九日各團體代表者會議に於て決定し幹部の團體を推舉して總經費一千五百元を豫算して各方面に寄附を求むる等一切の準備を進めて居たが同大會の規定は左の如く定められた。

### 擁護大會規程

- 第一條 (名稱) 本會は上海民衆國民政府關稅自主實行擁護大會と定名す。
- 第二條 (宗旨) 本會は堅絶せる愛國精神を以て國民政府の關稅自主實行を擁護す。
- 第三條 (會員) 凡そ上海の民衆團體にして國民政府の關稅自主實行を擁護するものは精神の本會を許可を経て本會に加入し會員たることを得。
- 第四條 (組織) 本會は各團體代表大會より二十一團體を推舉して執行委員會を組織し各責任代表一人を派して本會の會務を執行し并に五團體を推して候補執行委員とす。
- 執行委員會は總務、宣傳の兩部に分つ。
- 一、總務部は交際、會計、文書、庶務の四科に分つ。

- 二、宣傳部は編輯、出版、新聞の三種に分つ。
- 三、執行委員會よりし團體を互選常務委員會を執行し毎日會務を執行す。
- 以上各科及常務委員會の辦事細則は別に之を定む。
- 第五條 (會議) 本會の會議は各團體代表大會、執行委員會、各科聯席會議及常務委員會四種の會議に分ち細則は別に之を訂ん。
- 第六條 (經費) 本會の經費は在會の各團體より自由に捐助す、但し必要の時は執行委員會の議決を経て内外に募捐するを得、其收支保管方法は別に之を定む。
- 第七條 (制裁) 凡そ本會の會員にして本會を破壊する行爲ありたるものは本會執行委員會の議決により各團體代表大會に交して公決して之を懲辦す。
- 第八條 本簡章は通過の日より施行す

## 關稅自主擁護市民大會

上海市民の關稅自主擁護市民大會は八月廿一日公共租界北蘇州路上海總商會及び西門外林蔭路公共體育場に於て開催せられた。

上海總商會に行はれたる關稅自主擁護市民大會に参加せるもの僅かに四五百人にて頗る靜寂の感が

あつた、定刻午後二時奏樂裡に開會、全員起つて國旗黨旗孫文の遺像に三鞠躬禮を行ひ次で遺囑の恭讀續いて主席汪卓文は概略次の如き開會宗旨の報告演説をした。

我が國の稅關沿革史は大略南京條約訂成の後より洪楊の亂起つて後我が國の關稅自主權は殆んど喪失し、外人はます／＼機に乗じ稅關管理權を取得した、關稅自主の意義は對外的となし釐金加稅撤廢の意義は對内的となす、獨立したる各國は其の關稅は皆自ら定む、我が國は國民革命軍の出發以後より所々に我が民族の解放と國際地位の、平等を求めんとした平等を求めんと欲すには關稅自主の實行をせざるべからず未だ望みを達するに至らざるも諸君は一致して國民政府關稅自主の後楯を爲せ……………云々。

外に關稅自主の演説が行はれ次で左の如き宣言を發表した。

關稅自主は獨立國家の主權で關稅の自主し得ざるは是主權の喪失で全國民衆の大羞恥である、況んや關稅の收入は國家財政の命脈で國民の生計と相關し何ぞ能く別人の手中に置くべき哉、誰も知る我々中國の關稅權は外國人に把握せらるゝ八十餘年、自己の竟に利するを得ざるは是れ何の痛心得ある、西曆一五一六年葡萄牙、和蘭等の國は中國に來りて商賣をなし他の國も亦陸續として來り二百餘年を経過し、關稅の權利は完全に自己の掌中に在つて率例を定め増減を改修し寸毫も外人の牽制を受けず、通商の各國も能く一致遵守し並に窺竊把持するの妄想無く爲めに國家は自ら能く獨立

し彼も極めて尊重した、阿片戰爭以後は政府の外交屢次失敗し政局迭次變更し尊嚴漸次喪失した、弱點日に／＼暴露し國民の智識頑固にして開けず精神非常に頹墮し、世界の大勢潮流に猶更明かならず、其故南京條約に居然として稅率を協定しめ、洪秀全の亂後上海道臺は居然として上海の稅關權を私に英、米、佛の三個國領事に讓與し清朝政府も昏惰糊塗し居然として又全國の稅權を外人に委託した、咸豐九年又英人は李國泰に請ふて總稅務司を做起り又更に外國人の事務員を做起り其故稅關權は自主より協定に變成し協定より外人の包辦に變成した、外國人又痴ならず當然是を求め得た、此は國家自己の墮落にして他人に何ぞ侵侮を加へ得べきや、辛亥革命の後に至り人民の智識は日に増し開發し人民の精神氣節も日に増し昂上したから、民國八年巴里の平和會議に在つて關稅自主を提出し是第一次で、民國十年華府會議に稅率の増加と關稅自主を提出し是第二次で、十四年の冬又關稅特別會議を召集し稅制の修正は是第三次である、然し目的に到達せざりと雖も總て民衆精神の振刷的表現で以て自豪に足る、現在國民政府が成立した組織は何れも健全で根基は何れも穩固で外交的手段は何れも正大で北方偽政府と軍閥は何れも畏懼した、帝國主義者と彼等の走狗は何れも震懼し四億の民衆は彼に對し何れも信仰した、國民黨の黨綱を貫徹する爲めに第一事項として即ち關稅自主を實行する、其故に七月二十五日に先づ裁釐加稅を宣布し九月一日より關稅自主を實行する、我等民衆團體は同時に亦聯合起て大無畏的精神と亦奮發起て我等の國民政府を擁護し彼の後楯と做

す、頭を斷つべし身を殺すべし、主權を喪ふべからず國體を辱かしむるべからず、尙ほ北方軍閥をして私心自用再び惡劣なる行爲を爲さしめず我々は必ず撲滅淨盡して餘孽を留めず、世界の列邦よ此次汝に希望するは自由平等的眼光と公平なる平和的觀念を以て明かに徹底するを要する、汝の友邦よ中國は從前の如く稚弱無知では無い而して條件的交付を熱望す、我々は一面感謝し一面は汝に替つて國民政府に向つて請願し或は新則税を能く充分寛容し汝の雅量に答謝す、猶若し猶豫して決せず或は少數の野心家に包圍せられ目前の小利を貪るを圖り國際的友誼を傷失し多少の紛糾を惹起すれば、我々は北方軍閥、帝國主義者の走狗に竊笑せらる、我々は親愛なる友邦の覺悟を希望し特に此の宣言を爲す。

西門外公共體育場に於て行はれたる關稅自主擁護市民大會は上海特別市黨部冷雋、工會組織統一委員會徐天權、農民協會劉雲、學生聯合會隴體要等主席團となり此の大會に参加したるもの約一萬人他の大會に比し實に寂漠であつた午後二時の定刻に開會、順序は上海總商會に行はれたると大同小異にて市黨部員陳德徵の開會主意の報告、次で黃惠平、王啓江、隴體安の演説があつた、而して此の大會の口號は左の如くである。

(一) 稅關權の回收、(二) 帝國主義を打倒す、(三) 農、工、商、學、兵團結して起て(四) 蔣總司令を挽留す、(五) 一切の不平等條約を取消す(六) 國民政府の關稅自主實行を擁護す、(七) 釐金稅の撤廢を實

行す、(八) 中國々民黨萬歲、(九) 三民主義萬歲、(十) 關稅自主萬歲

關稅自主擁護の市民大會は從來行はれた各種の大會に比し參加者の僅少なると氣勢の擧がらざるは國民政府の苛歛誅求に民心が離反しつゝある反響ならんか。

### 釐金撤廢關稅自主に對する各省商民代表會議

上海特別市商民協會主催に係る各省區商民協會代表會議は八月廿三日午後二時第一次正式會議を開催し、參加せし各省商民の代表者は(福建省)、陳納祥、李世雄、(安徽省)、吳興周、湯善福(浙江省)方志遠、阮李候、顧遠明、陸端臣、吳厚坤、(江蘇省)、周鼎如、蔡絨三、徐夢周、孫祖宏、程麗生、(王介安代)、董叔琴、(南京特別市)、李三无、賈鑑西、于近農、(上海特別市)、王延松、馮少山、王漢良、陸文昭、吳蘊齋、(王延松代)、陳翊廷、王曉籟、嚴謂聲等四省二特別市代表二十六人で左の如く釐金稅撤廢關稅自主の實施延期の請願討議して散會した。

(一) 關稅自主、裁厘加稅に對しては商民と密接の利害關係あり全國の經濟の榮枯に大影響を及ぼすを以て本代表會議より其の主張案を通電して全國が一致の態度をとる件。

(二) 關稅自主は不平等條約取消の初歩であり勢ひ帝國主義者の經濟侵略を打倒する所以であるから本代表會議から對外宣言を發表して政府の後援をなす案。

(三)政府に對し關稅自主實行を電請すると共に裁厘加税は種々の手續關係により六ヶ月間の實施延期を請求して十七年三月一日より施行すべき旨請願運動を行ふこと。

(四)政府に對し獨逸の經濟立法制度を採用最短期間内(少くとも四ヶ月間内)に經濟會議を召集して經濟團體の代表者を委員として新稅規則及び關稅管理等の重要問題を討議すること。

(五)政府に對し裁釐加税以前出廠稅則を修正して獎勵金條例を頒布し及び外貨銷場稅を徵收することを請願。

(六)時局の動亂による民生の困難其の極に達しつゝある際本代表會議より宣言を發表して迅速に軍閥殘餘の掃除を主張し、全國の平和恢復と南京武漢兩方面の忠實なる同志の切實なる合作と最短期間内の國民革命完成を促すべく聲明する件。

(七)勞資兩方面に對し本代表會議より宣言を發表し雙方の協調と其共同發展の方法を聲明す。

### 上海日本商業會議所の「南京國民政府の關稅自主宣言 並に不當課税に關し請願の件」

#### 主旨

南京國民政府は孫總司令が本年一月二十日以後列國の承認なくして實施したる二分五厘輸入附加稅

を襲踏したるのみならず最近更に輸出附加稅、石炭特稅、奢侈品附加稅、噸稅附加稅等を強制實施し更に進んで七月二十日關稅自主の宣言と共に國定關稅に關する三大條例を公布し孰れも來る九月一日より實施する旨發表したるが右は瞭かに中國關稅に關する華府條約並に其他對支通商條約の規定を無視せる不法行爲にして斷して默過し難き重大問題なるを以て此際帝國政府に於ては一方對支通商の安全を期する爲め他方東洋の平和保全の爲め國民政府の反省を促が速かに現行不當課税を撤廢し關稅自主宣言並に國定關稅條例の取消を行はしめ以て國際條約の規定を遵守履行せしむるやう最善の方法を以て該政府に向ひ嚴重抗議あらんことを要望す。

#### 理由

曩に五省聯軍總司令孫傳芳特別關稅會議の決定を俟たずして本年一月二十日より二分五厘の輸入關稅附加稅を江蘇省内に強制實施し其後當地方の政權が南京國民政府の手に歸するも右不當附加稅は依然撤廢せられざる而已か却て不法課税の強徵益々甚敷爲に商工業者並に船舶業者は甚大の打撃を蒙り此儘放置するに於ては寒心に堪へざる結果を招致す可しと思考す既に世上周知の如く南京國民政府に於ては七月二十日關稅自主に關する三大條例を公布し孰れも來る九月一日より實施する事となり居るが右は釐金其他の内地通過稅及常關稅並に子口稅、沿岸貿易稅等を撤廢すると同時に國定關稅條例に據り現行輸出入關稅の引上を行ひ更に工業製品出廠稅條例石炭特稅、噸稅の引上を斷行し又斷行せ

んどしつゝあるものなるが前記諸税の内輸入附加税は一月二十日より輸出附加税及石炭特税は七月一日より奢侈品附加税は七月四日より、噸税附加税は七月十一日より夫々已に強制實施せられ其都度帝國總領事より中國側當局に向て嚴重抗議せられたりと雖何等中國側を反省せしむるに至らず邦人商工業者並に船舶業者は當然享有せる條約上の權利を蹂躪せられ隱忍唯此種不法課税の強制に餘儀なくせられ居る現状なり。

今當地に於ける現行及將に實施せられんとする不當課税中特に邦人に重大なる利害關係を有するものに就き意見を開陳すれば左の如し。

(イ) 輸入附加税

現行二分五厘附加税は孫傳芳が五省聯軍總司令當時軍費補充の目的を以て本年一月二十日より強制實施せる不法課税にして國民政府に至りても引續き之を實施し居るものなるが右附加税は九月一日より國定關税の實施と同時に消滅し改めて左の税率を賦課せんとするものなり。

	(正税)	(附加税)	(合計)
普通品	五分	七分五厘	一割二分五厘
A	"	一割五分	二割
奢侈品 B	"	二割五分	三割

(C)

五割七分五厘 六割二分五厘

中國輸入關税引上の程度に關しては「マツケー」條約及米支條約に於て釐金廢止を條件として七分五厘(日清追加通商條約には税率を明定し居らず)と協定し居るも一九二三年二月華府會議に於て九ヶ國全權委員に依て調印せられたる中國關稅條約第三條に於ては普通品に對し一律從價二分五厘の附加税を奢侈品に對しては從價五分を超へざる範圍内に於て附加税(奢侈品税)を課す可き旨明記しあるを以て現行輸入附加税(二分五厘)及奢侈税品(二分五厘)と雖も右條約署名國の代表に依り開かれたる關稅會議の決議を経て實施せらる可きもの(華府條約第二條)にして中國單獨にて此種行動に出づるは明かに國際條約を無視せるもの殊に列國の利害關係を顧慮せず無謀なる關稅自主を宣言し國定關稅を公布し實施せんとするが如きは中國自ら國際外交を破壞するものなるにより此際飽く迄列國協調し國民政府の非法を糾彈すること絶對必要なりと認む。

(ロ) 輸出附加税

元來中國輸出税に關する協定は日清通商條約及一八四三年(南京條約)及一八五八年(天津條約)の英清通商條約の趣意として協定税率以上の課税を禁じ更に一九〇二年の英清改訂條約(マツケー條約)第八條第七項中に於ても輸出税率は從價五分を超過すべからずと規定し居るものなるを以て本件附加税の實施は當然條約國との協定を要するものなり、而して本件附加税の制定は中國農産其他産業

振興の主旨に反し大局上中國自國の不利たる而已ならず中國原料品の重要消費市場たる我國需要者の負擔を加重ならしむる結果となる有害無益の關稅なるを以て速かに該附加税を廢止せしむるの要あり。

### (ハ)噸稅附加税

中國開港地に出入する船舶の噸稅は之亦條約に依て制定せられ一八四三年英清追加南京條約(第十七條)及一八五八年英支間に締結せられたる天津條約(第二十九條)及日清通商航海條約に於て百五十噸未満の汽船は一噸に付海關兩一匁、百五十噸以上同四匁の噸稅を賦課する旨協定しあるに不拘國民政府は該協定を無視して七月十一日より突如五割の本件附加税(二匁の引上にして一噸に付海關兩六匁となる)を實施せるが之に對し列國の船舶業者は強硬なる抗議をなしつゝあるも未だ其目的を達するに至らず。

從來の噸稅は世界に類例無き高率なるを以て當業者齊しく其の低減を切望し居るの秋に當り却て不合理なる増稅を強制せらるゝは到底堪へ難く特に利害關係深き本邦船舶業者の打撃甚大なる而已ならず中國に取りても通商港の繁榮を阻礙し豫期の收入を得ざる結果となるは明かなるを以て此際嚴重中國當局に抗議し速かに之が撤廢を斷行せしむること必要なり。

### (ニ)石炭特稅

南京國民政府は石炭稅收入を整理する目的を以て江蘇省煤類特稅總局なるものを設け該局大綱及特稅規則を布告し七月一日より實施し更に引續き同十一日より石炭通過稅を實施せり、即ち該規則に據れば江蘇省内に於て消費せらるゝ石炭は凡て一噸に付銀一弗八厘の特稅(消費稅なり)を賦課せられ(第四條)他省向け輸送せらるゝものに對し通過稅として其半稅を課稅するものなるが實際に於ては其適用頗る苛酷に失し汽船燃料炭の如き戻稅の特典あるものに對して特稅を課し他省向輸送炭に對して通過稅として其半稅を徵收する規定を設けつゝ尙消費稅を賦課せるの例尠なからず。

本件は勿論中國内地稅にして之が立法權は中國政府の自由なるが如きも外人に對しては之を適用する權限なきものなり即ち日清通商條約第十一條及一八五八年の英清天津條約第二十八條に於て日英人(其他も亦同様)が中國内地と開港場間に貨物を輸送する場合釐金其他内地稅の抵代として從價二分五厘に相當する稅金を納付するを要し之を完納したる後は別に不法の課稅を爲し商人に損害を蒙らしむるを得ずと協定せる條文に照し此種消費稅及通過稅の設定は條約國の承認を経たる後に非ざれば外人に對して效力を發せざるものなり又一九〇二年の「マツケー」條約第八條第八項に於ては英國は中國が自國產の貨物に對し消費稅を賦課するを認め居ると雖も這は釐金稅全廢を條件とするものなるを以て釐金を撤廢せざる以前に於て中國が勝手に此種稅制を實施するを得ざること勿論なれば本件は條約違反を理由とし其撤廢方を抗議すべし。

## (ホ) 出廠税

九月一日より實施せんとする工業製品出廠税條例に於ては洋式機械を使用する工場製品は輸入税率表の同一商品の税率に依り課税(第二條)せられ其使用原料に對して戻税の特典(第五條)を與ふるものなるが元來現行單一税は國內産業保護政策より出でたる國內法の規定にして條約に依り制定せられたるものに非ざれ共「マツケ」條約第八條に於て英國は中國の輸入税を一割二分五厘迄引上を承認し其緩和策として中國に於て生産せらるる機械製品に對して從價一割の單一生産税賦課を認むる旨(第九項)規定せるも之れ釐金税撤廢を條件とするものなり又追加日清通商條約第一條に於て中國の徵收する生産税、消費税、機械製造品税等の内地税に關しては日本は各條約國が中國と協議決定す可き同一の取極に依ることを承諾する旨を議定し居る關係上假令國內法なりと雖も條約上に明定しあるものと全然同一の生産税(出廠税)を制定し其税率引上を行はんとするに際しては勿論關係列國の承認を得るを要す。

翻て之を邦人の立場より論ずれば我國家産業の大局より觀て在支邦人工業の發展を促進し之が順調の發達を助成するの法策を講ずるは正に現下焦眉の急務にして近年本邦内地の工場が漸次中國に移動せんとする趨勢を示しつつある際に於て不法なる出廠税の爲め當業者の課税負擔を重からしむるは延て我在支工業を根柢より破壊する結果となるを以て中國の南北何れの政府たるを問はず嚴肅に

條約上の義務を履行し合法的行爲に出でざる限り本税を實施せしめざるやう嚴重抗議するの要ありと認む。

(備考)從來綿糸は種類の如何に不拘一俵に付上海兩三兩六八(但附加税二兩二三を含む)の單一税を課せられしも新税率に據れば十六番手は十七兩五五にて従前に比し六倍、廿番手は十九兩三〇にして従前の六倍、四十二番手は廿九兩八三即ち従前よりも八倍以上の高率となり更に綿布(四十反入)は従前一俵三兩六四のもの新率に依れば廿八兩即ち八倍以上の高率となり是迄在支日本紡績業者の納税額は年百萬兩内外なりしもの今後は千二百七十萬兩以上に達すべし殊に海外輸出の綿糸布は從來無税なりしも本税實施後は前記の如き重税を課せらるる事となり對外的競争に於て到底勝利を博する餘地なく中國綿糸布の海外輸出は自滅するの外なし。

## (ハ) 撤廢せらる可き税

國民政府に於ては國定關稅稅施と同時に裁撤國內通過稅則條例に依り。

貨物釐金税、鐵路貨捐、郵包厘金、

商埠五十里内外に在る常關稅及其他内地常關稅、子口稅、沿岸貿易稅、移出入稅、落地稅、

前記諸稅を撤廢する旨發表せり、永年列國が希望して目的を達し得ざりし釐金稅を廢し且つ之と實質に於て全然同一なる常關を撤廢すると共に更に其他諸稅を裁撤せんとするは維れ吾等多年の宿望

にして若し其實現を見るに於ては國民政府の英斷に對し深甚の謝意を表する次第なるも翻て之を實際問題として覈ふるに政情極度に紊亂し政令更に行はれざる中國の現状に於て事實上從來の軍閥と何等選ぶ所なき國民政府の微力を以て永年の積弊にして而かも地方軍閥の主要財源（六省の釐金税は年額二千百五十餘萬元と稱す）たる釐金税制度を全廢するが如き容易の業に非ざるべし。

(ト)關稅自主宣言に對する意見

南京政府は關稅自主を宣言し九月一日より國定關稅を實施する旨布告せりと雖も中國の關稅は嚴然たる對支國際條約の規定に依り列國との協定制度となり居り關係條約國の協議決定を俟たずして中國が單獨宣言に依て簡單に關稅自主權を回收し得るものに非ず今日三民主義を標榜すると否とに關せず又政府の何れたることを問はず中國今日の内亂は純然たる新舊軍閥の政争に外ならず、從て彼等軍閥は各自の目的を達せんがため國際條約不履行より來る重大なる結果を顧慮するの遑なく其態度兎角常軌を失し時局を紛糾せしむること其例枚擧に遑あらず、倘し此種中國政府の條例を蹂躪せる如き關稅自主を默過せんか必ずや其橫暴に遑あらず、無く邦人の對支通商並に企業は終に根蒂より覆るゝに至る可く斯ては共存共榮の重大關係を有する帝國國運の消長よりするも將又東洋平和の保全よりするも前途洵に寒心に堪へざる次第なり。

從來我國は日支共存共榮の見地より中國の正當なる要求に對しては常に深甚の同情と好意とを以て

之に莅り大正十四年十月より翌年七月迄北京に開催せられたる支那關稅特別會議に於て中國全權より關稅自主案を提出したる際日本全權は「關稅自主の問題に對し日本は友誼的考慮を加ふるに十分の用意ある旨」を述べたるが維れ正に日本の眞意を表明せるものにして吾等在支商工業者も亦今日主義に於て中國の關稅自主に反對するものに非ざれば其之が實現は完全なる合法的手續に依らざる可からず、然るに國民政府は日本の誠意を顧慮せず重大なる條約上の責務を履行せず不合理なる關稅自主權を回收せんとしつゝあるも斯の如き狂暴なる行動は斷じて許容す可きものに非ず、非は飽く迄非として糾弾するを要す仍て今次の不法宣言に對しては列國は一致協力し確固たる方針と斷乎たる決心を以て右宣言の撤回せしむるやう條約上の權利に基き強硬抗議の必要あり、而して將來名實共に中國を代表する政府に依り合法的手續を以て提議せらるる迄絕對に本件交渉の要求に應ぜざるやう列國と協調あらんことを望む。

要之、吾國は中國の爲め政治的に既往幾多の犠牲を拂ひ今や亦條約上の權利を無視せる不當苛税の強制に依り經濟的に多大の脅威を感じつゝあり殊に將來中國の對内外關係益々錯綜するに連れ其累測り難きものあらんとするの際帝國政府は此國家經濟上の甚大なる損失と對支商工業者の現に蒙り又將に蒙らんとしつゝある多大の損害と苦痛とに鑑み此際列國と協調し首題の主旨貫徹するやう飽迄國民政府を反省せしめられ度最善の措置あらんことを切望す。

以上



右當會議所役員會の決議に依り謹て及請願候也

昭和二年八月二日

上海日本商業會議所

會頭

米里

紋吉

内閣總理、外務、商工、大藏、農林、各大臣宛

### 我實業團體が商權擁護の宣言

南京政府が其の内亂に乗じて屢々條約違反の行爲あり漢口事件南京事件の如き重大案に對してすら解決するの誠意なきのみならず更に不當附加税を賦課するの通商貿易を妨害し國際信義を蹂躪するの暴舉に出づる等外人に對する侮蔑的態度益々加はり遂には支那より外人を驅逐せざれば止まざるの勢に在るに鑑み我が十六實業團體は斷乎として自營の方策を講ずるに決し左の如き商權擁護の決議を發表した。

### 決議

近年支那に於ける内亂の頻發に伴ひ條約違反の事例續出し殊に南軍の支配下に於て最も甚しきものあり而かも彼の南京事件漢口事件の如き不祥事に對し今尙何等解決を與ふるの誠意なきのみならず最近南京政府が列國の抗議を顧みず各種の不當附加税を賦課し又近く九月一日より擅に關稅自主權

を行使して通商貿易を妨害し出版税を設けて外人の企業を撲滅せんとするが如きは故意に通商條約を蹂躪し國際信義を無視するの暴舉と謂はざるからず之に對し若し列國にして從來の如く徒らに隱忍自重唯一片の抗議を爲すに止めんか南京政府の外人に對する侮蔑的態度は益々増長して殆んど底止する所なかるべく在支外人は遂に支那より全部撤退するの已むなきに至るべし之れ實に對支通商及企業上最も重大なる關係を有する我國民の斷じて忍容し難き所たるのみならず同時に亦支那國民の福利を増進せしむる所以にあらず。

帝國政府は宜しく進んで列國と協同して先づ南京政府に對し強硬なる態度を以て其の反省を促がし條約の規定を尊重せしむるの方法を講ずべし若し夫れ列國の協調にして不可能ならんか帝國政府は日支兩國の政治的經濟的特殊關係に鑑み斷乎として單獨自衛の方策を講じ以て破壊せられんとする我が商權を擁護すべし。

昭和二年八月八日

對支商權擁護聯盟大會 (參加實業團體)

日本安全燐寸同業組合 日本棉花同業會

日本船主協會 日華實業協會

大阪貿易同盟會 大阪貿易協會

k26R-5

不當課税之關稅自主

五百七十八

- 大阪工業會
- 大阪綿糸商同盟會
- 大阪實業組合聯合會
- 大日本紡績聯合會
- 神戸海陸產物貿易同業組合
- 堺商業會議所
- 京都貿易協會
- 京都輸出絹業會
- 京都實業組合聯合會
- 輸出綿糸布同業會
- 兵庫縣護謨製造同業組合
- 大阪綿布商同盟會
- 大阪商業會議所
- 和歌山商業會議所
- 神戸貿易同業組合
- 神戸商業會議所
- 在華日本紡績同業會
- 京都工業同盟會
- 京都商業會議所
- 輸出協業會
- 時事研究會

(イロハ順)



